昭和26年度～

消防協會報

月刊 毎月十五日發行
編輯發行人 佐藤忠太郎

發行所 秋田市土手長町 秋田縣消防協會
定價 一部 八圓

春季防火週間

全縣一齊防火運動ひらく

四月九日から十五日まで

本年一月から三月末迄本縣の火災發生件數は一二二件、燒失坪數六、一〇五坪損害額一二五、〇三七、〇五五圓で、昨年同期に比較して件數で一三件の增であるが、坪數で三一三四坪、損害額で七六、七九九、六二〇圓の減を示し、發生度數に反比例して被害額が減少し、消防陣營の堅實な歩みがうかがはれるが、縣では更にこれを持續せしむべく、消防協會共濟の下に全縣一齊に火災豫防週間を實施することになり、その旨各市町村長に通牒したが、實施項目は次の通りである。

(一)幼兒少年等の弄火防止
(二)主婦、炊事婦、使用人に對する火氣取扱要領の指導
(三)火夫その他火の使用、取扱を業又は職とする者の教育
(四)消防施設（機械器具、水利、消防道路）の整備充實を圖る
(五)消防技能（機械器具の操作、消防戰術）の練磨に努める
(六)初期防火と飛火警戒体勢の確立とその訓練
(七)火災豫防組合の結成とその訓練
(八)火災警報の發令とその傳達の徹底
(九)火災警報發令時における一般の心構と措置等に關する事項
(十)縣及び消防協會にて行う事項
(1)計畫の策定と市町村の指導
(2)ポスターの作成頒布
(3)火災統計の發表
(4)防火作文の募集
(5)防火標語の募集
(6)火の元檢査票の配布
(7)防火教育資料（防火のしおり）配布
(8)ラヂオ放送、新聞廣告
(9)映畫會利用
(10)街頭宣傳（縣廣報自動車による）
(11)實施狀況の觀察と指導
(1)當該市町村の運動計畫の策定
(2)火災豫防組合の結成推進
(3)少年警火團体又は少年消防クラブの指導
(4)研究會又は座談會の開催
(5)學校その他團体方面への連絡
(6)その他必要ある事項

四、消防署、消防團にて行うもの
(1)消防署員、團員による立入檢査（火の元檢査）
(2)消防施設（機械器具、水利、道路）の點檢整備
(3)訓練の實施
(4)不時驗付訓練
(5)團上訓練（幹部）
(6)放水訓練
(7)操法訓練
(8)消防署の開放參觀
(9)郵政省所管建物の防火

洗察の有の外實情に適したもの

就任のことば

民生部長 森松孝作

私は昨年五月本縣勞働部長として就任しましたが、この汚名を拂拭しなければならないと念願するものであります。

而してこれは非常に難事業でありまして縣民全般の書段の努力、協力を得なければならないのであります。民生部の責り方としては常時たゆまない努力を續けて參りたいと思うのであります。これは又むづかしいので一に一たして二になると云う事になるものではありませんからともすれば力がはいらなくなり、そこに間隙が出てくるのであります。

寝ても起きても火の用心みんながこの心掛を忘れず常時實行せられて始めて無火災秋田が實現せらるゝのであります。縣がどんな豫防宣傳に力瘤を入れて見た處で縣民の一人〳〵が「又火防宣傳か」という風に流されて日常生活の上に氣をつけてくれなければ無意義になるのであります。どんな立派な講演を聞いても之を受くるものの心構でありまして、万一幸にして發生した火災を如何にして最少限度喰止めるか準備を怠らないよう工夫すべきであります。そして斯る準備こそ万一の際豫防價値があるものと考へるのであります。

縣下に火災の多いのはどんな理由によるか探究したなれば一利もないと思ひます。前に宮城縣に於て大空襲に會い更に北上川の汎濫に際し、共に關係部長として任

たくない日本一の評を受けて本年二月十三日民生部長兼任を命ぜられ、同時に縣消防協會幹事を委嘱せられまして縣下三萬二千の消防關係者各位とは最も關係深い事務に關與することになりました。何分よろしく御支援下さいますよう紙上を借りて御挨拶申上げます。

本縣は從來火災發生件數に於て又その損害額に於ても全國に優位し甚だありがたつたものでありますが、本年二月十三日民生部長兼任を命ぜられ、同時に縣消防協會幹事を委嘱せられまして縣下三萬二千の消防關係者各位とは最も關係深い事務に關與することになりました。何分よろしく御支援下さいますよう紙上を借りて御挨拶申上げます。

本縣は從來火災發生件數に於て又その損害額に於ても全國に優位し甚だありがたくない日本一の評を受けて本年五月本縣勞働部長として就任しました。

國家消防廳長官の表彰

去る三月七日消防記念日に最近十ケ年間の消防施設優良團として

西馬音內町消防團
永年勤續（二十五年以上）消防職員として
湯澤町消防署長
高橋文太郎
同じく（三十年以上）消防團員として
拂戸村消防團長
鈴木周助
がそれぞれ表彰された

大館市消防團等表彰傳達式擧行

去る二月二十七日防團法人日本消防會から優良消防團並びに消防團員として次のとおり表彰され、縣廳會のとおりにおいては去る三月十三日これが傳達式を擧行した。

一、消防團
表彰旗 大館市消防團
表彰狀 西馬音內町消防團
〃 北内越村消防團

二、消防團員
(1)功績章
土崎消防團
團長 藤井雄治
指田町消防團
團長 兒玉良太郎
能代市消防團
副團長 宮腰庄左郎
(2)表彰狀
船越町消防團
團長 安田徳太郎
田代村消防團
團長 安田徳太郎
鶴川村消防團
副團長 大場龜太郎
下井河村消防團
團長 齋藤禮吉
秋田消防團
分團長 堀井小之助
廣瀬村消防團
團長 當摩慶太郎
森岳村消防團
副分團長 柳谷義直
下郷村消防團
團長 佐藤謙吉
岩見三内消防團
副團長 佐々木金之助
常堀部長 貝塚金之助
濱田村消防團
副團長 谷藤義藏
山瀬村消防團
團長 片岡忠一
岩崎町消防團
副團長 高橋長藏
面潟村消防團
團長 須田修治
船川港町消防團
分團長 安田覺治
綾子村消防團
團長 鈴木熊八郎
毛馬内町消防團
副分團長 池田光三
鹿渡町消防團
副分團長 近藤武喜
富根村消防團
團長 工藤重太
飯島村消防團
團長 久米兵吉
神代村消防團
團長 高倉溝四郎
班長 高橋與市郎

防火移動展

縣内三ケ所で開催

縣では防火運動の一環として毎年防火週間中に防火展示會を催し一般から好評をハクしているが、今年はこれをより多くの縣民に觀覽せしめ、防火思想の普及徹底を計るため縣内三ケ所に於て開催することとなつた。最近に於る種々の火災統計や明治以來の大火記錄等盛り澤山のもので日程は次の通りである。尚夜はナトコ映寫機に依る映寫會が催される

四月九日、湯澤町（映寫會）
四月十日 六郷町（映寫會）
四月十一日 大曲町
四月十三日 二ヵ井（映寫會）
四月十四日 大館市
四月十五日 扇田町

移動展の會場

原稿募集

縣消防協會では協會報原稿を募集して居ります。評論、雜筆、紹介等會報に掲載を適當とせるものであれば何れでも結構でありますから、振つて應募下さい。尚掲載の分には記念品を贈呈致します。

「消防讀本」

GHQフランクリンCアンクロム著
日本消防協會發行
一、代價一部 壹百弐拾圓（送料共）
一、著者は多年アメリカに於て消防長としての實戰家であり、研究家でありまして、本書は著者多年の蘊蓄を傾けられしもので吾々消防人を稗益する所誠に多大であると信じます。殊に著者は吾國消防發達に寄與せられし所まことに甚大でありますから是非御愛讀を切望する。

防火と消火は
大阪森田ポンプで
ポンプの御用命は
信用ある大阪森田ポンプへ
秋田縣總代理店
代表者 山崎忠治
秋田市廣小路圖書館前
電話 256.7

松野式消防ポンプ
松野式高壓タービンポンプを一貫作業で製作致して居ります。消防ポンプの設置には實物を御高覽の上で御決定下さい。
自動車ポンプ、手曳ガソリンポンプ
附屬品一式
誠實迅速
松野ポンプ諸機械製作所
營業所 秋田市龜ノ丁虎ノ口13 電話 4716
工場 秋田市龜ノ丁龜ノ口11

協立の
ガソリンポンプ
特殊强力 大型 小型
株式會社 協立ポンプ製作所
能代市畠町道分 電話 418番

消防の充實

消防災害課長　手賀義雄

協會報特輯で私は消防災害課の在り方を書いた。私は課員と共にできるだけその線に沿うように努めているのであります。

しかしまだ思うように進捗していないので消防關係者の皆様に甚だ申訳なく存じているのであります。

しかし私共の至らないのにもかかわらず縣下各町村において消防の重大性を認識せられまして、或は消防機械の購入、水利施設の新設等消防力強化に格段のお努力を致されて居りますことについては縣下の火災絶滅のために感謝にたえない次第であります。試みに昨年度の消防設備の面だけをみますと、昨年中自動車筒一九基、ガソリンポンプ六一基の増設となっているのであります。

しかしどんな優秀な機械があっても人がなければ役に立たぬ如何に立派な水利施設があっても人にあるのであります。

しかしながら、消防隊そのものが驕体であっては有事に際して期待に反する結果となるのであります。

そこに縣が大いに消防講習所の活用を意図する所以であるのであります。

一、省みますと従来の幹部講習等を計畫致しましても案外入所希望者が不足だったりしてガッカリさせられたものであります。

又三月中旬から縣下一部の方面については、ポンプの性能検査を實施致して参りましたが、その結果については東京消防の無線車も化學消防のポンプは何處で使用しまして居るか、防毒面の池と町中を縦横して居る川の水が主たる水利であってこれで充分だ、というからそれでは村の隅々までとどきます。

況やこれは一應論せずに置いて、かとたずねた所がそれは判らないというからよく調べて見ると五十米以上は水のとどかない所がある。もしこれを放置してあった例もあります。

火災季節を目前にして真に消防力が或時には常備ポンプの不充分から今一歩という處で放水ができない狀態表致しておりますが通り多額の費用を投じて購入したポンプも手入不充分だったり或は係員の機械に對する研究の不充分から今一歩という處で放水ができない狀態に放置してあった例もあります。

消防は第一に惨村消防に相當の計畫がされて居りこれに基いて訓練が行なわれなければならないとて將來の維持管理や道路・水利等を考慮するとなしに計畫を進めている處もないとはいへないのであります。

或は予算の關係もありますが中古品を購入して修繕費に追はれているといつたよ

程優秀な大型自動車を入れ

財政上の見透し、人員構成の關係等その市町村の實情に即した具体的な計畫のもとに一歩々々の計畫の實現を期してゆくことこそ消防力の充實であると私は申上げたいのであります。

なお例がないではないのであります。

昭和二十六年度の事業計畫

縣消防協會

本縣における火災の發生件數は逐年増加の傾向にあるため昭和二十六年度適當管理事會において強化徹底を図るため昭和二十六年度適當管理事會において消防施設と消防活動の

一、表彰
1、火災現場功勞の表彰
2、支部又は分會運營大會（知事賞の出ない場合の表彰）
3、功績並びに勤續の表彰
4、その他

二、弔慰救濟
1、職務のための死亡、殉職、長期療養等の弔慰見舞
2、在職中の死亡並びに退職の弔慰見舞
3、消防團員以外のもの

三、防火思想の普及宣傳
1、防火座談會の開催
2、防火宣傳並びに團員の慰安會の補助（各支部一ケ所）金三〇〇〇圓
3、火災豫防組合（團）の結成の奬勵（助成金一ケ町村一〇〇〇圓）
4、巡回映畫の開催

四、認奉
1、消防先進地又は災害地の視察

五、講習
1、ポンプ操法講習會開催に對する補助金交付
2、短期消防講習の受講者へ受講手當の交付
3、支部又は分會と共催で一日乃至二日の短期講習の開催
4、長期一ケ月の機關科講習受講者等への受講手當の交付

六、消防火會
1、全縣の消防團大會の開催
2、全縣動力ポンプ操法（自動車、手輓ガソリン二種の操法）大會の開催

七、慰靈祭の執行
1、殉職消防團員の慰靈の執行

八、研究
1、消防所長常備部長及び團員の一部より成る特別研究部會の研究會の開催

九、協會報の發行

十、消防協會報を發行して消防關係方面へ無償配付

十、受講奬勵
1、團員消防、日消において開催する講習會に對する奬勵金を交付して受講を奬勵する。

十一、縣のポンプ修理班への協力
1、縣の實施するポンプ修理班へ修理の間消と完備を期するため協力すること。

十二、消防器材の斡旋

以上

消防雜感

秋田市消防長　坂本秀雄

私はいつもこん事を考へるのであるが世間で同一の職業柄に公共の目的の仕事で消防位置のあるものはないと思う。たとへば東京消防廳の消防と一寒村の消防のようである。しかしこの差は本當に當然の姿であろうと思ふ。

消防隊そのものが驕体であっては有事に際して期待に反する結果となるのであります。

そこに縣が大いに消防講習所の活用を意図する所以であるのであります。

一、省みますと従来の幹部講習等を計畫致しましても案外入所希望者が不足だったりしてガッカリさせられたものであります。

又三月中旬から縣下一部の方面については、ポンプの性能検査を實施致して参りましたが、その結果については東京消防の無線車も化學消防のポンプは何處で使用しまして居るか、防毒面の池と町中を縦横して居る川の水が主たる水利であってこれで充分だ、というからそれでは村の隅々までとどきます。

況やこれは一應論せずに置いて、かとたずねた所がそれは判らないというからよく調べて見ると五十米以上は水のとどかない所がある。もしこれを放置してあった例もあります。

火災季節を目前にして真に消防力が或時には常備ポンプの不充分から今一歩という處で放水ができない狀態に放置してあった例もあります。

消防は第一に惨村消防に相當の計畫がされて居りこれに基いて訓練が行なわれなければならないとて將來の維持管理や道路・水利等を考慮するとなしに計畫を進めている處もないとはいへないのであります。

或は予算の關係もありますが中古品を購入して修繕費に追はれているといつたよ

財政上の見透し、人員構成の關係等その市町村の實情に即した具体的な計畫のもとに一歩々々の計畫の實現を期してゆくことこそ消防力の充實であると私は申上げたいのであります。

なお例がないではないのであります。

本會は縣と表裏一体となつて消防思想の普及宣傳に努めるから消防關係者は勿論一般縣民各位の一層の御協力を願つて何より恐しい紅蓮の炎から救はれるよう努めたい。

計畫事項

一、表彰
1、火災現場功勞の表彰
2、支部又は分會運營大會（知事賞の出ない場合の表彰）
3、功績並びに勤續の表彰
4、その他

二、弔慰救濟
1、職務のための死亡、殉職、長期療養等の弔慰見舞
2、在職中の死亡並びに退職の弔慰見舞
3、消防團員以外のもの

三、防火思想の普及宣傳
1、防火座談會の開催
2、防火宣傳並びに團員の慰安會の補助（各支部一ケ所）金三〇〇〇圓
3、火災豫防組合（團）の結成の奬勵（助成金一ケ町村一〇〇〇圓）
4、巡回映畫の開催

四、認奉
1、消防先進地又は災害地の視察

五、講習
1、ポンプ操法講習會開催に對する補助金交付
2、短期消防講習の受講者へ受講手當の交付
3、支部又は分會と共催で一日乃至二日の短期講習の開催
4、長期一ケ月の機關科講習受講者等への受講手當の交付

六、消防火會
1、全縣の消防團大會の開催
2、全縣動力ポンプ操法（自動車、手輓ガソリン二種の操法）大會の開催

七、慰靈祭の執行
1、殉職消防團員の慰靈の執行

八、研究
1、消防所長常備部長及び團員の一部より成る特別研究部會の研究會の開催

九、協會報の發行

十、受講奬勵
1、團員消防、日消において開催する講習會に對する奬勵金を交付して受講を奬勵する。

十一、縣のポンプ修理班への協力
1、縣の實施するポンプ修理班へ修理の間消と完備を期するため協力すること。

十二、消防器材の斡旋

以上

松野會長再選

本會は新年度を控えて三月十八日秋田市において昭和二十六年度通常理事會を開催し松野會長外十八名の出席のもとに午後一時開會し松野會長の挨拶あり續いて昭和二十五年中の事務並びに事業の概況を報告して次に事業の議案の審議に入り深重審議し併かも事業の運營について発展的意見の開陳あり、その熱意と責務の旺盛には全く敬服の外なかつたのである。

夫々承認又は可決を得て後來賓藤松民生部長の挨拶があつて閉會した。

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の三要素（水、消防資材、人）の一つは資材であるが、これがはたしてその土地に適合しているか何うかが疑問である。

假に大火事になつて消防力が不足の場合はポンプの中繼驗定をするか或は村民が火事ときいたら馬穴や雪の時スキ具を持つて現場に駆けつけることを考えることやあるいは風力。風向によつて最火事を見たことがないという場合にどうすべきかを考えて從ぐべきであつて、假りに一町村全滅的に發失しても悔いなき職いをしたわけでなく出來たものを買つて來るのであるから駄目である。

都市消防も昔は多少大中小に似た形をもつて

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

火事に消防の弱點をいへば至つてはこの點はメチヤメチヤで居られないことだが私の所にポンプの購入賛成の相談に相當來られる。

色々の話の末に私の意見としてお答えを素直に受入れて適當のものを購入して行くのはその一例であつて、又水利の選定、火災に對する方とがあるが後者の場合には多くは決定しない。

それでは又ということは調練がしてない證據である。消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

この席に火事があつたら何べきであつて三段階とは極めて平凡なことから無風狀態のような稼伴のよい火災ではない。この村では年に何遍位演習するか伺うと四回は出やつて居ることが判つたのでその方法について伺うと

ただ演習信號によつて集合しいつも同じ場所で放水をつきて後日に述べる）これは散發火災に對するすれば燃え出すのはあたりまへである。

一例を擧げれば現在保有してあるポンプから始まるというても決して過言でない。

消防の第一歩はこれ氣に食はないかぬも知れないが農村の大型ポンプ要求組の大多數は村内の道路のうち

【未完】

ニツサンの消防車

ダツトサンの消防車

國産消防車の大部分はニツサンです。消防車の御相談は先づ秋田日産へ……

秋田市上新町12番地

秋田日産自動車株式會社

電話 3047・4712・3881～3

消防車なら……いすゞ

強力!!　快速!!

大型なら――T×80型（ホイルベース4M）

中型なら――T×30型（ホイルベース8M）

秋田市大町二丁目　電3433

秋田いすゞ自動車株式會社

北秋田支部長
大館町消防團長　渡邊綱次
南秋支部長
船越町消防團長　島　兵治
河邊支部長　安田惣太郎
川添村消防團長　伊藤隆治
由利支部長
平澤町消防團長　松野盛吉
仙北支部長
大曲町消防團長　藤田慶次郎
平鹿支部長
横手町消防團長　山本三郎
雄勝支部長
湯澤町消防團長　高橋文太郎

四、基本財産一部處理について（可決）

北支開發債券の抹消處理

五、昭和二十六年度歳入歳出豫算について（可決）

一、歳入高
金一、六二九、七三八圓
一、歳出高
金一、六二九、七三八圓

以上

出決算について承認

二、會則一部改正について（可決）

第十一條　常任理事は各支部の支部長の職にあるものの及び消防主務課員にして會長特に推薦したものを充て會長これを委嘱する。

三、役員の改選について（整備委員によつて決定）

會長　平澤町消防團長
副會長　松野盛吉
秋田消防團長
長澤良吉
大館町消防團長
渡邊綱次
常任理事は顧問の會則改正によつて決まる支部長の支部長の支部長
その他を委嘱した。

秋田市支部長
秋田消防團長
鹿角支部長
花輪町消防團長
長澤良吉
淺利寛三

待望の 消防組織法改正なる

第十國會において消防組織法の一部を改正する法律が成立し、昭和二十六年三月十三日法律第十八號を以て公布されたが、その改正の要點は次の通りである。

（樣　式）

一、第四條國家消防廳の所掌事務のうち檢定についてはこれ消防法の一部改正によりその對象となるものが改正されたので、これと線をそろえて消防の用に使用する設備及び機械器具の外資材を加え防火塗料防火液その他の防火薬品等をその對象としたこと。（第四條第九號）

二、「消防團の外……を置くことができる」とあつたのを「消防團を各號の中に入れて整理し四種の消防機關の全部又は一部について設置の義務を課したこと。（第九條）（消防吏員の階級の基準）

三、從來市町村に一任されていた消防吏員の階級についてその基準を國家消防廳が定めるようにしたこと。（第十一條第二項）

（消防職員及び常勤消防團員の任免給與服務、その他）

四、地方公務員法施行に伴い消防職員及び常勤消防團員の任免給與服務その他に關する事項についての規定を整理したこと。（第十二條、第十五條、第十五條の二、第三項、第四項第十七條）

（消防團員）

五、從來市町村條例できめられていた消防團員の任免指揮系統について法律に規定したこと。（第十五條の三）

（公務災害補償）

六、非常勤の消防團員の公務に因る災害について、その市町村の消防吏員（消防吏員を置かない市町村では財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ市町村が補償をしなければならない事としたこと。（第十五條の四）國家消防廳の權限

七、從來國家消防廳は要求があつた場合のみ市町村長又は市町村の消防長に對し助言を與え及び設備等の整備ができたのであるが、今回必要に應じて都道府縣知事又は市町村に勸告をし要求があつたときは都道府縣知事、市町村長又は市町村の消防長に對し指導をすることもできる樣にて又斡旋の對象に機械器具を加えたこと。（第二十條）相互應援協定

八、協定の主体に「自治体警察」を加えたこと（第二十四條第二項）（消防の事務組合）

九、消防の事務組合は消防組織法施行の際既存の町村全部事務組合又は役場事務組合のみが認められ消防團員の公務に因る災害について、消防團員の公務に因る災害補償については、第十五條の四制定の趣旨に鑑みこれが實施について具体的方途を講じ從來の公職選擧立候補）

十、公職選擧法の一部を改正し、消防團員その他の團員で非常勤の者は現職のまま公職に立候補できる樣にしたこと。（附則二）

運營上の注意事項

一、今回の改正によつて團長又はその他の團員が現職のまま公職に立候補できることとなつた趣旨は消防團員その他の消防團員の職務性格から立候補禁止の解除をはかつたまでであつてこれによつて消防團員又はその他の消防團員が團又は團員の名義を以て選擧運動その他の政治活動をすることを許容する意味ではない。從つてこの點に關して先程當廳で示した消防團條例準則の運用についても何等かわるものではない。

二、非常勤消防團員の公務災害補償については、第十五條の四制定の趣旨に鑑みこれが實施について具体的方途を講じ從來の公職選擧法上非常勤の者とはつきり區別され一般地方公務員と同樣に取り扱われるようになつた。從つてこの際市制施行地又はこれに準ずる有力地方公共團体等であつて消防本部（署）を設置することが消防團員の職務性格から立候補禁止の解除をはかつたまでであつてこれによつて消防團員又はその他の消防團員の選擧運動その他の政治活動を容認する樣にしたこと。（附則二）

三、財政その他の事情から早急には第六條の責任を全うし得ないような町村及び積極的に消防の事務組合を設置することが適當と認められる町村にあつては相寄り相はかつて第二十六條の二を活用して消防の事務組合を設けて積極的に消防機關の選擧と整備をはかり得ることとなつたのである。

四、消防職員及び常勤の消防團員は地方公務員法の適用を受けることとなつたから同法の定めるところに從い任免、給與、服務その他の事項に關して別に示すところに基き、條例又は規則を整備し、その適用に遺漏のないよう措置すること。

五、消防吏員の階級の基準となるべき準則は追つて示すがこれに則り市町村規則に定めること。

六、第九條の改正は從來公務員に適用のある勞働基準法の精神に則り賃金について消防吏員のベースに準據して。

七、消防職員及び常勤の消防團員の處遇等消防職員のそれと極めて類似しているものであつて地方公務員法上非常勤の者とはつきり區別され一般地方公務員と同樣に取り扱われるようになつた。從つてこの際市制施行地又はこれに準ずる有力地方公共團体等であつて消防本部（署）を設置することが消防力を強化しうると考えられるところでは速に消防團常備消防部を消防本部（署）に切り替え消防を譬じて消防力を強化擴充するよう措置すること。

八、今回の改正によつて新たに加えられた都道府縣知事及び市町村長に關する國家消防廳の勸告及び指導に關しては、それらの消防行政が健全に發達することを所期して積極的又は個別的に積極的に活用する意圖であること。

私の町の火災豫防組合

能代市消防長　小林佐一郎

この度縣のお奬めにより各町村に火災豫防組合をつくることになるようですが、この際郡内でも御參考になれば幸いと存じまして、不肖ながら當地の組合の後況を申述べさせていただきます。

數多い火災の、その大部分は過失によるものであつて注意さえすれば――、ここに豫防運動の意義があり、これまで幾度となく組合の結成が繰返して行はれたのも宜なる筈でありますが、曾つてその成功を記憶しておらないのであります。

然職後火災の激增は、復興金上にある我が國として寒心に堪えないばかりでなく放置をゆるさない段階迄も至つたのでありまして、我が能代市もまた終戰の昭和二十五回であつた火災が、あの大火のあつた昭和二十四年には大小合して四十回という激增振りで、しかもその九十六%は失火でありまして、豫防面に緊急且効果的な手を打たなければならない羽迄ついた情況下にあつたので、これまでの貴重な經驗と、市民性とを考え次ぎのような構想の下に、全市に火災豫防組合をつくることにいたしたのであります。

一、市民の心に融け合うこと。

二、組合は、あくまで自主的であること。

三、對消防關係では相談は會の役員として諮詢、研究、企畫の三部を設け、民及び組合の活動に資する間接的機關としたのであります。勿論、正副會長は區毛の互選とし、市長、消防長、消防團長、司令の若干名は部の構成員となつております。

五、經費は全然組合の負擔とし、助成しないこと。

六、結成期間は三、四の二月より五月より活動を開始すること。

七、消防後援すること。

以上の通り徹底した自主的團体としたのでありますがその効果を期待するため、信賞必罰の精神にならつて無火災及び協力、發明等の表彰制度を設け、その第一回を本年三月七日の消防記念日において國体、個人を合して百四十九名を表彰いたしました。

なお、更にこれを消防團の分團地域に分け區長を置いて活動の中心体とし、又區長を以て運營、研究の役員として諮詢、研究、企畫の三部を設け、民及び組合の活動に資する間接的機關としたのであります。勿論、正副會長は區毛の互選とし、市長、消防長、消防團長、司令の若干名は部の構成員となつております。

五、經費は全然組合の負擔とし、助成しないこと。

六、結成期間は三、四の二月より五月より活動を開始すること。

七、豫防後援すること。

以上の通り徹底した自主的團体としたのでありますがその効果を期待するため、信賞必罰の精神にならつて無火災及び協力、發明等の表彰制度を設け、その第一回を本年三月七日の消防記念日において國体、個人を合して百四十九名を表彰いたしました。

なお、更にこれを消防團の分團地域に分け區長を置いて活動の中心体とし、又區長を以て運營、研究の役員として諮詢、研究、企畫の三部を設け、民及び組合の活動に資する間接的機關としたのであります。

豫防運動の成果は下表の通りで驚くべきものがあります。

五月から一斉に活動を始めたのですが、先ず五、六月を無火災として成績においては三十億七千萬圓（大火の損害三十億七千萬圓）に對して七百五十萬圓と大きく減つております。

本年は更に昨年の半減を目標として毎月二十日の定期火の元檢査の外、一日、十一日の二回を加え、又は無火災地を組合表彰する。或は夜警、座談會、標語、圖畫の街頭展示會を行う等、組合毎に眞劍なる活動をしておるのであります。

其他協力面においては、市内十二ケ所の貯水池を組合員の奉仕により完成した外、分團配屬自動車ポンプの運轉者を組合費を以て奉仕せしめた等顯著な消防修養の運營、施設の改善、向に大きく動きつつあることは特筆すべきであると思います。

組合內よりの火災に際しては、消防本部を來訪すると共に組合長名を以てお詫びの新聞廣告をする等、眞に我が事として取扱うさまは、金く頭の下がるものがあります。しかし豫防運動の目標は火氣の取扱いを生活化することにあるのであから長い目でじつくり牛歩の堅實さで進めて行きたいものと念願しておるものであります。

飽ない構想を眞瓜めらしく申立て汗顏の至りでありますが、要は數えを受けるものの立場から一切を吐露したわけです。何分の御教示をお願い申上げる次第であります。

區別	1	2	3	4	5	5	7	8	9	10	11	12	計	備考
昭和24年	3	2	2	5	3	4	0	4	5	3	6	3	40	類焼失等で充分損害を与えたもの九件、他に入ない
同　25年	3	1	3	4	0	0	1	2	1	2	0	3	21	右同六件
同　26年	1	0	2											

消防ポンプ定期性能檢査始る 六月から簡易巡回修理

縣に於いては市町村消防ポンプを常に有事即應の体勢とするため、前項の修理が現地において困難な場合は適當な工場に運搬し修理を依頼する便宜を圖るものとする。

4、修理技術者は秋田縣の職員と臨時に嘱託した技術者をもつてこれに充てる。

5、修理を希望する市町村は別紙樣式によりその程度部位等の概略を具し直接縣に申込むこと。

6、申込みは縣に於ては各地方事務所毎に巡回修理企畫を次によつて定め關係市町村長に通知する。

7、前記の通知を受けた市町村長は指定の日時場所に車輛及機械係員を派遣

8、年一回實施する性能檢査及新規購入の車輛に對し然料登簿の都合上市町村の序列順に一連番號のネームプレートを交付する。

9、性能檢査の結果消防車輛としての効果を發揮しない場合は何等の理由なくして檢査を受けないものについてはその情況により然料の配分を中止することがある。

水防活動の強化

周知のように水防法の施行と共に消防團が中心となつて水防活動に當ることとなり縣に於いては水防團勢の強化推進をはかるため先般防上公共の安全に重大な關係のある水防管理團体を指定することができることになつていますが地方自治法の立法精神からいつても天下り的指定指定管理團体組織としたくない計畫であります。

河川の洪水による災害は終戰を契機として急激な増加を見、本縣に於ても昭和二十年七月、八月の大災害には水域に拘らず水腐の恐しさを体驗されたことと思います。

この原因として戰時中の修の不足、改良工事の遅延、消防ポンプの不足、異常に大きな雨量等が擧げられ、これに水源の荒廃、異常に大きな齎縣する河川行政の統一が一環として昭和二十四年八月三日水防法が施行されたのであります。

以來既川に比しく重要であるにかかつて見ますと遜色としていて遜まず又その行手にはなお幾多の障碍が發想されるものであります。然し大規模の治山治水は別として僅少の經費で濟む水防の必要性こそ國力の低下した現下において特に盛調されなければならないことであります。

水防法施行と共に水防團勢の逐次整備されその顯著な効果も漸次具体的に實證されてきた今日水防團勢の完備は喫緊の急務であると思います。建設省では今後世論の支持を得て水防費算の獲得に努力する一方過去二年の實績に鑑み本年度は次の强化擴充について格別の意を注いでおります。特に指定管理團体の指定奬加、水防協議會の設置、水防計畫の設定等であります。併しこれらの事は費用の加重等が原因で指定されていない場合が頗る多いのであります。これは水防の弗作つて現入れずという外は他なく徒に重大な手抜かりと云わざるを得ないので極力指定管理團体の設置を要望しています。建設省では今後世論の支持を得て水防費算の獲得に努力する一方過去二年の實績に鑑み本年度は次の强化擴充について格別の意を注いでおります。特に指定管理團体の指定奬加、水防協議會の設置、水防計畫の設定等であります。併しこれらの事は費用の加重等が原因で指定されていない場合が頗る多いのであります。これは水防の弗作つて現入れずという外は他なく徒に重大な手抜かりと云わざるを得ないので極力指定管理團体の設置を要望しています。建設省では今後世論の支持を得て水防費算の獲得に努力する一方過去二年の實績に鑑み本年度は次の强化擴充について格別の意を注いでおります。特に指定管理團体の指定奬加、水防協議會の設置、水防計畫の設定等であります。併しこれらの事は費用の加重等が原因で指定されていない場合が頗る多いのであります。

三、處理

1、修理に關しては市町村より支拂を受けるものは部分品購入の費費とした他一切の諸經費は縣に於て負擔するものとする。

2、巡回修理班は修理部分品を現地に携行し作業完了後使用部分品を所定の簿冊に登載してその受拂を明確にするものとする。

四、その他

1、性能檢査及巡回修理について備付すべき簿冊は次の通りとする。

1、修理日誌

2、工具簿

3、ポンプ台帳

4、試驗成績表

5、金錢受拂簿

消防統計よりみた火災について

消防災害課　小野主事

昨年興寶法隆寺を焼失した際一外人記者が一日本人は文化財を保護する術を知らない」と酷評したことは吾々の記憶に生々しく又身の縮まるような恥かしさを感ずることである。勿論日本人全部が全部を指していつたのではないことと思うが火災に対する関心を高めなければならない立場として銘記する必要がある言葉である。

勿論生活環境とか地理氣象的條件とか又消防設備等にも關連するものであるがしかし吾々の周圍が防火上危險な惡條件であればある程大きな警火心を必要とするのである。毎日繰り返されている火災の燃場發生を減少絶滅するための努力は惜まれてはならないのである。

火災發生の殆どが人爲的失火ないし又氣象的に濃度の低下をみていることも火災發生の一條件となることに注意すべきである。

（附錄第五表、第八表參照）

件數と共に原因別を探究すると秋田縣においては何といつても子供の弄火が筆頭を示しているのは、將來子供に對する防火思想の普及徹底に重点を置くべきである。

次に附錄に最近の火災統計を掲げてあるからこれによつて火災の現狀とすい勢を知り、統計よりみた火災について等を進めたいと思う。

一、火災件數と原因

社會現態が複雜化し、生活樣式が微妙化するに伴つて原因の分野が擴大し、年々歳々件數の增加が注目されることは附錄統計表に示してあることはおりである。

又吾々の關聯的緊張時にある程度の成果をあげ得る。

の昭和十八年から同二十年に至る終戰前の三百件未滿の火災件數がこれを最も顯著に物語つているものである。

當時敗戰直前の物質的に最も缺乏していた時で、吾々を始め日本人全部が一度火災で焼けたらもう家を建てることは望み得ないという觀念が骨髓にしみこんで絶對火事は出せないということが一人々々を信仰的な境地まで追い込んでしまつたのである。所謂神度の緊張が三百件未滿という結果を生んだのである。

それに對して終戰後年火災の件數が增加するのみで減少する處を知らない現狀を見る時背すじに寒さを禁じ得ないものである。

季節的に觀察すると三、四五月が最高を示すことは金國的に共通した傾向であり又春季防火週間を計畫するあるので朝仕事の關係上起床が相當に早く、從つて炊事も主婦の最も多忙な時であつて、火の取扱の不注意から出火增加の傾向が充分うかがはれるのである。

又夜間就寝中相當の出火をみているのは、就寝する際の使用火の後仕末が原因しておることが示されている。

りわけ夜間においては午前二時、三時が本縣における最も多い時刻であつて、全國的にみる夜間の午後十一時、同十二時、午前二時の傾向と一致していることは必ずしも偶然ではないのである。

（附錄七表に掲げてある統計表により出火時間をよく研究の上防火對策の一資料とせられたい。）

三、火災による損害と死傷

火災により縣民が如何に大なる被害を蒙つているかということは統計から出てくる毎日五百萬圓の損害額を見ても解る。火災による被害が例へ間接的でなくとも、あたら貴重な生命と財產を灰にする愚を今更の如く痛感せざるを得ないのである。

附錄九表に掲げる損害グラフによると縣北が比較的高い數を示しているがこれは特殊火災の多いことを示すものであつて一言でいへば大火性、延燒性火災が多かつたことを裏書きするものである。

火災の發生は、概して都市部に多いのは一應當然なことではあるが、文化的集團生活を營む社會人として、各人が日常科學に豊富な知利的條件にもはるところも漏電と電氣コンロからの火災は激減出來るのである。

二、出火時間

火の使用の多少は、當然火災發生の危險性を左右するものであり、一日の出火時間別に統計をとつてみるとやはりこの傾向が判然として來ている。即ち人が起床して活動をおこした時つまり朝食仕度時間、晝食後にかけて最も多く、午前七時午前八時から急增し以後は減次減少している。これは食事時間に標準を置いたのであるが、本縣は農業國であるので朝仕事の關係上起床が相當に早く、從つて炊事も主婦の最も多忙な時であつて、火の取扱の不注意から出火增加の傾向が充分うかがはれるのである。

又夜間就寝中相當の出火をみているのは、就寝する際の使用火の後仕末が原因しておることが示されている。

りわけ夜間においては午前二時、三時が本縣における最も多い時刻であつて、全國的にみる夜間の午後十一時、同十二時、午前二時の傾向と一致していることは必ずしも偶然ではないのである。

（附錄七表に掲げてある統計表により出火時間をよく研究の上防火對策の一資料とせられたい。）

三、火災による損害と死傷

火災により縣民が如何に大なる被害を蒙つているかということは統計から出てくる毎日五百萬圓の損害額を見ても解る。火災による被害が例へ間接的でなくとも、あたら貴重な生命と財產を灰にする愚を今更の如く痛感せざるを得ないのである。

附錄九表に掲げる損害グラフによると縣北が比較的高いのであるが、この人的物的損害の數が漸減出來るものであり、新消防陣に與えられた大きな緊急課題の一つでもある

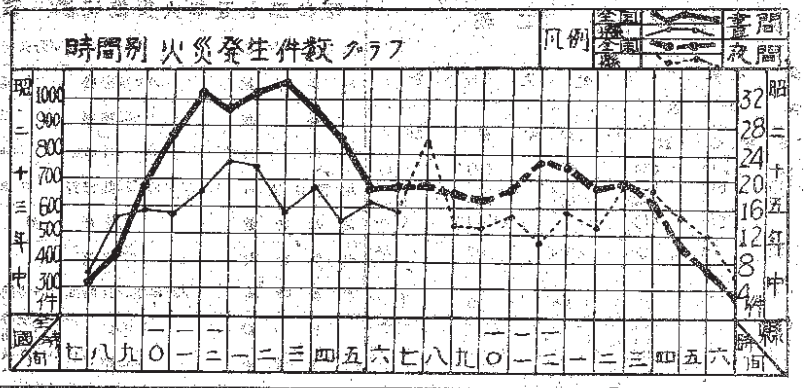

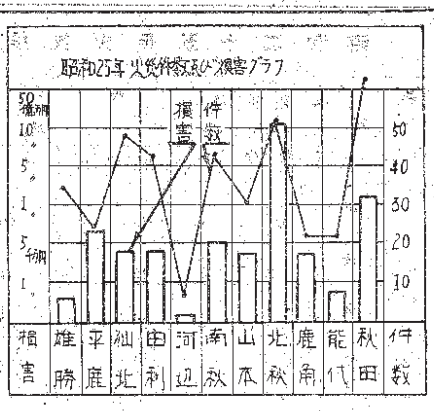

消防活動表（十表）

区分 / 月別	件数	動員数	動員	動員	燃焼時間	一件平均の損害 建物	一件平均の損害 燃焼時間	一件平均の損害 建物一棟の焼失時間
1月中	37	3.856	76	79	24.55	1.62	6.64	4.09
2月〃	32	1.820	26	76	13.51	81	4.22	1.92
3月〃	40	3.877	71	94	23.06	4.46	5.91	1.32
4月〃	41	3.569	96	12	29.45	3.90	7.18	1.66
5月〃	40	5.181	144	149	34.00	4.20	8.50	4.93
6月〃	19	2.488	81	47	23.24	3.97	1.22	3.07
7月〃	22	2.032	63	31	14.07	3.2	6.37	1.98
8月〃	31	2.236	64	45	17.33	1.9	5.41	3.29
9月〃	25	2.122	70	16	18.30	2.36	7.32	0.31
10月〃	30	2.337	46	67	15.37	2.54	5.12	4.15
11月〃	32	2.060	40	55	18.41	3.65	5.80	2.20
12月〃	35	2.201	58	38	16.11	0.71	4.62	7.1
計	384	33.779	835	758	249.46	2.77	20.78	3.00

消防機械貯水槽表（十一表）

区分 / 郡市	自動車ポンプ 大型	自動車ポンプ 中型	自動車ポンプ 小型	腕用ポンプ	オートバイポンプ	ガソリンポンプ	その他のポンプ	120石 穉度の貯水槽数
秋田	14	–	–	38	–	10	13	45
能代	10	–	–	9	–	5	2	40
鹿角	10	–	1	41	–	21	12	63
北秋田	14	4	–	97	–	32	10	238
山本	1	1	–	68	–	15	–	137
南秋田	4	6	3	99	–	8	1	115
河辺	–	1	–	50	–	9	1	87
由利	6	5	2	192	–	80	2	548
仙北	7	6	1	202	–	22	1	95
平鹿	15	3	1	148	1	20	4	198
雄勝	3	5	1	221	–	22	6	238
計	84	31	9	1.165	1	244	52	1.804

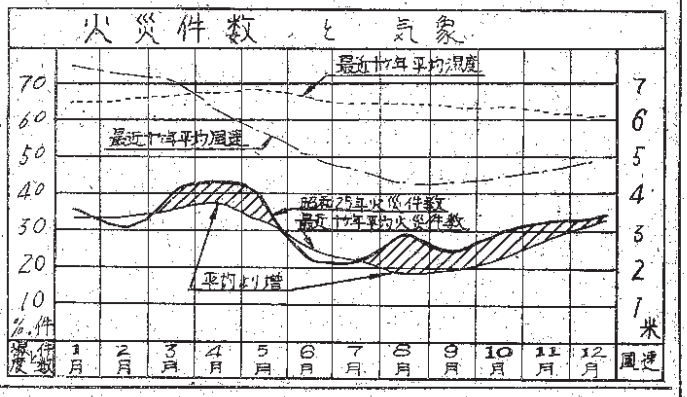

郡市別消防吏員調（十二表）（上欄は定員、下欄は現員）

階級 / 郡市	消防長	司令長	司令	司令補	士長	士	事務員	技術員	その他	計
秋田	1	2	12	24	24	85	3	3	–	154
	1	2	10	15	22	98	2	3	–	155
能代	1	1	3	5	9	30	1	–	–	50
	1	–	3	4	7	35	1	–	–	51
鹿角	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
北秋田	1	–	1	1	3	24	1	–	–	31
	1	–	1	1	3	22	1	–	–	29
山本	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
南秋田	2	–	2	4	6	23	1	–	–	38
	2	–	1	3	7	22	1	–	–	36
河辺	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
由利	1	–	3	3	4	13	1	1	–	26
	1	–	3	3	7	15	–	–	–	29
仙北	3	–	3	3	3	38	2	2	–	54
	3	–	3	1	5	32	–	1	–	45
平鹿	2	–	1	3	5	29	–	1	–	41
	2	–	1	3	5	33	–	1	–	45
雄勝	1	–	–	1	3	15	1兼	–	–	21
	1	–	–	1	3	15	1兼	–	–	21
計	12	3	25	44	57	257	10	7	–	415
	12	2	22	31	57	272	6	5	–	409

郡市別消防團員數（十三表）（上欄は定員、下欄は現員）

階級 / 郡市	團長	副團長	本部長	分團長	副分團長	部長	副部長	班長	副班長	團員	計
秋田	2	4	–	17	23	–	–	44	55	674	819
	2	4	–	17	23	–	–	57	36	622	761
能代	1	1	1	9	9	10	10	23	23	345	432
	1	1	1	9	9	10	10	23	23	345	432
鹿角	10	10	–	43	43	2	1	131	133	1.272	1.645
	9	10	–	43	43	2	1	126	130	1.244	1.608
北秋田	32	43	–	97	106	18	8	265	233	2.292	3.904
	31	41	–	97	106	16	7	265	221	2.272	3.056
山本	22	28	1	70	78	4	3	221	142	1.509	2.078
	21	28	1	70	78	4	3	221	142	1.501	2.069
南秋田	28	38	–	105	110	8	5	318	276	2.343	3.231
	27	36	–	105	110	8	5	316	259	2.357	3.220
河辺	14	14	–	51	54	15	1	149	126	1.272	1.689
	14	14	–	51	54	14	3	139	123	1.263	1.675
由利	30	40	–	204	206	8	5	401	225	4.898	6.017
	30	40	–	204	208	8	5	398	293	4.886	6.072
仙北	40	51	–	151	157	16	15	492	365	3.428	4.715
	39	47	–	152	158	16	17	492	364	3.374	4.659
平鹿	24	29	–	152	145	33	13	292	169	3.566	4.423
	24	29	–	149	142	30	13	281	163	3.313	4.224
雄勝	25	30	–	105	113	43	3	292	215	3.459	4.285
	25	30	–	105	113	43	3	292	215	3.439	4.2[illegible]
計	228	288	2	1.004	1.044	157	64	2.621	1.262	25.038	32.4[illegible]
	223	280	2	1.002	1.044	151	67	2.610	1.319	24.696	32.[illegible]

秋田縣火災統計表

秋田縣消防災害調査

昭和二十五年火災損害表（其ノ一）（二表）

区分 郡市	罹災世帯 全焼	罹災世帯 半焼	焼失棟数 住家 全焼	住家 半焼	住家 計	非住家 全焼	非住家 半焼	非住家 計	焼失坪数 全焼	焼失坪数 半焼	焼失坪数 計
秋田	107	13	85	11	96	(2) [1] 39	(1) [1] 9	(3) [2] 48	(3) [1] 4.021	(4) [2] 308	(7) [3] 4.329
能代	19	8	16	5	21	10	(1) 3	(1) 13	314	(130) 247	(130) 561
鹿角	62	1	27	5	32	16	1	17	1.399	20	1.419
北秋田	(3) [6] 840	3	(3) [6] 645	5	(3) [6] 650	(2) [3] 203	6	(2) [3] 209	(635) [388] 20.389	5.009	(635) [388] 25.398
山本	57	5	54	5	59	48	2	50	2.099	135	2.234
南秋田	51	7	51	5	56	(3) 43	[2] 5	[5] 48	[1.101] 3.123	[20] 167	[1.121] 3.290
河邊	4	–	4	–	4	1	1	2	132	6	138
由利	37	3	(1) 36	5	(1) 41	(2) 32	6	(2) 38	(671) 2.459	89	(671) 2.548
仙北	67	8	62	7	69	29	6	35	2.165	78	2.243
平鹿	32	2	28	3	31	11	6	17	1.511	67	1.578
雄勝	69	10	[1] 63	10	[1] 73	[7] 37	7	[7] 44	[96] 1.960	252	[96] 2.212
計	(3) [6] 1.345	60	(4) [7] 1.271	61	(4) [7] 1.132	(7) [13] 469	(2) [3] 52	(9) [16] 521	(1.310) [1.585] 39.572	(134) [22] 6.378	(1.444) [1.607] 45.950

（　）は國縣有、［　］は市町村有を夫々示す。

昭和二十五年火災概況調（一表）

火災發生件數		364件	山林原野火災44件
焼失	世帯數	1.405世帯	公 1.115町4反
	棟數	1.653棟	移 216町
	坪數	45.950坪	雜 56町6反
損害見積額		1,527,426,628圓	原野 184町3反
焼死者數		20名	死 男 1名
負傷者數		303名	傷 ナシ
燃焼時間		226時間22分	時間 194時間30分
一日平均	件數	1.05件	一件當燃焼時間 4時間41分
	世帯數	3.8世帯	一日平均件數 0.12件
	棟數	住家3.1棟 非住家1.4棟 4.5棟	出動團員數 1.336名
	坪數	12.6坪	〃ポンプ 3臺
	時間	0.62時間	一般民の協力人數 不明
昭和25年豫算額		當初 4,219,144圓	以上山林原野火災は當課において受報したもので未報告の部が相當數推定されるので實數把握困難である。
縣民税一人當り	焼失操害額	1,174圓	
	消防費負擔額	3圓72錢	
消防	團數	228團	
	團員數	32.044名	
	署數	13署	
	署員數	419名	
自動車ポンプ		144臺	
手動、その他の民間動力ポンプ		307臺	

最近六ケ年原因別調（六表）

原因別 ＼ 年別	昭和20年	〃21年	〃22年	〃23年	〃24年	〃25年
子供の弄火	34	31	28	30	33	44
煙突火	18	13	25	36	36	33
殘燼放火	–	–	–	–	–	27
焚火	4	4	4	6	27	25
風呂	21	20	29	33	20	23
漏電	3	12	13	25	17	21
スイッチ	7	11	11	8	10	20
不ま	5	14	17	16	20	17
焚火	13	31	21	27	21	16
爐火	30	24	10	26	27	14
取灰	28	36	32	32	24	14
煙草の吸殼	30	25	21	20	24	14
過熱	7	7	9	5	8	10
飛火	–	–	–	–	–	9
油引火	1	6	7	7	9	9
裸ローソク	9	12	8	16	13	9
七輪	4	6	3	2	–	7
ガス爐	6	4	3	5	7	4
電気爐	3	3	1	5	9	4
雷火	–	9	7	5	5	4
ラムプ	–	2	4	3	3	4
マッチ	4	8	6	2	3	3
火鉢	4	2	2	3	3	3
提灯	2	5	4	3	1	2
野火	2	4	3	2	5	2
延焼	–	1	–	–	–	2
蚊遣火	–	–	–	–	–	2
フイルム引火	–	–	2	1	1	1
假睡器	–	–	–	–	–	1
不審火	–	12	28	37	41	42	19
その他	–	–	–	–	–	–	–

昭和二十五年火災損害表（其ノ二）（三表）

区分 郡市	損害 人	損害 世帯	損害 仔	人畜の死傷 死 男	死 女	傷 男	傷 女	馬	牛	保険料
	一人當 圓	一世帯當 圓	一仔當 圓							圓
秋田	952	4,758	1,904,945	1	–	–	–	–	–	36,783,000
能代	153	789	356,854	1	–	2	–	–	–	150,000
鹿角	550	3,179	1,943,636	–	–	2	–	1	–	600,000
北秋田	6,335	37,164	21,080,474	2	1	199	48	1	1	27,835,000
山本	478	2,861	1,394,716	2	–	3	–	4	–	–
南秋田	372	2,267	1,305,724	4	1	10	–	–	2	1,059,000
河邊	32	206	31,225	–	–	–	–	–	–	–
由利	273	1,595	947,382	2	–	6	3	4	–	2,540,000
仙北	208	1,220	831,993	3	1	11	4	1	–	100,000
平鹿	480	2,900	2,380,095	1	–	7	–	–	–	5,700,000
雄勝	303	1,801	1,046,112	1	–	6	2	–	–	320,000
計	1,243	6,775	3,977,674	17	3	246	57	12	3	75,087,000

最近十ケ年月別火災件數表（五表）

月別 ＼ 年別	昭和16	〃17	〃18	〃19	〃20	〃21	〃22	〃23	〃24	〃25	平均
1月	34	41	25	46	31	20	25	22	33	37	31
2月	39	33	16	31	26	27	26	31	25	32	29
3月	52	40	36	21	21	44	29	52	36	40	37
4月	31	43	37	21	42	21	36	52	42	41	37
5月	39	37	25	27	14	38	36	48	42	40	35
6月	18	26	21	16	15	23	24	27	33	19	22
7月	13	21	32	12	10	16	13	20	17	22	18
8月	19	20	25	12	25	24	12	17	37	31	22
9月	25	13	17	13	9	26	14	9	24	25	18
10月	19	21	18	15	12	16	26	17	31	30	21
11月	36	28	15	14	15	31	37	31	29	32	27
12月	33	27	28	26	34	41	32	37	22	35	32
計	358	350	295	254	254	327	310	363	371	384	33

昭和二十五年月別火災件數表（四表）

郡市名 ＼ 月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
秋田	1	8	6	4	6	3	3	4	2	4	6	9	63
能代	8	1	4	3	–	–	1	2	1	2	–	3	21
鹿角	4	1	1	3	1	2	–	2	2	2	3	1	21
北秋田	4	4	7	8	2	2	1	3	8	5	2	5	51
山本	3	3	3	5	3	–	3	6	–	–	2	3	31
南秋田	5	5	6	2	2	1	7	1	1	3	6	3	42
河邊	–	–	–	1	–	–	–	1	1	1	–	1	5
由利	5	5	5	3	4	2	3	–	3	6	3	4	43
仙北	4	1	2	6	9	6	1	5	3	4	6	2	49
平鹿	1	3	2	1	4	2	2	2	2	–	2	2	23
雄勝	–	1	4	5	9	1	1	5	2	3	2	2	35
計	37	32	40	41	40	19	22	31	25	30	32	35	384

消防協會報

月刊　毎月十五日發行
編輯發行人　伊藤忠太郎

發行所　秋田市土手長町
秋田縣消防協會
定價　一部　八圓

子供の日に

優良少年警火團表彰式と入賞防火作文—發表會—於兒童會館—

よい子供達の少年警火團表彰式並に防火作文優秀者賞品授與式は五月十二日縣兒童會館において鈴松氏生部長、手賀消防災害課長、坂本秋田市消防長、その他來賓多數參列の下に盛大に擧行され、表彰狀並に表彰盾が授與された。

引續き各郡市代表として選ばれた秋田市大町三丁目子供會外八團体代表者の体驗發表、防火作文一等入選者の作文の朗讀があり、參列者一同に多大の感銘を與え成功裡に式を閉じた。

終つて秋田市消防署の好意により差廻された自動車ポンプにて秋田消防署、八橋油田等を見學、消防『こどもの日』を有意義に終了した。

尚今度表彰された少年警火團並にさきに防火運動の一環として募集された防火作文の入選者は次の通りである。

☆表彰少年警火團

△秋田市大町三丁目子供會警火團、落合少年警火團、明治町少年警火團、新柳町第二麒麟少年警火團、中和第二少年警火團、榮町第一少年團、榮町第二少年警火團、樣子山第一少年警火團、下川反町第一少年警火團、後町少年警火團、鲁祥塞少年警火團、下川反町第二少年警火團、清助町第三町內少年警火團、清助町第四町內少年警火團、薩山少年警火團、四ツ屋少年警火團、東住吉町第三少年警火團、

△矢立村中羽立少年夜警團
△角館町岩瀬町少年夜警團
△下川沿中、小學校夜警團
△切澤村上町少年夜警團
新屋敷町少年夜警團、屋澤警團、玉川丁少年夜警團、谷地町少年夜警團
△淀川村上野少年夜警團、川口少年夜警團
△新成付新成小學校兒童團
新成中學校生徒團

△滾丁少年夜警團、下居童西勝樂二區少年夜警團、上新町少年夜警團、竹原少年夜警團、玉川丁少年夜警團、
△檜山町崇德小學校警火團
△鹿渡町中澤少年團、館村少年團、鹿渡南部少年團
△鹿渡本町中部少年會、鹿渡本町北部少年會、市野部落少年夜警團、鯉澤少年團
川倉少年團、內鯉川少年團
大友玲子さん、雄勝郡小栗山小學校五年佐々木邦男君の作文の朗讀があり、參列者一同に多大の感銘を與え成功裡に式を閉じた。

△澤目村澤目村少年警火團
水澤第二班、澤目中學校警火班（水澤第六班）
△面潟村面潟小學校少年夜警團、高岡小學校少年夜警團
△岩見三內村野崎部落少年夜警團
△上北手村館ノ下少年夜警團
△下郷村野田少年夜警團、新所少年夜警團、十二の前少年夜警團、桂巷少年夜警團、中の澤少年夜警團、新町少年夜警團、上通少年夜警團、中通少年夜警團、下通少年夜警團、藏少年夜警團、岩館少年夜警團、新田少年夜警團、宮の前少年夜警團、大琴少年夜警團
△下川大內村池賀澤少年夜警團
△矢島町矢島町少年會
△子吉村鵜飼弦少年夜警團
△道川村內道川少年夜警團
△豊川村上機田少年夜警團
△北鳥岡村北檜岡村夜警少年隊
△刈和野町刈和野町一區町少年夜警團

防火作文入選者

中學校の部

一等　由利郡下川大內中學校　三〇　大友　玲子
仙北郡大澤鄉中學校　北野目分校　加藤　一
二等　山本郡藤琳中學校　佐藤　啓子
雄勝郡須川中學校　三B　高橋　信夫
〃　三關中學校　三B　高橋　和子
〃　三輪中學校　高橋　澄子
〃　山本郡下岩川中學校　小澤マサエ

小學校の部

一等　雄勝郡小栗山小學校　佐々木邦男
五　秋田市保戸野小學校　秋田縣鹿渡小學校　六年　佐々木次雄
二等　秋田郡鷹巣小學校　三　秋田郡國原小學校　則子
〃　北秋田郡阿仁小學校　平鹿山內小學校　眼井美津子
〃　由利郡下川大內小學校　四　由利郡南內越小學校　五竹　山淺不二夫
〃　由利郡下川大內小學校　六竹　横手市横手南小學校　六緑　藤井　豊子
〃　秋田市土手長町　五ム　角屋　正夫
〃　仙北郡大澤鄉中學校　佐々木次雄
〃　雄勝郡駒形小學校　五　雄勝郡駒形小學校　阿部　ツヤ
〃　明治南小學校　六竹　横井　定男
〃　仙北郡鷹巣小學校　六　仙北郡鷹巣小學校　佐々木次雄
〃　神宮寺小學校　六竹　藤井　孝嗣
〃　山本郡鹿渡小學校　六ノ二　工藤ヒナ
〃　大館市城南小學校　五ノ一　金谷文矢

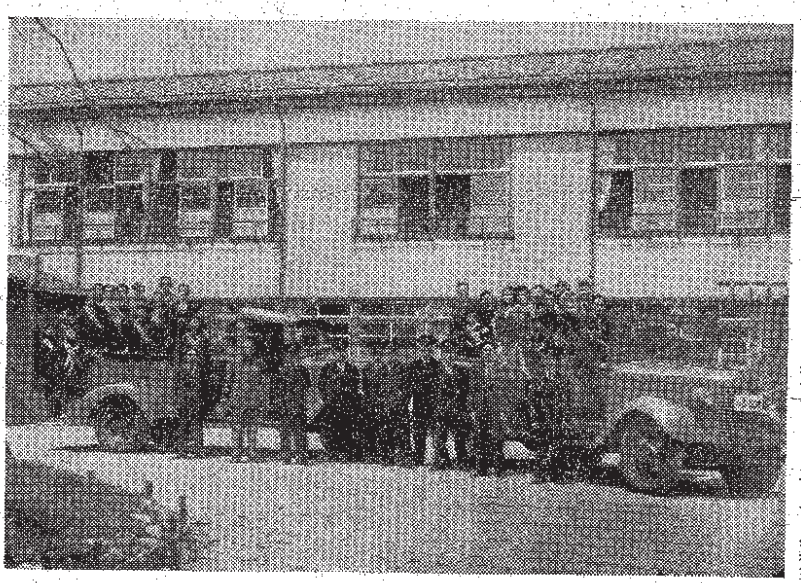

表彰式に參列して

消防災害課長へ感謝禮狀

優良少年警火團表彰式へ仙北郡代表として出席した淀川村小學校の六年生加藤久隆君からその日の感激を綴り手賀課長さん、この間秋田縣内の少年警火團も仙北郡からただ一つえらばれて、その代表として出ることが出きまして生れてこれほどうれしいことはありませんでした。それにりっぱな表彰狀や記念のたしやや、たくさんのおみやげをいただき、又おかしやおひるごはんをごちそうになり、消防自動車で新屋から土崎の海岸まで、課長さんが先頭になってごあんないして下さったことは、あまりうれしくてわすれる事が出きません、あつくあつくお禮申上げます。

うちへ歸つてから、父や母に式のことをおしえましたところ、どこの人でもよく盛られた次の感謝狀が手賀消防災害課長宛送られた。（以下原文のまま）——

仙北郡淀川村川口夜警團
淀川村小學校六年生　加藤　久隆

なく私達淀川村川口少年夜警團表彰式には思いがけないお土産をいただきまして、あとでおひるもごぢそうになりました。おひるごはんをたべながら、課長さんや所で車から下りて一休みしました。道路が走つているとまわりの人たち、子供たちはみんな僕たちを見て『久隆君、何もらつて來たか』と歩いている人たちやこどもたちはみんな僕たちを見てうらやましそうにしています。私は頂いた扉かけをしまんへそうになりました。

私は頂いた扉かけを飾る前に見せてもらつたが、秋田縣の消防について、又消防はいかに大切であるかということをきかされました。兒童會館の中は式の始まる前に見せてもらつたが、秋田市の消防長さんや、秋田縣の消防長さんの話をおきゝし、ほんとうに私達の出きることでもらい社會科、理科で勉強したことがよくわかりました。おひるすぎ會館の前に赤い大型の自動車ポンプが二臺ならべすわりました。縣北代表は前の車で、縣南は後の車にのり市內見物することになりました。出發する前に鶴眞屋が來てさつえいしてくれました、どんなにうつたかゞ見たいものだと思つています。課長さんもしできるならおくつりをあきりれんしゆうしていなかつたのです。由利郡の代表の次に私の發表する番でしたが、むねがどきどきして心ぱいでしたが、先生に注意されたようにロをはつきり開いて、高くよみ上げました、よみおえたら心もおちつき終りまで一息にあまりつかえないでよみましたのでほつとしました。試が終つてから、おかしやお茶をいただき、その後、一度書いた作文をよむ事は先生と一しょに課まで歩いて下さい。私は後の自動車でおくつて下さい。私は後の自動車で帰宅しました。

帰宅後の運轉手の後にのりました車は會館の前から廣小路に出て左に縣廳を見ながら走り出しました。民生部長さんがそこで下りて私たちを前にとして見送つてくれました。それから町はずれの廣い道に出て、自動車はぐんぐんスピードを出しました。新屋の大橋を越したところでまやくもどりしてこんどは土崎の海までいきました。途中高清水というところで車から下りて一休みしました。道路が走つている人たちは、子供たちはみんな僕たちを見て歩いている人たちやこどもたちはみんな僕たちを見てうらやましそうにしています。私は頂いた扉かけを飾る前に見せてもらつたが、秋田縣の消防長さんや、秋田市の消防長さんの話をおきゝし、ほんとうに私達の出きることでもらい社會科、理科で勉強したことがよくわかりました。おひるすぎ會館の前に赤い大型の自動車ポンプが二臺ならべすわりました。縣北代表は前の車で、縣南は後の車にのり市內見物することになりました。出發する前に鶴眞屋が來てさつえいしてくれました、どんなにうつたかゞ見たいものだと思つています。課長さんもしできるならおくつりをあきりれんしゆうしていなかつたのです。由利郡の代表の次に私の發表する番でしたが、むねがどきどきして心ぱいでしたが、先生に注意されたようにロをはつきり開いて、高くよみ上げました、よみおえたら心もおちつき終りまで一息にあまりつかえないでよみましたのでほつとしました。試が終つてから、おかしやお茶をいただき、その後、一度書いた作文をよむ事は先生と一しょに課まで歩いて下さい。私は後の自動車でおくつて下さい。私は後の自動車で帰宅しました。

帰宅後の運轉手の後にのりました車は會館の前から廣小路に出て左に縣廳を見ながら走り出しました。民生部長さんがそこで下りて私たちを前にとして見送つてくれました。それから町はずれの廣い道に出て、自動車はぐんぐんスピードを出しました。新屋の大橋を越したところでまやくもどりして

こんどは土崎の海までいきました。途中高清水というところで車から下りて一休みしました。道路が走つている人たちは、子供たちはみんな僕たちを見て歩いている人たちやこどもたちはみんな僕たちを見てうらやましそうにしています。私は頂いた扉かけを飾る前に見せてもらつたが、秋田縣の消防長さんや、秋田市の消防長さんの話をおきゝし、ほんとうに私達の出きることでもらい社會科、理科で勉強したことがよくわかりました。おひるすぎ會館の前に赤い大型の自動車ポンプが二臺ならべすわりました。縣北代表は前の車で、縣南は後の車にのり市內見物することになりました。出發する前に鶴眞屋が來てさつえいしてくれました、どんなにうつたかゞ見たいものだと思つています。課長さんもしできるならおくつりをあきりれんしゆうしていなかつたのです。由利郡の代表の次に私の發表する番でしたが、むねがどきどきして心ぱいでしたが、先生に注意されたようにロをはつきり開いて、高くよみ上げました、よみおえたら心もおちつき終りまで一息にあまりつかえないでよみましたのでほつとしました。試が終つてから、おかしやお茶をいただき、その後、一度書いた作文をよむ事は先生と一しょに課まで歩いて下さい。私は後の自動車でおくつて下さい。私は後の自動車で帰宅しました。

帰宅後の運轉手の後にのりました車は會館の前から廣小路に出て左に縣廳を見ながら走り出しました。民生部長さんがそこで下りて私たちを前にとして見送つてくれました。それから町はずれの廣い道に出て、自動車はぐんぐんスピードを出しました。新屋の大橋を越したところでまやくもどりして

こんどは土崎の海までいきました。途中高清水というところで車から下りて一休みしました。道路が走つている人たちは、子供たちはみんな僕たちを見て歩いている人たちやこどもたちはみんな僕たちを見てうらやましそうにしています。私は頂いた扉かけを飾る前に見せてもらつたが、秋田縣の消防長さんや、秋田市の消防長さんの話をおきゝし、ほんとうに私達の出きることでもらい社會科、理科で勉強したことがよくわかりました。おひるすぎ會館の前に赤い大型の自動車ポンプが二臺ならべすわりました。縣北代表は前の車で、縣南は後の車にのり市內見物することになりました。出發する前に鶴眞屋が來てさつえいしてくれました、どんなにうつたかゞ見たいものだと思つています。課長さんもしできるならおくつりをあきりれんしゆうしていなかつたのです。由利郡の代表の次に私の發表する番でしたが、むねがどきどきして心ぱいでしたが、先生に注意されたようにロをはつきり開いて、高くよみ上げました、よみおえたら心もおちつき終りまで一息にあまりつかえないでよみましたのでほつとしました。試が終つてから、おかしやお茶をいただき、その後、一度書いた作文をよむ事は先生と一しょに課まで歩いて下さい。私は後の自動車でおくつて下さい。私は後の自動車で帰宅しました。

帰宅後の運轉手の後にのりました車は會館の前から廣小路に出て左に縣廳を見ながら走り出しました。民生部長さんがそこで下りて私たちを前にとして見送つてくれました。それから町はずれの廣い道に出て、自動車はぐんぐんスピードを出しました。新屋の大橋を越したところでまやくもどりして

五月十四日　加藤　久隆
手賀課長さん

嘱望される新消防人

縣議會議員

去る四月三十日の縣議會議員選擧に際し鄉土の水火災害を防禦し、もつて安寧秩序を保持する所謂火と水の守りの大役を擔う消防團長並びに副團長にして見事當選の榮冠を勝ち得たのは次の九氏で今後の縣政消防界のため大いに奮斗が期待されている。

横手市消防團長　縣議會理事　山本　三郎
五城目町消防團長　加賀谷瀧治
同　船越町消防團長　安田聰太郎
議員　大野忠右エ門
同　稲庭町消防團長　佐藤　育秀
同　秋田消防團副團長　小松　武文
同　能代市消防團　小泉　國郎
同　能代市消防團　宮腰庄太郎
同　增山町消防團　谷藤　征得
小坂鑛山消防隊長　湯瀬　安人
花岡鑛山消防隊長　畠澤　恭一

各消防幹部は特に是非必要な

消防讀本

GHQ消防行政官
アンクロム著
日本消防協會發行
定價一部　壹百弗拾圓（送料共）

著者は多年アメリカにおいて消防長としての實績家であり、研究家であります。本書は著者多年の蘊蓄を傾けられたもので若き消防人を稗益するに所識に多大であると信ずるものである。

殊に著者は吾國の消防發展に寄與せられた所はまことに甚大であるから是非御愛讀を切望する。

全國消防團長大會に
天皇陛下の御親閲を要望する

全國消防協會連絡事務會議

縣協會　伊藤主事

日本消防協會では全國都道府縣消防協會との事務連絡並びに事業の運營强化を圖るため去る四月十二、三の兩日東京都虎の門の日本消防協會において連絡協議會を開催し國家消防廳より横山總務課長、日本消防協會から草田、石田、高橋の各顧問に古川理事長以下各係が出席、全國より參集の協會事務擔當者との間に質疑應答等熱心な協議研究を行つたが、その狀況は次のとおりである。

一、堀原業務部長の開會の辭

二、古川理事長は高橋會長に代つて平素の協力支援に對する感謝の意と協會の消防關係法令の改正陳情運動の活躍狀況及び消防機關發展の途路が愈々開展せられた旨を述べて挨拶あり

三、協議事項

(一) 消防組織法の改正について

(1) 第九條の改正は、市町村における消防機關の設置について從來の任意設置を改めて義務設置としたこと及消防本部、消防署、消防團、消防の訓練機關の順位については何等の意義も含まれているものでないから誤解のないように

(2) 第十五條の三の問題は、團員の任免及び指導系統である、一部にこの際消防團員は改選更新するのが至當なりとの說もあるがそれはどうかとの質問に對し横山總務課長より改正法には經過規程がないので多少疑問を抱くこともあるが法務府とも打合せの上現在のまゝ推進めていくことにしている、しかし新たに消防團を設置する市町村では自治消防の建前から市町村長の責任の下とにおいて先づ團員の選定要員を募集して團長を推薦又は選擧することが望ましいとの說明があつた

(3) 第十五條の四は新たにできた追加條文で非常勤の消防團員は改選更新するのである、一部にこの際消防團員の任免及び指導系統の明確化について

一部から日本消防協會において消防團員の災害補償つたこと、正會員は從來消防團員とあつたものを、都道府縣消防協會の會員と改めたことである。

(4) 會費について

會費の納入は漸次上昇しているが二十五年度までの未納分は二十六年度分に併せて完納して貰いたい

(四) 協會事業の運營について

(1) 表彰

表彰の員數は團員數に應じて決定しているが但し該當の功績による現場功勞表彰は除く

被上申者でパーセに該當するものがあつて特殊團の奮發を受けたから今後注意されたい

(2) 弔慰救濟

弔慰救濟については從來どおりであるから該當の向は必ず規程によつて洩れなく申請せられたい

(3) 各ブロック別に計畫しているから協力を願う

(4) 物資の斡旋

極力消防用品製作會社へ連絡接衝して安價で良質のものを斡旋いたしたいから申込せられたい

(四) 質疑研究

(1) 新潟縣から會費制當の是正について提案され、古川理事長よりこれは代議員會で決定さるべきものであるから意見を尊重し理事會に於て決定するよう努力し本年は日本消防協會主催の消防參考資料として刊行する特に資料共金參百圓に割引するから頒布に特段の協力をしていただきたい

(2) 消防講習

(3) 消防講習

(4) 消防年鑑の頒布

年鑑と言つても單行本的の消防參考書であるから特に資料共金參百圓に割引

(3) 消防强本の勵讃

總司令部消防行政官アンクロム氏の著書である消防讃本は消防實務上の良書であるから各國において四部以上の見當で是非購讀方旋斡をしていただきたい

(4) 消防年鑑の頒布

年鑑と言つても單行本的の消防參考書であるから特に資料共金參百圓に割引するから頒布に特段の協力をしていただきたい

(五) 消防講習

(六) 表彰

(七) 表彰

(八) 弔慰救濟

(九) 質疑研究

(1) 新潟縣から會費制當の是正について提案され、古川理事長よりこれは代議員會で決定さるべきものであるから意見を尊重し理事會に於て決定するよう努力し本年は日本消防協會主催の消防參考資料として刊行する特に資料共金參百圓に割引するから頒布に特段の協力を願う

(2) 物資の斡旋

極力消防用品製作會社へ連絡接衝して安價で良質のものを斡旋いたしたいから申込せられたい

(3) 功勞章、功績章、精勤章等の佩用位置の制定方要望あつて、これらも研究させていただきたい

(4) 北海道から北海道消防新聞の發行狀況を說明あるとの共に各都道府縣消防協會相互間においては新聞、會報、行事又は出版計畫、ポスター等により情報交換し編輯方要望するところあつて懇談會に入り午後六時半第一日を終つた

(五) 第二日は午前九時より各委員會の連絡を行つて同十一時から都內見學して散會した

【註】日本消防協會主催の消防讃本の勵讃

(1) 表彰

(2) 弔慰救濟

特輯 入選防火作文

一等

雄勝郡西成瀬村小栗山小學校
五年 佐々木邦男

私の村の防火週間

ぼくたちの火の用心まわり

夕どはんをたべていると「用心のみなさん、きょうからぼくたちの村の防火週間の火の用心まわりの任むも非常に重大である。その意味で大いにがんばってもらいたい、おわり。」とひょうきんに話して頭をさげたぼくは、そうだなと思うと笑えなかった。

私たちの川口部落はちょうど大の字のように農がつ長の日さんだ。時計を見ると午後八時の五分前である。

月曜日の全校子供會で、ぼくたちは毎年のように火の用心をしようとなったことなどを話しあって、五班に別れて廻り始めた。ぼくは日さんの班にいくことになった。

「マッチ一本、火事のもと」「時計を見るより火を見てねむれ」などと、ぼくたちも四人はかわ番に叫んだ。うまい、そして人間を一生不幸におとしいれるあの恐ろしい火事、私達はこの恐ろしい火事を郷土から、秋田県から、そして、日本から決して出さないように努力しなければなりません。

ここで、私の家の火の用心について説明したいと思います。

私の家は県道から別れて、ようやくガソリンポンプが入れるくらいのせまい道を奥に約十分、部場まで山がせまっている田舎にあります。まず火災に對する戸外の環境は、家のすぐ下を水量は少いが、決して枯れることのない小川が流れております。それから私の家から、およそ二百米の所に、消防團の詰所と、ポンプ置場があります。このような自然的條件の外に、私が生れた時に、その誕生祝と家の火の用心まわりの任むも非常に重大である。その意味で大いにがんばってもらいたい、おわり。」とひょうきんに話して頭をさげたぼくは、そうだなと思うと笑えなかった。

私たちの川口部落はちょうど大の字のように農がつ長の日さんだ。時計を見ると午後八時の五分前である。月曜日の全校子供會で、ぼくたちは毎年のように火の用心をしようとなったことなどを話しあって、五班に別れて廻り始めた。ぼくは日さんの班にいくことになった。

「マッチ一本、火事のもと」「時計を見るより火を見てねむれ」などと、ぼくたちも四人はかわ番に叫んだ。うまい、そして人間を一生不幸におとしいれるあの恐ろしい火事、私達はこの恐ろしい火事を郷土から、秋田県から、そして、日本から決して出さないように努力しなければなりません。

ここで、私の家の火の用心について説明したいと思います。

私の家は県道から別れて、ようやくガソリンポンプが入れるくらいのせまい道を奥に約十分、部場まで山がせまっている田舎にあります。まず火災に對する戸外の環境は、家のすぐ下を水量は少いが、決して枯れることのない小川が流れております。それから私の家から、およそ二百米の所に、消防團の詰所と、ポンプ置場があります。このような自然的條件の外に、私が生れた時に、その誕生祝と家

一等

由利郡下川大内村立下川大内中學校第三學年C組
大友玲子

私の家の火の用心

又、今年も火事の季節がやってきました。

火事、火事はなんと恐しいものでしょう。ちょっとした不注意で、何もかも一瞬にして火鉢にのみこまれて、そして人間を一生不幸におとしいれるあの恐ろしい火事を郷土から、秋田県から、そして、日本から決して出さないように努力しなければなりません。

ここで、私の家の火の用心について説明したいと思います。

私の家は農家ですので家全体が大きく、骨組みもがっしりしております。しかし、家の中は、家族の心の不注意で、どんな大事をひき起すかわかりません。『火事は出して消すより出さぬが手柄』ということばがありますが、本當に良いことばだと思います。停電時のランプ、ろうそくの使用のしかた、タバコの使用のしかた、ストーブ、ガスの使用のしかた、子供の火遊び等本當に注意しなければいけない、思います。五年ばかりの前、近くに山火事がありました。私は後々と燃えあがる火煙をみて、その恐しさのあまり、一ばらく呆然としたが、日頃から火遊びする者は、必ずそばに水の入った桶を用意しておきます。何天井には、鍬板をはりつけておりません。

以上は私の家の火災に對するほんの一部の設備や用意がありますが、いくら設備がよくとも

延燒防止について

消防災害課　保坂主事

火災は人類の敵である。この敵と戦い、敵を防ぐということから、我々のなす火災防禦の仕事を従来から消防戦術とか消防戦斗とかいっている。その消防戦斗なり消防戦術なりの目標をどこにおくべきであろうか、このことは火災現場上極めて重要な問題であって、一歩誤ると小火ですむ火事を大火に進展させる危険が極めて大きい。消防職は多くの場合攻撃でなく守勢即ち延燒防止を主眼としなければならない。延燒には熱の傳播(輻射熱、副射熱、傳導熱によるもの)による延焼と飛火による延燒との二つがあるが、後者によるものは次號に譲ることとし、今回は專ら前者についてのみ述べさせて戴きたい。

本縣における消防活動の状況を見ると、第一着に駆付た消防隊があまり攻勢に出過ぎるようである。極言かも知れないが延燒防止に對する觀念に缺けている。第一着隊が現場へ到着した時火勢は相當猛火し、その消防力では到底鎮壓不可能であるということを認めながらこの火に直向から取つ組み、そのため火流を逸して火にしている。

このような時は火元の火を消すより他え燃え移さないよう延燒防止に主力を注がなければならない。火元の家は自ら火事を出したのであるから氣の毒ではあるが先ず已むを得ない。類焼にあう人々に氣の毒である。從つて火元以外では思いがけない災禍に泣く人のないよう作戦をしなければならない。それが消防職の根本目的でなければならない。

木造建物これが特に密集等の家が密集して延燒危險の大きい農村部では多くの場合火元などは後まわしにして先ず延燒防止が第一である。

勿論火元の消火も放つておくわけでわないがそれは他に延燒のおそれがなくなつた時に行うか、或は建物内の一部が燃えているときに消防が早く到着して、一挙に消火出來るような狀況のときに行うのであつて、このことは火災鎮壓上極めて重要な問題であつて、一延燒ではあるが消防は管轄を火に向けないで先ず附近の未だ燃えていない家を向けるように平素から團員を教育し訓練しておかなければならない。延燒には熱の傳播(輻射熱、副射熱、傳導熱)による延燒を阻止得る線を從来から防禦線といっているがこの防禦線の決定は消防作戦に至大の影響があり、殊部の最も重を置す仕事の一つである。この決定が一歩誤れば消防は最後まで火に追われ全く收拾のつかない大火になるから特別なる御研究を望んで已まない。防禦線の決定は何故難事であるかというに現場にのぞむやあくまでしかかねばならない事はどのように發展するか消防力はどの位必要であるかを即座に判斷して、それに應じた對策を樹てなければならないから餘程しつかりしていないと周章狼狽だけで終ることがあるから特別の研究を要する。防禦線は必要な消防力の現場到着に要する時間と、延燒速度を脱み合せて決定しなければならない。消防力の集結は大体將算盤で勘定できるが、延燒速度は專問的研究を要するので一般の人々は伸々そこまで達せない。丁度ここに國家消防廳消防講習所の山澤教頭の研究による木造建物の延燒速度を計算する公式があるから紹介する。

◎風下一分間の延燒速度＝$\left(1+\frac{W}{10}\right)^2$ (米)　W＝風速 (米/秒)

◎風上一分間の延燒速度＝$\left(1-\frac{W}{15}\right)$ (米)＞0

◎風横一分間の延燒速度＝$\left(1-\frac{W}{20}\right)$ (米)＞0

であつて風速一米から二十五米までを計算して見ると次のとおりになり

木造建物延燒速度早見表

風速 米/秒	風下	風横右	同左	風上
0	1	1	1	1
1	1.21	0.97	0.97	0.95
2	1.44	0.93	0.93	0.9
3	1.69	0.9	0.9	0.85
4	1.96	0.87	0.87	0.8
5	2.25	0.83	0.83	0.75
6	2.56	0.8	0.8	0.7
7	2.89	0.77	0.77	0.65
8	3.24	0.73	0.73	0.6
9	3.61	0.7	0.7	0.55
10	4	0.67	0.67	0.5
11	4.41	0.63	0.63	0.45
12	4.84	0.6	0.6	0.4
13	5.29	0.57	0.57	0.35
14	5.76	0.53	0.53	0.3
15	6.25	0.5	0.5	0.25
16	6.76	0.47	0.47	0.2
17	7.29	0.43	0.43	0.15
18	7.84	0.4	0.4	0.1
19	8.41	0.37	0.37	0.05
20	9	0.33	0.33	0
21	9.61	0.3	0.3	0
22	10.24	0.27	0.27	0
23	10.89	0.23	0.23	0
24	11.56	0.2	0.2	0
25	12.25	0.17	0.17	0

これを實用向に十分間での延燒速度を勘定すると次の概算表のとおりになるから參考にして戴きたい。

木造建物延燒速度概算表(10分間の延燒速度)

風速＼延燒速度	風下	風横	風上
1米	12米	10米	10米
2	15	9	9
3	17	9	8
4	20	8	8
5	23	8	7
6	26	7	6
7	29	7	6
8	33	6	5
9	36	6	5
10	40	5	4
11	44	5	4
12	49	5	4
13	53	4	3
14	58	4	3
15	63	3	3
16	68	2	2
17	73	2	1
18	79	1	1
19	84	1	1
20	90	1	1
21	16	・・・・・・	・・・・・・
22	103	・・・・・・	・・・・・・
23	109	・・・・・・	・・・・・・
24	116	・・・・・・	・・・・・・
25	123	・・・・・・	・・・・・・

多年の懸案として成立した消防團員の災害補償

解説

去る三月十三日付法律第十八號で消防組織法の一部を改正する法律が公布され一層消防强化の機運を見るにあたり、けがをしたりしてその後に病氣が惡化して死んだり、片わになつたものもこの場合に入いるのである。

第二にどの位の額を補償するかということであるが、これは法文には「消防吏員の例に準じ」とあり若し消防吏員を置いていない市町村では財政その他の事情が類似している市町村に例をとつてその消防吏員の補償金額に準ずることとなつている。

消防吏員については地方公務員法に基く條例によつて補償金額が定められるわけであるが、その場合も算定の標準は勞働基準法の定めるところによることとなろうから消防團員の場合もこの勞働基準法の定める標準によつて算定することになるが國家消防廳において參考のため一應の基準を示される筈である。

そこで勞働基準法の場合如何なる補償をしているかを調べて見れば第一消防團員が負傷したり病氣にかかつた場合で、この際療養上必要と認められる費用はすべて市町村の負擔となるわけである。

次に障害の場合であるが病氣はなおつても体に不治のあとが殘る場合例えば四肢の全部又は一部が切りとられ又はなくなつた場合、何なつた場合、耳が聞えなくなつた場合、顔や手に傷跡が殘る場合は補償のなされるのは全部公務によるもので公務は殆んどの場合火災又は風水害の場合に出場したときが多いでしようが、火災豫防のため出場又は訓練のための出場も勿論公務として取扱われなければならない。

公務によつてどういう風になつた場合に補償がなされるかといえば死傷、負傷病氣、疾病となつた場合である。死亡したり片わになる。この日給は團員にはありませんが消防吏員の日給額に準じて考えて假りに團員は日給二百圓から四百圓、幹部は三百圓から四百圓見當にしてそうすると障害手當は、日給二百圓の最低として一萬圓から二十六萬八千圓、日給四百圓として二百圓から五十三萬六千圓程度となる。

この場合の遺族補償は、勞働基準法によれば平均賃金の千日分ですから日給二百圓と見て二十萬圓、日給五百圓なら五十萬圓となる。

葬祭料は六十日分であるから日給二百圓と見て一萬六千圓となる。

それからこれらの支給は誰が受けるかというと療養と障害の場合は本人ですが死亡の場合は遺族若しくは被扶養者となる。

遺族は勞働基準法の建前から見ても先づ配偶者に給するべきで配偶者がない場合は、子、父母、孫、祖父母の順になる。

被扶養者とは本人の收入によつて生計を維持している者をいう。これは血のつながりは全然なくても事實上養われていた者でよいのである。但し生計を一にしていたことが必要であるから離れて住んでいる妻等はいりません。しかし事實上の一夫一婦の結婚生活をしていたのなら内縁の妻は正妻と同様に遇せられることです。

さて最後に念をおしておきたいことは本條は、常勤の團員には適用がない、常勤者は地方公務員法によつて公務員の受ける手當を受けることになるからであるが、市町村の財源の問題であるが、災害補償は普通の場合は市町村が負擔するのは本旨であるが特別に大數が起つて不幸同時に多數殉職災害團員が生じた場合などは國において特別平衡交付金に考慮を拂うような方法によつて取扱われるようなことも望ましい。(協會伊藤主事)

法適用火災の報告は敏速確實に

本年度に入つてから旬餘を出ずして大森町を皮切りに西濃淀西町等と災害救助確實なる機災世帯數と家族構成人員を明らかにしていて非常の場合は遠かに確報出來るよう特別なる努力を望んでやまない。

なほ救助物資をトラックに積んで際を出發する際、一應役場又物資品名を連絡救護災世帯調書を作製して置かれたい。

法の適用を受けた大火が發生し罹災民に火に對するよりも一層の注意の喚起をうながしているが、縣においては大火の場合應急救助對策上各市町村に次のことを要望

(イ)市町村役場では火災が發生し罹災世帯數が十世帯以上に及ぶと思はれる場合は何をさておいても消防災害課内又は部落毎の世帯數並びに家族構成人員を明らかにすると同時に罹災世帯數と家族構成人員を明らかにすると同時に罹災世帯數と家族構成人員を明らかにすると同時に罹災世帯數と

消防協會報

月刊　毎月十五日發行
編輯發行人　伊藤忠太郎

發行所　秋田市土手長町
秋田縣消防協會
定價　一部　八圓

平均給與額・團長で五級一號が基準

災害補償條例準則成る

國家消防廳は消防組織法第十五條の四（消防團員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し若しくは疾病にかゝり又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廢疾となつた場合においては、市町村は、その消防員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、その消防團員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない）の規定に基いて非常勤消防團員の公務災害補償條例準則の成案を急いでいたがこのたび制定を見た。これによると團員の平均給與額は團長、副團長五級一號、分團長、部長及び班長四級一號、一般團員は三級一號が基準とされている。又死亡した場合の遺族補償は千日分を支給する。（尚消防團員の公務災害補償規則は追つて指示される）

『消防團員公務災害補償☆例準則』

第一章　總　則

【目　的】

第一條　この條例は、消防組織法第十五條の四の規定に基き、非常勤の消防團員（以下「團員」という。）が公務に因り死亡し、負傷し若しくは疾病にかゝり又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廢疾となつた場合（以下「補償」という。）を行うことを目的とする。

【實施機關】

第二條　市（町村）は、この條例に定める補償の實施の責に任ずる。

【平均給與額】

第三條　この條例で「平均給與額」とは、當該團員が職員の給與に關する條例（昭和二十六年〇〇〇條例第×號）の別表第二（特別給料表）の號給のうち左の各號に掲げる號給を受ける者とみなし、同條例の規定に基き支給されるべき給料、勤務地手當及び負傷若しくは死亡の原因である事故が發生した日又は診斷によつて疾病が確定した日において有した扶養親族を基準とする扶養手當の月額の合計額の三十分の一をいう。

一　團長及び副團長　五級一號
二　分團長、部長及び班長　四級一號
三　前二號に掲げる者以外の團員　三級一號

2　市（町村）長は、當該團員の勤續期間が長期にわたる場合、その他特別の事情がある場合は、前項各號に掲げる號給の五號上位までの號給を受けるものとみなすことができる。

【補償を受ける權利】

第四條　團員が離職した場合においても、補償を受ける權利は影響を受ない。

2　補償を受ける權利は讓渡し、又は擔保に供してはならない。

第五條　團員が公務上の災害を受けた場合においては、市（町村）は補償を受けるべき者に對して、その者がこの條例によつて權利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章　補　償

【補償の種類】

第六條　補償の種類は、左に掲げる事故がある場合とする。

一　療養補償
二　休業補償
三　障害補償
四　遺族補償
五　葬祭補償
六　打切補償

【療養補償】

第七條　團員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、市（町村）は、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

2　前條の規定による療養の範圍は、左に掲げるものであつて療養上相當と認められるものとする。

一　診　療
二　藥劑又は治療材料の支給
三　處置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への收容
五　看護（醫師の請求により又は強め市町村長の承認を得て看護人をつけた場合に限る）
六　移　送

【休業補償】

第九條　團員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため收入を得ることができない場合、市（町村）は、休業補償として收入を得ることができない期間につき、平均給與額の百分の六十に相當する金額を支給する。

【障害補償】

第十條　團員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては市（町村）は、障害補償として同表に定める障害の等級に應じ、平均給與額に同表に定める日數を乘じて得た金額を支給する。

2　同表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級に重い身体障害に應ずる等級による。

3　左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各號のうち團員に最も有利なものによる。

一　第十三條以上に該當する身体障害が二以上ある場合は、前項の規定による等級の一級上位の等級
二　第八級以上に該當する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
三　第五級以上に該當する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4　補償の金額は、各々の身体障害に應ずる等級による。障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5　既に身体障害のある者が公務上の負傷又は疾病によつて障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から從前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

【休業補償及び障害補償條例外】

第十一條　團員が重大な過失によつて公務上負傷し又は疾病にかかつたときは、市（町村）は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。

【遺族補償】

第十二條　團員が公務上死亡した場合において市（町村）は、遺族補償として平均給與額の六十日分に相當する金額を支給する。

【打切補償】

第十三條　第十條の規定によつて補償を受ける團員が、療養開始後三年を經過しても負傷又は疾病がなおらない場合において市（町村）は、打切補償として、平均給與額の千二百日分に相當する金額を支給することができる。

2　前項の規定により打切補償を行う場合において、その後上記の條例の規定による補償は行わない。

【他の法律との關係】

第十七條　補償を受けるべき者が、同一の事由について、勞働基準法、勞働者災害補償保險法等によつてこの條例の災害補償に相當する保險給付を受けるべき場合においてはその價額の限度において市（町村）は補償の責を免れる。

【委　任】

第二十一條　この條例の施行に關し必要な事項は、市（町村）長が定める。

附　則

【施行期日】

1　この條例は、公布の日から施行する。

【經過規定】

2　團員にかかる補償に相當する給與又は給付で、この條例施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、從前の例による。

【別　表】

省　略

（勞働基準法施行規則別表第一の例による）

第三章　審　査

【審　査】

第十八條　市（町村）の行う公務上の災害の認定、療法の方法、補償金額の決定その他補償の實施について異議のある者は、消防團員公務災害補償審査會（以下「審査會」という）に對し、審査の請求をすることができる。

2　審査會は前項の請求があつた場合は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及び當該市（町村）に通知しなければならない。

第十九條　前條に定めるものを除く外審査會に關し必要な事項は規則で定める。

第四章　雜　則

第二十條　審査會又は市（町村）は、審査又は補償の實施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者その他の關係人に對して、報告をさせ文書を提出させ、出頭を命じ醫師の診斷を行い又は檢査を受けさせることができる。

遺家族補償費概算

（但し、扶養家族配偶者及びその他二人消防團長、副團長　五級一號——五級六號勤務地手當二級地、一級とした場合）

	本俸	扶養手當	勤務地手當	合計額
分團長、部長、班長四級一號——四級六號				
◎遺族補償費	三八八、六七七圓	四四三、六六七圓		
扶養手當	七、三〇〇	一、一〇〇	八、七〇〇	一、一〇〇
勤務地手當	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
合計額	九、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
◎遺族補償費	三二六、三三三圓	三七七、六六七圓		
その他の團員 三級一號——三級六號				
扶養手當	六、三〇〇	一、一〇〇	七、三〇〇	一、一〇〇
勤務地手當	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
合計額	七、九〇〇	一、一〇〇	八、九〇〇	一、一〇〇
◎遺族補償費	二八九、六六七圓	三三六、三三三圓		

☆最新式速消車完成☆

藥品タンク及後部箱には小型ポンプ備付き
秋田市土崎消防署納入

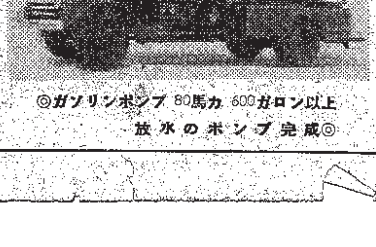

◎ガソリンポンプ 80馬力 600ガロン以上
放水のポンプ完成◎

★ポンプは絶驚のある當社製作所へ！

特許　196099
179776

有限會社須藤式カッヲ號
ポンプ製作所
須藤勝雄
青森市長島一一五
電話二七四番

松野式高級消防ポンプ（新設計强力タービン完成）

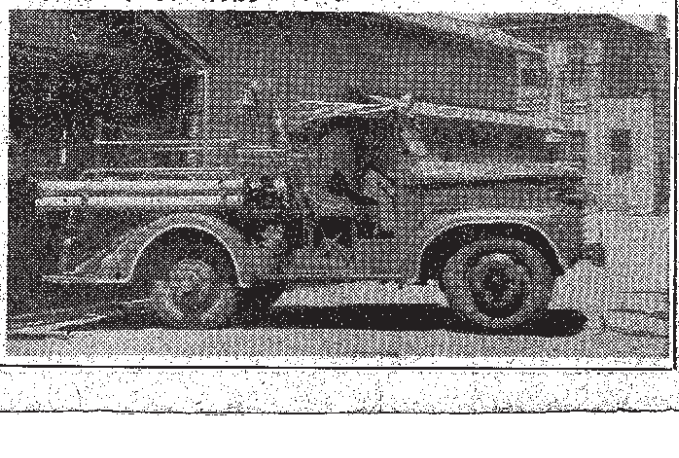

松野式ポンプ製作所
工場　秋田市龍ノ口虎ノ口一三番地
營業所　秋田市龍ノ口虎ノ口一三番地
電話四七一六番

消防座談會

消防財源の確保が第一
新消防縣會議員を圍んで

縣消防協會では六月二日秋田市東光クラブにおいて四月執行された縣議會議員選擧にのぞみ見事當選の榮を勝得た消防關係議員諸氏と縣民生部長等の參集を得て當面の問題につき種々懇談をし今後における一層の協力方を懇請した。論議の焦點は各市町村とも共通の悩みである消防財源問題に終始しこれを解決する爲には消防議員を中心に縣、協會一体となり解決に努力すべく申合せ有意義に會を終へた。以下はその懇談會記である。

【松野會長】 ちょうど御挨拶申上げます。今度皆さんには縣議會議員に立後補され見事當選の榮を勝ち得られお目出とうございました。これから會を進める課でございますが、幸い本日は縣民生部長、消防災害課長さんもお見えになつて居りますので、縣消防全般に亘り皆さんの御意見なり御批判を頂きその意のある處を充分体しまして、縣とも密接な連絡を保ち本縣消防界のために努力致す所存でありますから一つヨタンのない御意見の開陳をお願い致度と思います。それでは先ず民生部長さんに縣の立場としての消防について一つお願い致します。

消防財源については中央でも考慮

【民生部長】 秋田縣は全國的にみても非常に火災の多い處で火災縣という傳りあるのでございます。それで縣としては或る程度財源の裏付をしてやるということでなくてはならないと思うんです。特に本縣の場合貯水施設なんか非常に悪く折角ポンプを購入しても水がないためにそれが全然機能を發揮し得ないというのが現狀なんですから貰くじなんかもこの方面に向けると非常に有効な結果を期待することは出來ますが、如何に縣が消防行政に力こぶを入れても實際に消防協會についてであるのですが、縣でもこの財源の一助にさせようという譯なんです。又從來の火災を統計的にみますと小さい内に消すことが出來たものがポンプの故障のためにおくれ遂に大火になつたものが多いのでございます。それで縣としてもこの利益金を各市町村に補助し消防

水利施設の不備と消防戰術の拙劣

仙臺、溫海大火の原因を探る

去る四月二十二日に東北の首都仙臺市に、繁華街八七棟を焼いた大火があり、その一日おいた四月二十四日の一日おいた四月二十四日の朝の町で有名な山形縣溫海町に三七六棟を焼いた大火があり、この二つは本年に入つてからの東北における大火災でもいうべき大火であつて斯界の親職を集めているばかりでなく、この二つの火災で我々消防人にとつて深ぶべきところが非常に多いと思う。

その一 仙臺の巻

出火は、四月二十二日の午前三時頃と推定せられ、火元は仙臺市二日町の家具製造業平形昇治方の工場であるが、この火事で焼けた建物数は住家七八棟、非住家九棟合計八七棟でその建坪は、八八一坪であつて午前六時まで僅か三時間の間に一一一の罹災世帯を出した外官廳街は殆んど焼野原となつた。出火原因については、電気、自然發火、放火の四方面から慎重に調査を進めているようであるが火元の平形昇治やその他の関係者から聽いた事情の他を綜合するに現在のところ裸電線による電気火災は市民と繁盛なる協力の下に全然発生していない。

この火事の結果官廳街の一部は焼失し、市役所、郵便局、電話局、宮城県庁、仙臺市役所、仙臺市消防本部、仙臺市立第一中学校、仙臺市立第二中学校、仙臺市立第三中学校、仙臺市立第四中学校、仙臺市立第五中学校、仙臺市立第六中学校、仙臺市立第七中学校、仙臺市立第八中学校、仙臺市立第九中学校、仙臺市立第十中学校、仙臺市立第十一中学校、仙臺市立第十二中学校、仙臺市立第十三中学校、仙臺市立第十四中学校、仙臺市立第十五中学校、仙臺市立第十六中学校、仙臺市立第十七中学校、仙臺市立第十八中学校、仙臺市立第十九中学校、仙臺市立第二十中学校、仙臺市立第二十一中学校、仙臺市立第二十二中学校、仙臺市立第二十三中学校、仙臺市立第二十四中学校、仙臺市立第二十五中学校、仙臺市立第二十六中学校、仙臺市立第二十七中学校、仙臺市立第二十八中学校、仙臺市立第二十九中学校、仙臺市立第三十中学校、仙臺市立第三十一中学校、仙臺市立第三十二中学校、仙臺市立第三十三中学校、仙臺市立第三十四中学校、仙臺市立第三十五中学校、仙臺市立第三十六中学校、仙臺市立第三十七中学校、仙臺市立第三十八中学校、仙臺市立第三十九中学校、仙臺市立第四十中学校、仙臺市立第四十一中学校、仙臺市立第四十二中学校、仙臺市立第四十三中学校、仙臺市立第四十四中学校、仙臺市立第四十五中学校、仙臺市立第四十六中学校、仙臺市立第四十七中学校、仙臺市立第四十八中学校、仙臺市立第四十九中学校、仙臺市立第五十中学校、仙臺市立第五十一中学校、仙臺市立第五十二中学校、仙臺市立第五十三中学校、仙臺市立第五十四中学校、仙臺市立第五十五中学校、仙臺市立第五十六中学校、仙臺市立第五十七中学校、仙臺市立第五十八中学校、仙臺市立第五十九中学校、仙臺市立第六十中学校、仙臺市立第六十一中学校、仙臺市立第六十二中学校、仙臺市立第六十三中学校、仙臺市立第六十四中学校、仙臺市立第六十五中学校、仙臺市立第六十六中学校、仙臺市立第六十七中学校、仙臺市立第六十八中学校、仙臺市立第六十九中学校、仙臺市立第七十中学校、仙臺市立第七十一中学校、仙臺市立第七十二中学校、仙臺市立第七十三中学校、仙臺市立第七十四中学校、仙臺市立第七十五中学校、仙臺市立第七十六中学校、仙臺市立第七十七中学校、仙臺市立第七十八中学校、仙臺市立第七十九中学校、仙臺市立第八十中学校、仙臺市立第八十一中学校、仙臺市立第八十二中学校、仙臺市立第八十三中学校、仙臺市立第八十四中学校、仙臺市立第八十五中学校、仙臺市立第八十六中学校、仙臺市立第八十七中学校、仙臺市立第八十八中学校、仙臺市立第八十九中学校、仙臺市立第九十中学校、仙臺市立第九十一中学校、仙臺市立第九十二中学校、仙臺市立第九十三中学校、仙臺市立第九十四中学校、仙臺市立第九十五中学校、仙臺市立第九十六中学校、仙臺市立第九十七中学校、仙臺市立第九十八中学校、仙臺市立第九十九中学校、仙臺市立第百中学校、仙臺市立第百一中学校、仙臺市立第百二中学校、仙臺市立第百三中学校、仙臺市立第百四中学校、仙臺市立第百五中学校、仙臺市立第百六中学校、仙臺市立第百七中学校、仙臺市立第百八中学校、仙臺市立第百九中学校、仙臺市立第百十中学校、仙臺市立第百十一中学校、仙臺市立第百十二中学校、仙臺市立第百十三中学校、仙臺市立第百十四中学校、仙臺市立第百十五中学校、仙臺市立第百十六中学校、仙臺市立第百十七中学校、仙臺市立第百十八中学校、仙臺市立第百十九中学校、仙臺市立第百二十中学校、仙臺市立第百二十一中学校、仙臺市立第百二十二中学校、仙臺市立第百二十三中学校、仙臺市立第百二十四中学校、仙臺市立第百二十五中学校、仙臺市立第百二十六中学校、仙臺市立第百二十七中学校、仙臺市立第百二十八中学校、仙臺市立第百二十九中学校、仙臺市立第百三十中学校、仙臺市立第百三十一中学校、仙臺市立第百三十二中学校、仙臺市立第百三十三中学校、仙臺市立第百三十四中学校、仙臺市立第百三十五中学校、仙臺市立第百三十六中学校、仙臺市立第百三十七中学校、仙臺市立第百三十八中学校、仙臺市立第百三十九中学校、仙臺市立第百四十中学校、仙臺市立第百四十一中学校、仙臺市立第百四十二中学校、仙臺市立第百四十三中学校、仙臺市立第百四十四中学校、仙臺市立第百四十五中学校、仙臺市立第百四十六中学校、仙臺市立第百四十七中学校、仙臺市立第百四十八中学校、仙臺市立第百四十九中学校、仙臺市立第百五十中学校、仙臺市立第百五十一中学校、仙臺市立第百五十二中学校、仙臺市立第百五十三中学校、仙臺市立第百五十四中学校、仙臺市立第百五十五中学校、仙臺市立第百五十六中学校、仙臺市立第百五十七中学校、仙臺市立第百五十八中学校、仙臺市立第百五十九中学校、仙臺市立第百六十中学校、仙臺市立第百六十一中学校、仙臺市立第百六十二中学校、仙臺市立第百六十三中学校、仙臺市立第百六十四中学校、仙臺市立第百六十五中学校、仙臺市立第百六十六中学校、仙臺市立第百六十七中学校、仙臺市立第百六十八中学校、仙臺市立第百六十九中学校、仙臺市立第百七十中学校、仙臺市立第百七十一中学校、仙臺市立第百七十二中学校、仙臺市立第百七十三中学校、仙臺市立第百七十四中学校、仙臺市立第百七十五中学校、仙臺市立第百七十六中学校、仙臺市立第百七十七中学校、仙臺市立第百七十八中学校、仙臺市立第百七十九中学校、仙臺市立第百八十中学校、仙臺市立第百八十一中学校、仙臺市立第百八十二中学校、仙臺市立第百八十三中学校、仙臺市立第百八十四中学校、仙臺市立第百八十五中学校、仙臺市立第百八十六中学校、仙臺市立第百八十七中学校、仙臺市立第百八十八中学校、仙臺市立第百八十九中学校、仙臺市立第百九十中学校、仙臺市立第百九十一中学校、仙臺市立第百九十二中学校、仙臺市立第百九十三中学校、仙臺市立第百九十四中学校、仙臺市立第百九十五中学校、仙臺市立第百九十六中学校、仙臺市立第百九十七中学校、仙臺市立第百九十八中学校、仙臺市立第百九十九中学校、仙臺市立第二百中学校、仙臺市立第二百一中学校、仙臺市立第二百二中学校、仙臺市立第二百三中学校、仙臺市立第二百四中学校、仙臺市立第二百五中学校、仙臺市立第二百六中学校、仙臺市立第二百七中学校、仙臺市立第二百八中学校、仙臺市立第二百九中学校、仙臺市立第二百十中学校、仙臺市立第二百十一中学校、仙臺市立第二百十二中学校、仙臺市立第二百十三中学校、仙臺市立第二百十四中学校、仙臺市立第二百十五中学校、仙臺市立第二百十六中学校、仙臺市立第二百十七中学校、仙臺市立第二百十八中学校、仙臺市立第二百十九中学校、仙臺市立第二百二十中学校、仙臺市立第二百二十一中学校、仙臺市立第二百二十二中学校、仙臺市立第二百二十三中学校、仙臺市立第二百二十四中学校、仙臺市立第二百二十五中学校、仙臺市立第二百二十六中学校、仙臺市立第二百二十七中学校、仙臺市立第二百二十八中学校、仙臺市立第二百二十九中学校、仙臺市立第二百三十中学校、仙臺市立第二百三十一中学校、仙臺市立第二百三十二中学校、仙臺市立第二百三十三中学校、仙臺市立第二百三十四中学校、仙臺市立第二百三十五中学校、仙臺市立第二百三十六中学校、仙臺市立第二百三十七中学校、仙臺市立第二百三十八中学校、仙臺市立第二百三十九中学校、仙臺市立第二百四十中学校、仙臺市立第二百四十一中学校、仙臺市立第二百四十二中学校、仙臺市立第二百四十三中学校、仙臺市立第二百四十四中学校、仙臺市立第二百四十五中学校、仙臺市立第二百四十六中学校、仙臺市立第二百四十七中学校、仙臺市立第二百四十八中学校、仙臺市立第二百四十九中学校、仙臺市立第二百五十中学校、仙臺市立第二百五十一中学校、仙臺市立第二百五十二中学校、仙臺市立第二百五十三中学校、仙臺市立第二百五十四中学校、仙臺市立第二百五十五中学校、仙臺市立第二百五十六中学校、仙臺市立第二百五十七中学校、仙臺市立第二百五十八中学校、仙臺市立第二百五十九中学校、仙臺市立第二百六十中学校、仙臺市立第二百六十一中学校、仙臺市立第二百六十二中学校、仙臺市立第二百六十三中学校、仙臺市立第二百六十四中学校、仙臺市立第二百六十五中学校、仙臺市立第二百六十六中学校、仙臺市立第二百六十七中学校、仙臺市立第二百六十八中学校、仙臺市立第二百六十九中学校、仙臺市立第二百七十中学校、仙臺市立第二百七十一中学校、仙臺市立第二百七十二中学校、仙臺市立第二百七十三中学校、仙臺市立第二百七十四中学校、仙臺市立第二百七十五中学校、仙臺市立第二百七十六中学校、仙臺市立第二百七十七中学校、仙臺市立第二百七十八中学校、仙臺市立第二百七十九中学校、仙臺市立第二百八十中学校、仙臺市立第二百八十一中学校、仙臺市立第二百八十二中学校、仙臺市立第二百八十三中学校、仙臺市立第二百八十四中学校、仙臺市立第二百八十五中学校、仙臺市立第二百八十六中学校、仙臺市立第二百八十七中学校、仙臺市立第二百八十八中学校、仙臺市立第二百八十九中学校、仙臺市立第二百九十中学校、仙臺市立第二百九十一中学校、仙臺市立第二百九十二中学校、仙臺市立第二百九十三中学校、仙臺市立第二百九十四中学校、仙臺市立第二百九十五中学校、仙臺市立第二百九十六中学校、仙臺市立第二百九十七中学校、仙臺市立第二百九十八中学校、仙臺市立第二百九十九中学校、仙臺市立第三百中学校、仙臺市立第三百一中学校、仙臺市立第三百二中学校、仙臺市立第三百三中学校、仙臺市立第三百四中学校、仙臺市立第三百五中学校、仙臺市立第三百六中学校、仙臺市立第三百七中学校、仙臺市立第三百八中学校、仙臺市立第三百九中学校、仙臺市立第三百十中学校、仙臺市立第三百十一中学校、仙臺市立第三百十二中学校、仙臺市立第三百十三中学校、仙臺市立第三百十四中学校、仙臺市立第三百十五中学校、仙臺市立第三百十六中学校、仙臺市立第三百十七中学校、仙臺市立第三百十八中学校、仙臺市立第三百十九中学校、仙臺市立第三百二十中学校、仙臺市立第三百二十一中学校、仙臺市立第三百二十二中学校、仙臺市立第三百二十三中学校、仙臺市立第三百二十四中学校、仙臺市立第三百二十五中学校、仙臺市立第三百二十六中学校、仙臺市立第三百二十七中学校、仙臺市立第三百二十八中学校、仙臺市立第三百二十九中学校、仙臺市立第三百三十中学校、仙臺市立第三百三十一中学校、仙臺市立第三百三十二中学校、仙臺市立第三百三十三中学校、仙臺市立第三百三十四中学校、仙臺市立第三百三十五中学校、仙臺市立第三百三十六中学校、仙臺市立第三百三十七中学校、仙臺市立第三百三十八中学校、仙臺市立第三百三十九中学校、仙臺市立第三百四十中学校、仙臺市立第三百四十一中学校、仙臺市立第三百四十二中学校、仙臺市立第三百四十三中学校、仙臺市立第三百四十四中学校、仙臺市立第三百四十五中学校、仙臺市立第三百四十六中学校、仙臺市立第三百四十七中学校、仙臺市立第三百四十八中学校、仙臺市立第三百四十九中学校、仙臺市立第三百五十中学校、仙臺市立第三百五十一中学校、仙臺市立第三百五十二中学校、仙臺市立第三百五十三中学校、仙臺市立第三百五十四中学校、仙臺市立第三百五十五中学校、仙臺市立第三百五十六中学校、仙臺市立第三百五十七中学校、仙臺市立第三百五十八中学校、仙臺市立第三百五十九中学校、仙臺市立第三百六十中学校、仙臺市立第三百六十一中学校、仙臺市立第三百六十二中学校、仙臺市立第三百六十三中学校、仙臺市立第三百六十四中学校、仙臺市立第三百六十五中学校、仙臺市立第三百六十六中学校、仙臺市立第三百六十七中学校、仙臺市立第三百六十八中学校、仙臺市立第三百六十九中学校、仙臺市立第三百七十中学校、仙臺市立第三百七十一中学校、仙臺市立第三百七十二中学校、仙臺市立第三百七十三中学校、仙臺市立第三百七十四中学校、仙臺市立第三百七十五中学校、仙臺市立第三百七十六中学校、仙臺市立第三百七十七中学校、仙臺市立第三百七十八中学校、仙臺市立第三百七十九中学校、仙臺市立第三百八十中学校、仙臺市立第三百八十一中学校、仙臺市立第三百八十二中学校、仙臺市立第三百八十三中学校、仙臺市立第三百八十四中学校、仙臺市立第三百八十五中学校、仙臺市立第三百八十六中学校、仙臺市立第三百八十七中学校、仙臺市立第三百八十八中学校、仙臺市立第三百八十九中学校、仙臺市立第三百九十中学校、仙臺市立第三百九十一中学校、仙臺市立第三百九十二中学校、仙臺市立第三百九十三中学校、仙臺市立第三百九十四中学校、仙臺市立第三百九十五中学校、仙臺市立第三百九十六中学校、仙臺市立第三百九十七中学校、仙臺市立第三百九十八中学校、仙臺市立第三百九十九中学校、仙臺市立第四百中学校、仙臺市立第四百一中学校、仙臺市立第四百二中学校、仙臺市立第四百三中学校、仙臺市立第四百四中学校、仙臺市立第四百五中学校、仙臺市立第四百六中学校、仙臺市立第四百七中学校、仙臺市立第四百八中学校、仙臺市立第四百九中学校、仙臺市立第四百十中学校、仙臺市立第四百十一中学校、仙臺市立第四百十二中学校、仙臺市立第四百十三中学校、仙臺市立第四百十四中学校、仙臺市立第四百十五中学校、仙臺市立第四百十六中学校、仙臺市立第四百十七中学校、仙臺市立第四百十八中学校、仙臺市立第四百十九中学校、仙臺市立第四百二十中学校、仙臺市立第四百二十一中学校、仙臺市立第四百二十二中学校、仙臺市立第四百二十三中学校、仙臺市立第四百二十四中学校、仙臺市立第四百二十五中学校、仙臺市立第四百二十六中学校、仙臺市立第四百二十七中学校、仙臺市立第四百二十八中学校、仙臺市立第四百二十九中学校、仙臺市立第四百三十中学校、仙臺市立第四百三十一中学校、仙臺市立第四百三十二中学校、仙臺市立第四百三十三中学校、仙臺市立第四百三十四中学校、仙臺市立第四百三十五中学校、仙臺市立第四百三十六中学校、仙臺市立第四百三十七中学校、仙臺市立第四百三十八中学校、仙臺市立第四百三十九中学校、仙臺市立第四百四十中学校、仙臺市立第四百四十一中学校、仙臺市立第四百四十二中学校、仙臺市立第四百四十三中学校、仙臺市立第四百四十四中学校、仙臺市立第四百四十五中学校、仙臺市立第四百四十六中学校、仙臺市立第四百四十七中学校、仙臺市立第四百四十八中学校、仙臺市立第四百四十九中学校、仙臺市立第四百五十中学校、仙臺市立第四百五十一中学校、仙臺市立第四百五十二中学校、仙臺市立第四百五十三中学校、仙臺市立第四百五十四中学校、仙臺市立第四百五十五中学校、仙臺市立第四百五十六中学校、仙臺市立第四百五十七中学校、仙臺市立第四百五十八中学校、仙臺市立第四百五十九中学校、仙臺市立第四百六十中学校、仙臺市立第四百六十一中学校、仙臺市立第四百六十二中学校、仙臺市立第四百六十三中学校、仙臺市立第四百六十四中学校、仙臺市立第四百六十五中学校、仙臺市立第四百六十六中学校、仙臺市立第四百六十七中学校、仙臺市立第四百六十八中学校、仙臺市立第四百六十九中学校、仙臺市立第四百七十中学校、仙臺市立第四百七十一中学校、仙臺市立第四百七十二中学校、仙臺市立第四百七十三中学校、仙臺市立第四百七十四中学校、仙臺市立第四百七十五中学校、仙臺市立第四百七十六中学校、仙臺市立第四百七十七中学校、仙臺市立第四百七十八中学校、仙臺市立第四百七十九中学校、仙臺市立第四百八十中学校、仙臺市立第四百八十一中学校、仙臺市立第四百八十二中学校、仙臺市立第四百八十三中学校、仙臺市立第四百八十四中学校、仙臺市立第四百八十五中学校、仙臺市立第四百八十六中学校、仙臺市立第四百八十七中学校、仙臺市立第四百八十八中学校、仙臺市立第四百八十九中学校、仙臺市立第四百九十中学校、仙臺市立第四百九十一中学校、仙臺市立第四百九十二中学校、仙臺市立第四百九十三中学校、仙臺市立第四百九十四中学校、仙臺市立第四百九十五中学校、仙臺市立第四百九十六中学校、仙臺市立第四百九十七中学校、仙臺市立第四百九十八中学校、仙臺市立第四百九十九中学校、仙臺市立第五百中学校、仙臺市立第五百一中学校、仙臺市立第五百二中学校、仙臺市立第五百三中学校、仙臺市立第五百四中学校、仙臺市立第五百五中学校、仙臺市立第五百六中学校、仙臺市立第五百七中学校、仙臺市立第五百八中学校、仙臺市立第五百九中学校、仙臺市立第五百十中学校、仙臺市立第五百十一中学校、仙臺市立第五百十二中学校、仙臺市立第五百十三中学校、仙臺市立第五百十四中学校、仙臺市立第五百十五中学校、仙臺市立第五百十六中学校、仙臺市立第五百十七中学校、仙臺市立第五百十八中学校、仙臺市立第五百十九中学校、仙臺市立第五百二十中学校、仙臺市立第五百二十一中学校、仙臺市立第五百二十二中学校、仙臺市立第五百二十三中学校、仙臺市立第五百二十四中学校、仙臺市立第五百二十五中学校、仙臺市立第五百二十六中学校、仙臺市立第五百二十七中学校、仙臺市立第五百二十八中学校、仙臺市立第五百二十九中学校、仙臺市立第五百三十中学校、仙臺市立第五百三十一中学校、仙臺市立第五百三十二中学校、仙臺市立第五百三十三中学校、仙臺市立第五百三十四中学校、仙臺市立第五百三十五中学校、仙臺市立第五百三十六中学校、仙臺市立第五百三十七中学校、仙臺市立第五百三十八中学校、仙臺市立第五百三十九中学校、仙臺市立第五百四十中学校、仙臺市立第五百四十一中学校、仙臺市立第五百四十二中学校、仙臺市立第五百四十三中学校、仙臺市立第五百四十四中学校、仙臺市立第五百四十五中学校、仙臺市立第五百四十六中学校、仙臺市立第五百四十七中学校、仙臺市立第五百四十八中学校、仙臺市立第五百四十九中学校、仙臺市立第五百五十中学校、仙臺市立第五百五十一中学校、仙臺市立第五百五十二中学校、仙臺市立第五百五十三中学校、仙臺市立第五百五十四中学校、仙臺市立第五百五十五中学校、仙臺市立第五百五十六中学校、仙臺市立第五百五十七中学校、仙臺市立第五百五十八中学校、仙臺市立第五百五十九中学校、仙臺市立第五百六十中学校、仙臺市立第五百六十一中学校、仙臺市立第五百六十二中学校、仙臺市立第五百六十三中学校、仙臺市立第五百六十四中学校、仙臺市立第五百六十五中学校、仙臺市立第五百六十六中学校、仙臺市立第五百六十七中学校、仙臺市立第五百六十八中学校、仙臺市立第五百六十九中学校、仙臺市立第五百七十中学校、仙臺市立第五百七十一中学校、仙臺市立第五百七十二中学校、仙臺市立第五百七十三中学校、仙臺市立第五百七十四中学校、仙臺市立第五百七十五中学校、仙臺市立第五百七十六中学校、仙臺市立第五百七十七中学校、仙臺市立第五百七十八中学校、仙臺市立第五百七十九中学校、仙臺市立第五百八十中学校、仙臺市立第五百八十一中学校、仙臺市立第五百八十二中学校、仙臺市立第五百八十三中学校、仙臺市立第五百八十四中学校、仙臺市立第五百八十五中学校、仙臺市立第五百八十六中学校、仙臺市立第五百八十七中学校、仙臺市立第五百八十八中学校、仙臺市立第五百八十九中学校、仙臺市立第五百九十中学校、仙臺市立第五百九十一中学校、仙臺市立第五百九十二中学校、仙臺市立第五百九十三中学校、仙臺市立第五百九十四中学校、仙臺市立第五百九十五中学校、仙臺市立第五百九十六中学校、仙臺市立第五百九十七中学校、仙臺市立第五百九十八中学校、仙臺市立第五百九十九中学校、仙臺市立第六百中学校、仙臺市立第六百一中学校、仙臺市立第六百二中学校、仙臺市立第六百三中学校、仙臺市立第六百四中学校、仙臺市立第六百五中学校、仙臺市立第六百六中学校、仙臺市立第六百七中学校、仙臺市立第六百八中学校、仙臺市立第六百九中学校、仙臺市立第六百十中学校、仙臺市立第六百十一中学校、仙臺市立第六百十二中学校、仙臺市立第六百十三中学校、仙臺市立第六百十四中学校、仙臺市立第六百十五中学校、仙臺市立第六百十六中学校、仙臺市立第六百十七中学校、仙臺市立第六百十八中学校、仙臺市立第六百十九中学校、仙臺市立第六百二十中学校、仙臺市立第六百二十一中学校、仙臺市立第六百二十二中学校、仙臺市立第六百二十三中学校、仙臺市立第六百二十四中学校、仙臺市立第六百二十五中学校、仙臺市立第六百二十六中学校、仙臺市立第六百二十七中学校、仙臺市立第六百二十八中学校、仙臺市立第六百二十九中学校、仙臺市立第六百三十中学校、仙臺市立第六百三十一中学校、仙臺市立第六百三十二中学校、仙臺市立第六百三十三中学校、仙臺市立第六百三十四中学校、仙臺市立第六百三十五中学校、仙臺市立第六百三十六中学校、仙臺市立第六百三十七中学校、仙臺市立第六百三十八中学校、仙臺市立第六百三十九中学校、仙臺市立第六百四十中学校、仙臺市立第六百四十一中学校、仙臺市立第六百四十二中学校、仙臺市立第六百四十三中学校、仙臺市立第六百四十四中学校、仙臺市立第六百四十五中学校、仙臺市立第六百四十六中学校、仙臺市立第六百四十七中学校、仙臺市立第六百四十八中学校、仙臺市立第六百四十九中学校、仙臺市立第六百五十中学校、仙臺市立第六百五十一中学校、仙臺市立第六百五十二中学校、仙臺市立第六百五十三中学校、仙臺市立第六百五十四中学校、仙臺市立第六百五十五中学校、仙臺市立第六百五十六中学校、仙臺市立第六百五十七中学校、仙臺市立第六百五十八中学校、仙臺市立第六百五十九中学校、仙臺市立第六百六十中学校、仙臺市立第六百六十一中学校、仙臺市立第六百六十二中学校、仙臺市立第六百六十三中学校、仙臺市立第六百六十四中学校、仙臺市立第六百六十五中学校、仙臺市立第六百六十六中学校、仙臺市立第六百六十七中学校、仙臺市立第六百六十八中学校、仙臺市立第六百六十九中学校、仙臺市立第六百七十中学校、仙臺市立第六百七十一中学校、仙臺市立第六百七十二中学校、仙臺市立第六百七十三中学校、仙臺市立第六百七十四中学校、仙臺市立第六百七十五中学校、仙臺市立第六百七十六中学校、仙臺市立第六百七十七中学校、仙臺市立第六百七十八中学校、仙臺市立第六百七十九中学校、仙臺市立第六百八十中学校、仙臺市立第六百八十一中学校、仙臺市立第六百八十二中学校、仙臺市立第六百八十三中学校、仙臺市立第六百八十四中学校、仙臺市立第六百八十五中学校、仙臺市立第六百八十六中学校、仙臺市立第六百八十七中学校、仙臺市立第六百八十八中学校、仙臺市立第六百八十九中学校、仙臺市立第六百九十中学校、仙臺市立第六百九十一中学校、仙臺市立第六百九十二中学校、仙臺市立第六百九十三中学校、仙臺市立第六百九十四中学校、仙臺市立第六百九十五中学校、仙臺市立第六百九十六中学校、仙臺市立第六百九十七中学校、仙臺市立第六百九十八中学校、仙臺市立第六百九十九中学校、仙臺市立第七百中学校、仙臺市立第七百一中学校、仙臺市立第七百二中学校、仙臺市立第七百三中学校、仙臺市立第七百四中学校、仙臺市立第七百五中学校、仙臺市立第七百六中学校、仙臺市立第七百七中学校、仙臺市立第七百八中学校、仙臺市立第七百九中学校、仙臺市立第七百十中学校、仙臺市立第七百十一中学校、仙臺市立第七百十二中学校、仙臺市立第七百十三中学校、仙臺市立第七百十四中学校、仙臺市立第七百十五中学校、仙臺市立第七百十六中学校、仙臺市立第七百十七中学校、仙臺市立第七百十八中学校、仙臺市立第七百十九中学校、仙臺市立第七百二十中学校、仙臺市立第七百二十一中学校、仙臺市立第七百二十二中学校、仙臺市立第七百二十三中学校、仙臺市立第七百二十四中学校、仙臺市立第七百二十五中学校、仙臺市立第七百二十六中学校、仙臺市立第七百二十七中学校、仙臺市立第七百二十八中学校、仙臺市立第七百二十九中学校、仙臺市立第七百三十中学校、仙臺市立第七百三十一中学校、仙臺市立第七百三十二中学校、仙臺市立第七百三十三中学校、仙臺市立第七百三十四中学校、仙臺市立第七百三十五中学校、仙臺市立第七百三十六中学校、仙臺市立第七百三十七中学校、仙臺市立第七百三十八中学校、仙臺市立第七百三十九中学校、仙臺市立第七百四十中学校、仙臺市立第七百四十一中学校、仙臺市立第七百四十二中学校、仙臺市立第七百四十三中学校、仙臺市立第七百四十四中学校、仙臺市立第七百四十五中学校、仙臺市立第七百四十六中学校、仙臺市立第七百四十七中学校、仙臺市立第七百四十八中学校、仙臺市立第七百四十九中学校、仙臺市立第七百五十中学校、仙臺市立第七百五十一中学校、仙臺市立第七百五十二中学校、仙臺市立第七百五十三中学校、仙臺市立第七百五十四中学校、仙臺市立第七百五十五中学校、仙臺市立第七百五十六中学校、仙臺市立第七百五十七中学校、仙臺市立第七百五十八中学校、仙臺市立第七百五十九中学校、仙臺市立第七百六十中学校、仙臺市立第七百六十一中学校、仙臺市立第七百六十二中学校、仙臺市立第七百六十三中学校、仙臺市立第七百六十四中学校、仙臺市立第七百六十五中学校、仙臺市立第七百六十六中学校、仙臺市立第七百六十七中学校、仙臺市立第七百六十八中学校、仙臺市立第七百六十九中学校、仙臺市立第七百七十中学校、仙臺市立第七百七十一中学校、仙臺市立第七百七十二中学校、仙臺市立第七百七十三中学校、仙臺市立第七百七十四中学校、仙臺市立第七百七十五中学校、仙臺市立第七百七十六中学校、仙臺市立第七百七十七中学校、仙臺市立第七百七十八中学校、仙臺市立第七百七十九中学校、仙臺市立第七百八十中学校、仙臺市立第七百八十一中学校、仙臺市立第七百八十二中学校、仙臺市立第七百八十三中学校、仙臺市立第七百八十四中学校、仙臺市立第七百八十五中学校、仙臺市立第七百八十六中学校、仙臺市立第七百八十七中学校、仙臺市立第七百八十八中学校、仙臺市立第七百八十九中学校、仙臺市立第七百九十中学校、仙臺市立第七百九十一中学校、仙臺市立第七百九十二中学校、仙臺市立第七百九十三中学校、仙臺市立第七百九十四中学校、仙臺市立第七百九十五中学校、仙臺市立第七百九十六中学校、仙臺市立第七百九十七中学校、仙臺市立第七百九十八中学校、仙臺市立第七百九十九中学校、仙臺市立第八百中学校、仙臺市立第八百一中学校、仙臺市立第八百二中学校、仙臺市立第八百三中学校、仙臺市立第八百四中学校、仙臺市立第八百五中学校、仙臺市立第八百六中学校、仙臺市立第八百七中学校、仙臺市立第八百八中学校、仙臺市立第八百九中学校、仙臺市立第八百十中学校、仙臺市立第八百十一中学校、仙臺市立第八百十二中学校、仙臺市立第八百十三中学校、仙臺市立第八百十四中学校、仙臺市立第八百十五中学校、仙臺市立第八百十六中学校、仙臺市立第八百十七中学校、仙臺市立第八百十八中学校、仙臺市立第八百十九中学校、仙臺市立第八百二十中学校、仙臺市立第八百二十一中学校、仙臺市立第八百二十二中学校、仙臺市立第八百二十三中学校、仙臺市立第八百二十四中学校、仙臺市立第八百二十五中学校、仙臺市立第八百二十六中学校、仙臺市立第八百二十七中学校、仙臺市立第八百二十八中学校、仙臺市立第八百二十九中学校、仙臺市立第八百三十中学校、仙臺市立第八百三十一中学校、仙臺市立第八百三十二中学校、仙臺市立第八百三十三中学校、仙臺市立第八百三十四中学校、仙臺市立第八百三十五中学校、仙臺市立第八百三十六中学校、仙臺市立第八百三十七中学校、仙臺市立第八百三十八中学校、仙臺市立第八百三十九中学校、仙臺市立第八百四十中学校、仙臺市立第八百四十一中学校、仙臺市立第八百四十二中学校、仙臺市立第八百四十三中学校、仙臺市立第八百四十四中学校、仙臺市立第八百四十五中学校、仙臺市立第八百四十六中学校、仙臺市立第八百四十七中学校、仙臺市立第八百四十八中学校、仙臺市立第八百四十九中学校、仙臺市立第八百五十中学校、仙臺市立第八百五十一中学校、仙臺市立第八百五十二中学校、仙臺市立第八百五十三中学校、仙臺市立第八百五十四中学校、仙臺市立第八百五十五中学校、仙臺市立第八百五十六中学校、仙臺市立第八百五十七中学校、仙臺市立第八百五十八中学校、仙臺市立第八百五十九中学校、仙臺市立第八百六十中学校、仙臺市立第八百六十一中学校、仙臺市立第八百六十二中学校、仙臺市立第八百六十三中学校、仙臺市立第八百六十四中学校、仙臺市立第八百六十五中学校、仙臺市立第八百六十六中学校、仙臺市立第八百六十七中学校、仙臺市立第八百六十八中学校、仙臺市立第八百六十九中学校、仙臺市立第八百七十中学校、仙臺市立第八百七十一中学校、仙臺市立第八百七十二中学校、仙臺市立第八百七十三中学校、仙臺市立第八百七十四中学校、仙臺市立第八百七十五中学校、仙臺市立第八百七十六中学校、仙臺市立第八百七十七中学校、仙臺市立第八百七十八中学校、仙臺市立第八百七十九中学校、仙臺市立第八百八十中学校、仙臺市立第八百八十一中学校、仙臺市立第八百八十二中学校、仙臺市立第八百八十三中学校、仙臺市立第八百八十四中学校、仙臺市立第八百八十五中学校、仙臺市立第八百八十六中学校、仙臺市立第八百八十七中学校、仙臺市立第八百八十八中学校、仙臺市立第八百八十九中学校、仙臺市立第八百九十中学校、仙臺市立第八百九十一中学校、仙臺市立第八百九十二中学校、仙臺市立第八百九十三中学校、仙臺市立第八百九十四中学校、仙臺市立第八百九十五中学校、仙臺市立第八百九十六中学校、仙臺市立第八百九十七中学校、仙臺市立第八百九十八中学校、仙臺市立第八百九十九中学校、仙臺市立第九百中学校、仙臺市立第九百一中学校、仙臺市立第九百二中学校、仙臺市立第九百三中学校、仙臺市立第九百四中学校、仙臺市立第九百五中学校、仙臺市立第九百六中学校、仙臺市立第九百七中学校、仙臺市立第九百八中学校、仙臺市立第九百九中学校、仙臺市立第九百十中学校、仙臺市立第九百十一中学校、仙臺市立第九百十二中学校、仙臺市立第九百十三中学校、仙臺市立第九百十四中学校、仙臺市立第九百十五中学校、仙臺市立第九百十六中学校、仙臺市立第九百十七中学校、仙臺市立第九百十八中学校、仙臺市立第九百十九中学校、仙臺市立第九百二十中学校、仙臺市立第九百二十一中学校、仙臺市立第九百二十二中学校、仙臺市立第九百二十三中学校、仙臺市立第九百二十四中学校、仙臺市立第九百二十五中学校、仙臺市立第九百二十六中学校、仙臺市立第九百二十七中学校、仙臺市立第九百二十八中学校、仙臺市立第九百二十九中学校、仙臺市立第九百三十中学校、仙臺市立第九百三十一中学校、仙臺市立第九百三十二中学校、仙臺市立第九百三十三中学校、仙臺市立第九百三十四中学校、仙臺市立第九百三十五中学校、仙臺市立第九百三十六中学校、仙臺市立第九百三十七中学校、仙臺市立第九百三十八中学校、仙臺市立第九百三十九中学校、仙臺市立第九百四十中学校、仙臺市立第九百四十一中学校、仙臺市立第九百四十二中学校、仙臺市立第九百四十三中学校、仙臺市立第九百四十四中学校、仙臺市立第九百四十五中学校、仙臺市立第九百四十六中学校、仙臺市立第九百四十七中学校、仙臺市立第九百四十八中学校、仙臺市立第九百四十九中学校、仙臺市立第九百五十中学校、仙臺市立第九百五十一中学校、仙臺市立第九百五十二中学校、仙臺市立第九百五十三中学校、仙臺市立第九百五十四中学校、仙臺市立第九百五十五中学校、仙臺市立第九百五十六中学校、仙臺市立第九百五十七中学校、仙臺市立第九百五十八中学校、仙臺市立第九百五十九中学校、仙臺市立第九百六十中学校、仙臺市立第九百六十一中学校、仙臺市立第九百六十二中学校、仙臺市立第九百六十三中学校、仙臺市立第九百六十四中学校、仙臺市立第九百六十五中学校、仙臺市立第九百六十六中学校、仙臺市立第九百六十七中学校、仙臺市立第九百六十八中学校、仙臺市立第九百六十九中学校、仙臺市立第九百七十中学校、仙臺市立第九百七十一中学校、仙臺市立第九百七十二中学校、仙臺市立第九百七十三中学校、仙臺市立第九百七十四中学校、仙臺市立第九百七十五中学校、仙臺市立第九百七十六中学校、仙臺市立第九百七十七中学校、仙臺市立第九百七十八中学校、仙臺市立第九百七十九中学校、仙臺市立第九百八十中学校、仙臺市立第九百八十一中学校、仙臺市立第九百八十二中学校、仙臺市立第九百八十三中学校、仙臺市立第九百八十四中学校、仙臺市立第九百八十五中学校、仙臺市立第九百八十六中学校、仙臺市立第九百八十七中学校、仙臺市立第九百八十八中学校、仙臺市立第九百八十九中学校、仙臺市立第九百九十中学校、仙臺市立第九百九十一中学校、仙臺市立第九百九十二中学校、仙臺市立第九百九十三中学校、仙臺市立第九百九十四中学校、仙臺市立第九百九十五中学校、仙臺市立第九百九十六中学校、仙臺市立第九百九十七中学校、仙臺市立第九百九十八中学校、仙臺市立第九百九十九中学校、仙臺市立第百中学校、仙臺市立第百一中学校、仙臺市立第百二中学校、仙臺市立第百三中学校、仙臺市立第百四中学校、仙臺市立第百五中学校、仙臺市立第百六中学校、仙臺市立第百七中学校、仙臺市立第百八中学校、仙

（三面より續く）

に警鐘を鳴らした。消防團つた火事を知り活動が開始された。延燒の狀況や消防活動について述べる前に地形や水利の狀況等について一言する。温海町は日本海に面し、温海川に沿うた谷間に集團した戸數四二七、人口二、一八〇という所で二十軒餘の旅館、料亭、茶屋、飲食店や商家で町の大半を占められ在内三温泉の一つとして比較的大規模な木造大建物が連立していた。水利としては温泉街の南側を流れる温海川が唯一のもので上流に取り入れ口を造り道路に並行した巾一米位のコンクリート造りの流水がある。この流水は流量はかなり豊富でしかもポンプ車は施設して簡單に横付し得るように出來ている。道路は圖面のとおりで温泉街の中央とその外の一部に消防自動車が通れる位のものがあるが他は手繰ポンプが漸く通れる程度のものばかりである。從つて今回のように町の入口から出き

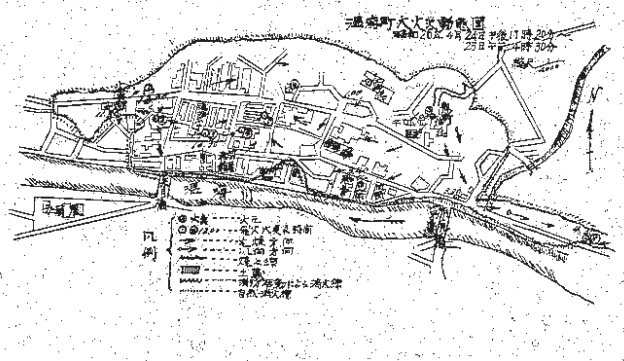

ずに町の入口から出き直接に行つても全然活動が出來ないような狀況である。次に氣象狀況であるが、温海は強風の多い地域で特に四月は西北の風、五月は西の風が恒風であるという。今回も數日前から晴たり曇つたりで風が吹いた天氣で荒破模で同地方には氣象特報が發せられていた。氣象の狀況は一位であるから消防署や常備消防部を持つていないことは勿論である。消防團が入り辛うじて手輸カソリンポンプを温海川べりに部署し放水を開始したが、時既におそく全町は殆んど火の海と化し、消防團は施す術がなく只呆然として傍観せざるを得ない狀態となつたのである。燒跡から觀察するに西の強い風に煽られた火流は湯温海の市街を瞬時に火の海と化せしめ、延燒の擴大と共に烈風が加はり、全く焦熱地獄と化し三層樓の櫛比した諸の町も殆んど灰じんとなつた。思うに同町は谷間にすり鉢形に造られているので燃燒激しく各所では微底した殘跡を見せ燒け殘り材は全く見れぬ狀態であつた。從つて罹災地域内の土藏は悉く焼ち他に温海川に沿うた葉月橋と月見橋の中間に位する一角は土藏の並列と風向の轉換によつてかつ燒失を免れているのが目につく。この火災で失つた主なる建物は温泉旅館一九、醫院三、郵便局等であり火災の主因は

一、發見がおくれたこと
二、初期消火の努力であつたこと
三、水利及び道路の不備
四、消防機械の不足
五、防禦計畫並びに訓練の缺除
六、飛火警戒の不充分

等があげられ教訓としては

1、機械力の強化
2、道路の有効幅員の保持
3、消防團員の教養訓練

等が識者から重要問題として取上げられ、近くこれが拂われる一角は土藏の並列と風向の轉換によつてかつ燒失を免れているのが目につく。この火災で失つた主なる建物は温泉旅館一九、醫院三、郵便局等であり火災の主因は

一、發見がおくれたこと
二、初期消火の努力であつたこと
三、水利及び道路の不備

月刊　毎月15日發行
消防秋田
定價　1部　8圓
秋田市土手長町
發行所　秋田縣消防協會
編輯發行人　伊藤忠太郎

就任の言葉

秋田縣知事　池田德治

今般図らずも秋田縣消防協會の顧問に推薦せられましたことは私の非常に光榮とするところであります。思うに待望の講和條約締結が近い將來に豫想される秋署の設置と共に更に專門的な智識や技術の向上を必要とする今日、縣民の生命財産を保全し、經濟自立の底力を確保するかということが、大きな關心の中心になることと思うのでありますが、かかる觀點から災害の豫防排除を任務として、唯一の組織的團体活動を許されている消防團の責任こそは蓋し今日より大なることがなしと信ずるのであります。消防の組織は消防組織法の制定によりまして、從來の警察指揮を離れて所謂自治消防の確立となり、その運營管理の一切が市町村の責任に歸したのでありますが現在の市町村財政の狀態はその施設においても、その裝備においても萬全を期し得ないものがあると思うのであります。他面複雜化する社會生活の實情は義勇消防を以てのみしてはこの重責を果し得ない現況であり、消防署の設置と共に更に專門的な智識や技術の向上を必要とするのでありますが、これは一市町村の力としては到底負擔にたえないわけでありますので、縣において消防講習所を設置しまして教養訓練に力を盡し、更に縣民の要望に應えて昨年六月新設致しました消防災害課を中心として、現地指導の面を極力强化致しましていつたのであります。

挨拶

秋田縣民生部長　小島政見

私はこの度民生部長を命ぜられると共に消防協會の顧問を仰ぜられまして、消防に關する經驗の無い私でありますが、責任の重大なるを感じ、謹んでお引受致しました次第であります。

勿論縣としても今後の施策につきましては更に萬全を期する考えではありますが自治消防の本旨に基いて結成された消防協會は、よく自治消防の實体に即し、旺盛なる自主進展の意氣を持つてその進展をはかり、よろしく縣と提携し共鳴の實をあげられ、以て縣下消防力の强化に格段の努力を致されたいと思うのであります。

ここに縣下三萬三千名の協會員各位の日頃の御勞苦を謝し、その御健康と御健斗をお祈りしまして、就任の御挨拶と致します。

致しましてかねてここに滿三年を經過致したのでありますが、その間消防に關係致しますます貴様におかれましては、新制度の施行に伴う幾多の困難を克服するため、眞に深くまこしい努力を續けてまいられたことと存じ深く敬意と感謝の意を表するものであります。

而しながら皆様の御努力にもかかわらず、火災は依然として多きを減ずるに至らず、遂年增加の一途をたどりつつあることは、眞に遺憾と存じます。

或は人間が火を使つている限り、火災の絶無を期する事は到底望み得ない事であるかも知れませんが、若し最近における火災の頻發が豫防態勢に缺陷があり、大火は消防施設乃至は消防技術も持ち合わせておりませんがよろしく縣と提携し共鳴の實をあげられ、以て縣下消防力の强化に格段の努力を致されたいと思うのであります。

ここに縣下三萬三千名の協會員各位の日頃の御勞苦を謝し、その御健康と御健斗をお祈りしまして、就任の御挨拶と致します。

縣消防團大會は大館市で
團長・副團長の任期制廢止を强調
全縣消防協會臨時理事會

秋田縣消防協會では六月二十四日鹿角郡宮川村湯瀬ホテルに於て本會の本年度事業の運營並びに地方消防指導者相互の緊密な連絡を圖るため臨時理事會を開催し松野會長外理事二十名出席するため、眞に深くまこしい努力を續けてまいられたことと存じ深く敬意と感謝の意を表するものであります。

來賓地元地方事務所長その他の臨席を得開會し、松野會長の挨拶あつて議案の審議、協議、質疑應答に入り長時間にわたつて終始一貫眞剣なる會議が進められ本縣消防界のため稱賛するところ多きく極めて盛況裡に閉會した。その狀況は次のとおりである。

松野議長これより議事に入ると述べるや、消水課事(横口)議案の審議に先だつて縣當局より各市町村へ通牒している消防關係條例等則についての熱烈な質問あつたが、議長より之の趣旨疑應答は後刻に譲つて欲しいと慇懃する等會場頗る活氣を呈してあつた。

一、議事

1　議案第一號(會則一部改正について

事務當局より「第二十八條本會は郡市の區域に依り支部を置く但し狀況により本會の承認を得郡市合同して一支部とすることができる」と朗讀説明し二、三の質問意見あつて滿場一致で可決した。

2　小林理事(大館)より議案第二號として消防長消防署長中より推薦されて居つた理事二名は缺員であるからこれを推薦せられたい旨の動議があつた。動議が成立して消防長署長をかねている消防長の會に理事二名の人選方一任し、人選の結果報告を求むることに決定した。

二、協議事項

1　動力ポンプ操法大會の開催について

理事多數の種々なる意見と、縣當局の動力ポンプ操法要領のマチ〳〵なる今後の講習、機選等の關係から至難であるとの意見等にもとづき、本年度大會は、これを中止し、これに代つて支部單位に實施し、縣協會幹事に計上した大會費は全縣の動力ポンプ數に按分して支部に補助し、賞與は一等に表彰賞状、二～三等には賞状を授與し、優勝團は明年縣協會で大會を開催する場合は代表選手として優先的出場と決定した。

2　消防團大會の開催について

理事多數の希望意見にもとづき總場一本化とすることに決定した。

3　慰靈祭の執行について

明年消防團大會の機會に秋田市千秋公園消防團員招魂碑前において執行することとして本年度は中止と決定した。

4　縣費補助について

會長初め役員一同知事並びに主管部長へ陳情して受けるだけ多額の補助を受けるよう陳情することに決定した。

5　消防機械修理工場の指定について

本件は保留と決定した。

6　消防信號の改正について

藤井理事(土崎)からサイレンによる信號は別分け困難、改正の必要ありと提案理由の説明あり定中における携行すべき器具について

松野會長　提案説明

身衛上是非必要で全國統一すべき問題として中央連絡會議へ提案することに決定した。

14　第二回國會議員選挙總會において議決せられた六項目を實施せらるるよう要望の件

松野會長　提案説明

實施せらるるよう日本消防協會長を通じて要望することに決定した。

三、質疑應答

1　出席理事から次の要望があつて關係當局からそれぞれ説明あり、これは條例を制定しなければ効力なしとの意見もあり、差當り縣當局ではとうしたものゝ早見表といつたものの立案中であるから成案次第參考まで配付することになつた。

8　農村を中心とした消防起債について

提案者―安田理事(船越)から農村を没却した都市中心主義の起債認可の措置を攻撃しあくまで農村を取入るべきだと提案の理由を説明した。これは重要案件として中央又は地方連絡會議に提案することに決定した。

9　消防團員の災害補償について

安田理事の説明

獲度(能代)能代市では災害補償金として一千萬圓目標で年々五十萬圓宛蓄積している。

縣長　縣當局から充分檢討を願つて出來れば全縣統一したものを以て補償するよう一決した。

10　電話施設のない町村に對し通信施設の設置促進について

安田理事の説明

隣係方面と連絡して設置の促進を圖るよう決定した。

11　火災應援部隊の誘導の標識設定について

永井理事(飯田川)から誘導者の標識を輪或は全國統一したものを設定せられたい旨の説明あり議長　縣當局から良く研究してもらうことに一決した。

12　消防團員公務災害補償條例等則について

村債條例等則について市町豫算計上について

松野會長提案　前九項と同一に檢討された。

13　消防警察相互援助協定中止における携行すべき器具について

松野會長　提案説明

藤井理事(土崎)　前九項と同一に檢討された。

14　消防團員公務災害補償條例等則について

村債條例等則について市町豫算計上について

松野會長提案　前九項と同一に檢討された。

13　消防警察相互援助協定中止における携行すべき器具について

松野會長　提案説明

身衛上是非必要で全國統一すべき問題として中央連絡會議へ提案することに決定した。

14　第二回國會議員選挙總會において議決せられた六項目を實施せらるるよう要望の件

松野會長　提案説明

實施せらるるよう日本消防協會長を通じて要望することに決定した。

(二頁八段目に續く)

主張
消防講習所の强化を圖れ

消防組織法が公布施行され本縣に設置機關としての消防講習所が設置されから早三年になる。

この間機關科講習會部第一期入所者講習等累次にわたり實施され、本縣消防体勢の强化のため貢する所が勘過くれば熱さを忘るるの例ぐないので當事者の勢を多とするものであるが然しその内容や運營の點を考えてみるに全く旁觀そのものである。

昭和廿六年度縣豫算をみると消防講習所費として計上されたものの僅かに卅五萬円、全縣三萬の消防團員の教育訓練費として全く微の涙の一デキにも等しい額である。これを以てして全縣消防團員の訓育体勢成れりと考えているならば全く呑氣の沙汰である。これは畢竟するに縣の消防行政に對する無關心さを露呈するものであるが他面各市町村當事者もこれに劣らぬ無關心振りを發揮しているのである。

縣が幹部講習を實施するに當し係官が受講者をワラジ掛けで勧誘して歩かねば集まらぬという全く馬鹿げた話が本當の話なのであるか。

勿論これには經濟的時間的事情もあることと思うが、警察制度より離れ自治體消防となつた基本的精神自治消防の强化は一に縣消防團員の訓育に待つべきであるとの自覚と自治体消防の强化は一に縣當局の指導力如何にあるを考えたならば、市町村當局の今少し認識を新にする必要があるのではないかと考えられるのである。

ともあれ本縣消防体勢强化のためには、その掌にある消防團職員の訓育と資質の重要且緊要なるものであるから、これが縣下唯一の機關である消防講習所の充實强化のため、縣並に全縣消防團員の努力と奮起を望むものである。

特許　196099　179776
有限會社須藤式カツヲ號
ポンプ製作所
須藤勝雄
電話二七七四番
青森市長島一一五

☆最新式速消車完成☆
藥品タンク及後部箱には小型ポンプ備付き
入納入　秋田市土崎消防署

◎ガソリンポンプ　80馬力　600ガロン以上
放水のポンプ　完成◎

★ポンプは經驗のある當社製作所へ！

誠實勉强
株式會社　協立製作所
電話能代四一八番
能代市樽子山

性能・價格・誠意の點で各納入先より喜んで貰つて居ります

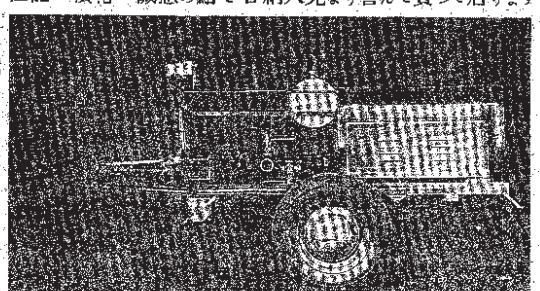

二ツ井3臺、釐村4臺、梅沢2臺、藤琴2臺、柏毛2臺、濁口2臺、浅内1臺、富根1臺、森吉1臺、金岡1臺、下岩川1臺、上岩川1臺、岩館1臺、坊澤1臺、桒村1臺、澤口1臺、上小阿仁1臺、下大野1臺、能代3臺

協立式特殊高壓消防ポンプ
大型　八五馬力　六〇〇ガロン
小型　二五馬力　二〇〇ガロン

もっと欲しい實習教材

消防機關科特科講習
消防講習所於實施

縣では本年三月より實施中機關等に重點が置いた講習會を開催し、受講生の熱心なる態度と相俟つて盛會を極め、現有ポンプの百%性能發揮による火災損害の防圧消防團員の科學知識の向上が今回の講習において受講生より特に消防講習所に實習教材を用意して欲しいと切なる要望があった。

（寫眞は講習實施指導）

ポンプ故障の疑問はとけたか？
受講生に講習の効果をきく

玉米消防團　佐藤德市

自分は内燃機關と接すること吾々の先輩に科學者の少ないことを悲觀させられる。何故ならば内燃機關には外國語が主として用いられている。若しこれが日本人が考え出した機械であったら日本語を主として使われたであろう。自分はこの名稱を知るのに苦勞させられ今もその段階にある年數回の試運轉ではエンジンやポンプの名稱を知ることさえ困難であった。

この度エンジンやポンプと親しくすることが出來その名を知りその性格の大部分を知ることが出來た。そして又エンジンでもポンプでも人間と同じ要素を必要とする物質であることに一層強く感じさせられた。

第一人間に大事な空氣はエンジンにもポンプにも無くてはならぬ要素で殊にポンプは大部分の役目は空氣の扱法、ポンプ能力、眞空ポンプの吸水限度、落差抵抗、ホース抵抗、筒先壓力など組立法吸放水訓練・故障發見テストなど科學的に分解しておしへていただき、今後の消防團機械係としてはぢがればよいものと思つて居りましたが色々と諸先生の講義を聽講して今までの取扱法、ポンプ能力、眞空ポンプの吸水限度、落差抵抗

消防團に對する教養訓練の基準決まる

縣では嘗に國家消防廳よりの指示に依り消防團に對する教養訓練の基準を各市町村長宛通達したが、今度その具体的内容を次の通り決定したので、各市町村では特に次のことを留意の上、消防團員の教養訓練に遺憾のないよう希望している。即ちこの基準に於いては縣も教養訓練實施の主体者となつているが縣の方針としては積極的に教養訓練を行うのは消防講習所で行うことを原則として現地教育や合同檢閲は天下り式でなく現地の自主的意慾を待つて指導するよう考えているので、この誤解りなく縣より特別の指示なくも、各市町村個自の計畫を樹て、縣とも充分連絡の上、ドシ〳〵實施するよう願い度い。

消防團に對する教養訓練の基準

教養訓練種目	實施主体	對象	回數	實施科目
一般國民教養訓練	消防課長	一般國民	年三回	消防關係法規警備査察
分團長班長教養訓練	同	同	月一回	火災防禦方法水防工法
特別技能教養訓練	同	特別技能者	年一回又は二回	救護方法
幹部教養	同	幹部	年一回又は二回	消防關係法規、部隊運營、その他必要な事項
非常召集訓練	消防主務課	全團員	隨時	召集(駅付)
檢閲	一般檢閲	團員	年二回	人員、服裝、委勢及び紀律の張否。機械器具その他器具の整否。訓練の適否。被服並びに資材の保存の適否。
		市町村長		
	合同檢閲	市町村長、知團長その他	年二回	他團に關して必要な事項
		同	同	同

最高三萬圓

縣協會弔慰救濟規程

縣消防協會は昭和二十三年一月發足と共に消防團員（不具廢疾、長期療養、又在消防職員を含む）の弔慰數神中の死亡、二年以上勤務者を事業の一環として實施綴して本年度又は病氣で職にして來たのであるが、昨年たえないための退職、三十三月これが強化を図るため一般、或は水災その他の災厄の災害これらの事項發生の場合は常勤・非常勤を問わず以上勤續以下の弔慰見舞金を贈與することにしたのである。これが内容を簡單に申上げ弔慰見舞金の贈與を受けられる。

第一條 秋田縣消防協會々則施行細則第一條の規程に基く弔慰救濟金は次の區分に依り會長これを被貸する

一、職務のため死亡した場合

又團員以外の一般民間人でも非常の場合消防團（消防長）幹部の指揮のもとに團員と同一活動に因る死亡・不具廢疾・長期療養の場合には壹萬五千圓以外の弔慰見舞金の贈與を受けられることになつている。市町村當局に於ては該當者ある場合は遅なく協會支部を經由して縣協會へ申告するよう御面意を願いたい。

尚本協會に於ては一身を犧牲にし一家を顧みず水火の難に赴く使命を帶びる消防團員の非常時に當面し、後顧の憂れなく充分に活動し得るための災害補償は、本年三月改正された消防組織法第十五條の四の規定に依つて市町村の責任負擔の制度が確立したところであるが、これを以て充分なりとはせず、今後も市町村の災害補償と並行して益々强化を企圖するものである、本規程は次のとおりであるから充分御活用ありたい。

秋田縣消防協會弔慰救濟金贈與規程

矢島郷に招かれて

不及生記

六月二十日 水 晴

梅雨晴の太陽が車窓に眩ゆい。バスは躍るように急坂をのぼつてゆく。砕波はカーブを描く流れ、削り切つたような斷崖、巨大な自然石の群象、丈を没する野草。麓香と車窓に明け暮れする郷市生活とは比較にならない靈樂境であり、緑波の仙境である。

山郷の景觀には、類形的な要素が多いが、下蔵根から眺める鳥海の雄姿は、獨特の、直根村の地形から受けるものは、輕鬱で逼迫の感よりそれとは、矢島町の山肌、鳥海の殘雪がみかかれた白銀のように、目に痛いように感ずる。

矢島郷は、矢島町、川内村、笹子村、直根村の四ケ町村の總稱である。

此の地帶の消防は、地形から來る特殊な環境に適應したものである。矢島町の機械化はガソリンポンプ八基を保有しており、その他の村でも發次鋼力ポンプの購入が漸漸的になつている。

山郷の特異な地盤と、部落の構成

災害豫防のあり方について

秋田測候所長　梅田三郎

災害ほど人間を苦しめるものはない、数十年、数百年を費して築き上げた建築財産も火災によつて一瞬の間に灰燼に帰し、長い間鎮に汗して育て上げた農作物も洪水に含つては一朝にして敗壊皆無となる。

災害豫防のあり方としては先づ第一に考えなければならないことは根本的な豫防対策なたて、災害を未然に防ぐことである。根本的な豫防対策をたてるためには災害の実体を明らかにしなければならない。災害の実体が判らなければ完全な豫防対策をたてることはできない。しからば現在災害の実体が明らかにされているであろうか。満足な災害記録も残されていないのが実状ではないでしようか。例へば洪水は多量の豪雨によつて起ることが多いが、一体どれ位の豪雨が降つたときにどのような洪水が起つたかの関係も明らかにされてはおらない。流域内の二三の不満足極まる観測から実体を明かにすることは先づ不可能である。洪水豫防のためにダムを作るにしても一体どれ位の雨がどのように降るかも判らずに設計されるのではあるまいか。しつかりした基礎的調査研究のなされていない豫防対策の多いのに驚かされる実状ではないでしようか。

第二は應急的対策である。災害といつても全然手のほどしようのないものは殆どない。根本的な対策がなされていない場合でも豫防に努力すれば或程度は効果を収めることができる。併し災害は凡て急に起り應急的対策の準備周到ホンの僅かよりないのが普通なので災害發生の瞬想が最も大切になつてくる。この瞬想に萬全の策がとられているであろうか。水災にしろ人爲的原因によつて起る火災にしろ其の起るべき當然の理由があつて起るのである。從つて或程度の瞬想は可能であり瞬想が行われれば防禦体制を整へる時間もあるので小規模の災害であれば未然に防ぐことができ大規模のものでも災害を最小限度に止めることは不可能でない。

次に具体的に火災、水災の豫防対策のあり方について考えて見る。

先づ火災豫防について第一の要點は火災を起さないことであり萬一起つた場合は災害を最小限度にすませるよう消火につとめることである。言うまでもなく火災は火のない所からは起らないので充分な注意を拂つておれば先づ火災は起らないと言つてよい。充分な注意といつたところで火は人間生活に一日として欠かすことのできないものなので火の氣一切を無くすることはできない。火氣のある所に一々水をかけていたのでは火に必要があつて火を起そうとしても仲々起らない。

そこで或程度充分な注意を拂つている。併しこの充分な注意というのは實は非常にあいまいな言葉である。非常に濃つている場合には少し位の火種では起そうとしても火は起らないが乾燥している際とこれも大丈夫と思つていたのが燃え出してくる。

從つて注意すべき度合は、氣象の状況によつて異る。氣象の状況は地域によつて異し異るもので山一つ越してもこれに劃しては臨時注意を喚起することが必要になつてくる。注意の喚起も繰り返しの注意だけでは効果を期待することは無理である。從つて火災に危険な氣象状況の際その度合によつて火災注意の指導をされる立場にある團体等位では是非實意なり火災警報を出すなり是非との觀測が必要であり、実時の延長防止、防禦線の決定上の根本となるものである。現在これらの根本對策を一挙に解決することは殆どできない。しかし今日の時勢では不可能であり、毎年同一の時期ではいばかりでなく、この狭い對策を進め乍ら、一方では例年のように起る小規模の洪水は多少の經費と活發なる水防活動を應急的に行ひば此實行されていない所が多かつた。實行されたとしても時間的に餘裕が殆どない。

現在各地で行われている洪水豫報の方法は雨の降り方及その分布の状況から水位を豫想しようとするが法である。これであればかなりの小河川でも時間的にかなりの餘裕を與つて豫報する程度の程度は可能である。

さて洪水豫報の最も普通の方法は上流の水位から何時間か後の下流の水位を出す方法である。本縣に於ける河川では、しかも本流と同程度の支流のたくさん流れ込む河川に於てこれを實施することは出來ない。

以上単に火災と水災についてその豫防のあり方を述べたに過ぎないが、その他の災害についても地震や津浪を除けば凡その原因は氣象の状況からその豫想の裏來るものでないものは殆ど絶無といつてよい。災害豫防は氣象を度外視しては有り得ないことを强調して本文を終る。

鷹巣町の防災態勢着々進む

去年六月二日金町の三分の二を焼きつくした鷹巣町では、其の後金町驛付近に急復興に努力しているが、今度あらたに日產須藤式タンク付自動ポンプ一臺を購入防火態勢の萬全を図ることとなりその活躍が期待されている。

消防用物資の斡旋について

日本消防協會はおいては、極力消防用物資の製作會社と連絡接衝のもとに品質優秀な廉價の物資を斡旋に努めているが、四月二十五日現在の價格は次のとおりであるから希望向きは縣消防協會と申込みしていただきたい。

一、布ホース
二吋半　一尺　五〇〇円
二吋半　一尺　五〇〇円
二吋半　一尺　五〇〇円

月刊 毎月15日發行

消防秋田

定價 1部 8圓
秋田市土手長町 秋田縣消防協會
發行所
編輯發行人 伊藤忠太郎

全縣消防大會

—大館市に於て開催—

昭和二十六年度全縣消防大會は八月二十二日午後一時より大館市公民館において來賓秋田縣知事、秋田縣議會議長、大館市長、能代市長等多數の臨席を得、縣下消防團長二〇〇名出席の下に盛大に擧行された。

開會に先立ち秋田縣知事より先般の縣北地方水害に際しその行動迅速で消防團第三分團、鷹巣消防團に對して現場功勞表彰狀が授與された。

會議は、松野消防協會長議長となり、各市町村消防團よりの提出案件につき熱心なる議が行はれ、つづいて質疑應答に移つたが、その狀況は次の通りである。

一、消防團員の服裝及び階級章の明確化について

米内澤消防團提出

近時消防團員の服裝が區々まちまちでその所屬が明瞭に判別できないからこれを明確にするようにして欲しい。

これに對しては縣防消災害課において一定規格を示し指導してゆくようにしてほしい旨要望することとなつた。

二、縣下自動車ポンプ操法の研究について

秋田市消防長提出

現在本縣において行はれているポンプ操法は火災現場においてどうかと思はれる點があり、この點東京消防廳で行つている操法は頗る理想的でめると考えられるので、本縣においてもこれを研究し現場活動に即應した操法に切替えたらどうか。

この問題に對し議長は操法指導に當つている縣消防災害課とよく協議の上善處したい旨發言あつてそのように決定する。

三、消防講習所の教科内容について

秋田市消防長提出

現在消防講習所で行はれている消防講習の教科内容をみると、受講者の歌謡會をみると、受講者の歌謡會を全然無課して一率な教程で行つているがこれを改めてもつと實狀に即した教科内容にして欲しい。

この問題は縣當局の指導方針の問題であり、議長はおいて後刻申入れるから一任されたい旨發言あつてそのよう決定する。

四、消防教育の指導及び消防協會の運營について

秋田市消防長提出

全國有數の火災縣である本縣の場合、これが減少を圖るためには一般縣民の消防教育こそ最も大事なことと思はれるが、縣消防災害課は激務面柔でこれが萬全を期するということは至難なことであるので、この際消防協會を充實し人員等をもつと殖し、各消防機關と密接な協力の下にその實を擧げられたい。

そのような努力することに決定した。

五、縣下の消防機械視察巡警委員會設定について

秋田市消防長提出

消防力の三分の一が機械力によらなければならないものである。

財政的援保から永久構造完全消防の築造が困難であるとするならば、重要個所を漸次轉化してゆくと同時にその及ばざる點は或は補強工事を急ぐとか、或は當事者の訓練をなし危險區域への特別指導を講ずる等の事前手當を綿密に現場にあるものは又從來の經驗を生かし工夫こらしつつこれを實際に反映せしめ其の有事即應の体勢をなすべきである。

今回の水害を時日の經過と共に忘れ去るが如きことなきよう當局者の成心を望む

縣北、縣南と巡回開催する件

花岡町消防團長提出

次回よりそのよう開催することに決定した。

七、災害補償並に出場手當について

秋田市消防長提出

消防組織法の改正により消防團員の災害補償制度これは各市町村財政にも關係あることで、ことですぐ決定することができないから理事會で審議、關係方面に折衝實現すべく努力することに決定。

八、自治体において消防機械購入の場合大藏省より融資を受けられるよう要望の件

譯目村消防團長提出

これが運營は必ずしも萬全といい難く國、縣において財政的援助をするやう出來ないものか、又團員の出場手當は各町村によつてまちまちであるがこれを一定額に出來ないものか。

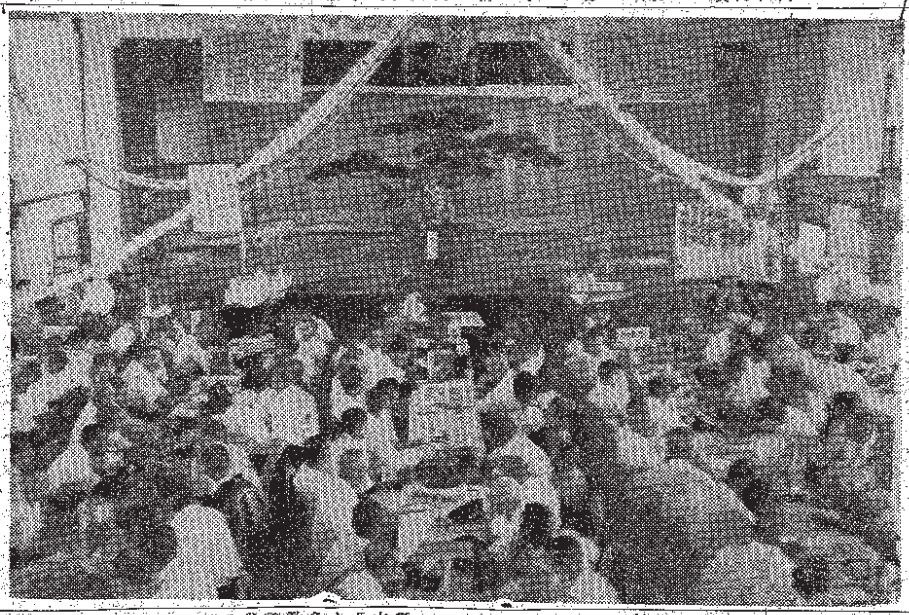

本問題は重要なことであるから後刻理事會において檢討審議の上決定することとした。

六、全縣團長會議を中央、地方事務所の併設に當つては委員會を設け、一定規格のものを縣入するようにしたらどうか。

やむを得ないものとして決定す。

九、協議事項の經過並びに結果報告について

大館市消防長提出

昨年の大會において議決された消防費くじ發行等の諸案件はその後如何に處理されているか報告願いたい。

手賀理事長より報告

1、地方事務所に專任職員を設置する件は現在三地方事務所に專任職員を設置し、他地方事務所にも置くべく接衝中である。

2、賞くじ發行の件

諸般の關係より現在は發行至難の狀態にあるが、今後も努力する。

3、巡回檢査の件

第一段階としての性能檢査も全縣終了したので速急巡回修理を實施する計畫である。

これに對し渡口村長より賞くじ發行は本縣消防施設强化のためには是非必要なもので、今一度本大會の名において決議をあげたい。

會宮吉決議を擧げ萬歳を三唱し盛會裡に會議を終えた。

(當日は全縣消防大會々場)

水防活動に敢闘

大館、鷹巣消防團

知事より表彰狀授與

縣では八月廿二日全縣消防大會會議場において先般縣北一帶を襲つた大水害に際し全團員一致協力、自己の危險をも顧みず之が鎭壓に敢闘した大館消防團第三分團及鷹巣消防團に對し表彰狀並に銅盾一條を授與して之を表彰した。因に之が功績事項は次の通りである。

大館消防團第三分團

豪雨は長木川河岸堤防を缺潰の一歩手前にあらしめたが全分團員一致協力身命を賭してあらゆる惡條件の中で防禦作業に奮闘し下流域用地二〇〇町歩と浸水のため全く混亂狀態にあつた家二一〇〇戸を流失より完全に防れしめた。

鷹巣消防團

山岳地帶を襲つた豪雨は米代川本支流に大洪水を起さしめ全町浸水の危機に陥つたが全團員を總動員し之れが防禦に全力を盡し全町水害より免れしめ町民は勿論關係者より脅しく感謝された

縣協會長の表彰

早期發見初期防火の功勞

七月九日午後三時五十分頃河邊郡豊岩村字石田板農業佐藤與之助方住家屋根より出火(子供の弄火)の際早明發見且つ老齢或は女性の身を以て初期防火に渾身の努力を盡され大事に至らずして消止めた顯著なる功勞あつた次のものに對して縣消防協會長より金一封を贈つて表彰された。

豊岩村

農業 佐藤 齊

同 村

農業 佐藤ミサオ

縣協會提出

縣協會では縣下消防團の連絡緊密化のため又消防ニュースの未端浸透を圖るため消防新聞を出しているがこれが利用並に寄稿については皆さんの協力を得たい旨說明あつて全員これを了承した。

一、簡用ポンプの動力化について

縣消防協會提出

現在本縣消防の主力は簡用ポンプで占められているが最近これが動力化が各方面でなされており、縣協會においてもこれが將旋をしておりますから希望の向は下矢いで坂本秋田市消防長に申込まれたい。

『新市消防の强化』小林館代市消防長の『一般火災豫防』大會宣言決議を擧げ萬歳を三唱し盛會裡に會議を終えた。

(當日は全縣消防大會々場)

三營業案内

諸官省御用達商

秋田市川反二丁目

工藤幸吉商店

電話三七七八番

トーハツポンプ

國家消防廳御推奨	消防被服	印半天	860コリ
國家消防廳檢定合格品		股引	〃 700〃
組織保證	時代の先驅	腹巻	〃 450〃
	小型軽快	頭(刺子)巾	〃 850〃
町・村の消防團には是非!		袴	〃 150〃
性能 放水量	60ガロン	ズボン赤線入	〃 1,200〃
放水壓力	60ポンド	防火外套(刺子)	〃 2,500〃
吸水高サ	25尺	防火ヘルメット	〃 1,500〃
吸水管徑	2吋半	正帽	〃 300〃
放水管徑	2吋半	名入手拭	〃 700
發動機	御式空冷 2サイクル	〃國旗及分團旗(染巻)	
	馬力 3.5HP4.7HP	其の他一式	
	燃費毎時 9合		

性能・價格・誠意の點で各納入先より喜んで貰つて居ります

協立式特殊高壓消防ポンプ

大型 八五馬力 六〇〇ガロン

小型 二五馬力 二〇〇ガロン

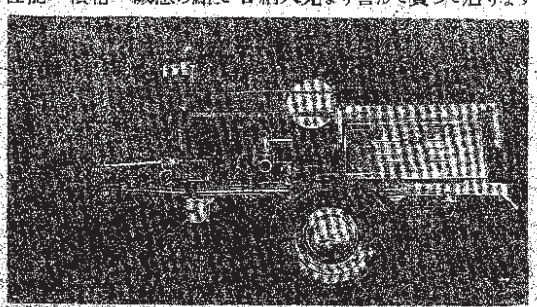

二ツ井3臺、等村4臺、梅種2臺、藤琴2臺、鮎毛2臺、富口2臺、浅内1臺、宮根1臺、森岳1臺、金岡1臺、下岩川1臺、土岩川1臺、岩館1臺、坊澤1臺、栄村1臺、澤口1臺、上小阿仁1臺、下大野1臺、能代3臺

誠實勉強

株式會社 協立製作所

能代市檜子山

電話能代四一八番

主張

水防態勢の强化を圖れ

七月二十一日縣北山添地方を襲つた豪雨は米代川水系の增水となり、二市三郡に甚大なる被害を與えた。

本縣では昭和二十二年縣下全般に亘り未曾有の大被害を及ぼした大水害があり今又この惨狀を繰したのは繰り返すことが如何に縣民に示すもので、誠に寒心に堪えないことである。

勿論これが完璧なる施策は財政の裏付なくしては行はれないものである、從つて貧弱なる本縣財政の現情から完全なる水防態勢の確立は困難であり、大事業でもあることはいうまでもないことであるが、これを敢て置くことは三度その惨を繰り返すことが如何に縣民の福利と本縣産業の發展を阻害するものであるかを考えるとき暗然とならざるを得ない。

現在、これが購入に當つては委員會を設け、一定規格のものを縣入するようにしたらどうか。

やむを得ないものとして決定す。

九、協議事項の經過並びに結果報告について

大館市消防長提出

昨年の大會において議決された消防費くじ發行等の諸案件はその後如何に處理されているか報告願いたい。

手賀理事長より報告

1、地方事務所に專任職員を設置する件は現在三地方事務所に專任職員を設置し、他地方事務所にも置くべく接衝中である。

2、賞くじ發行の件

諸般の關係より現在は發行至難の狀態にあるが、今後も努力する。

3、巡回檢査の件

第一段階としての性能檢査も全縣終了したので速急巡回修理を實施する計畫である。

これに對し渡口村長より賞くじ發行は本縣消防施設强化のためには是非必要なもので、今一度本大會の名において決議をあげたい。

會宮吉決議を擧げ萬歳を三唱し盛會裡に會議を終えた。

(當日は全縣消防大會々場)

全國都道府縣消防協會長會議に出席して

秋田縣消防協會長　松野盛吉

本會議は七月廿日、廿一日の兩日日本消防協會議室に於て開會役員、各都道府縣協會長出席の下に來賓として國家消防廳長官、局長、課長等の臨席を得、午前十時より開催されたのであります。

議長は會長が缺席のため、庄議長となり議事に入り、事業概要を吉川常務理事より説明、之に對し質疑應答あり、引續いて協議事項に移り次の議案を協議したのであります。

1 寄附行爲變更について
是は代議員と協會長と兼ねて居るが代議員は協會長と兼ねて居ら常ければ代議員には協會長が出席出來ぬと云う不便を是正する爲めに第十六條は代議員は都道府縣消防協會長又は副會長及び都道府縣消防團長の中から都道府縣消防協會の推薦した者一名（消防團員數五萬以上の協會は二名）に付會長これを委嘱する、但し北海道は五名とすると云うことに定めました。

2 長野縣消防協會の地區所屬變更について
是は便宜上中部地區に所屬を變更に決定したのに過ぎないのです。

3 昭和二十六年度會費納入について
4 未納團體金及び會費納入について
5 物資代金の回收について
3 4 5は何れも未納額が相當多いので會の運營が圓滑に行かないから納入を促すの報告に過ぎないのであります。

6 消防團員に對する災害補償制度の實施方法について
是は吾々消防團として多年要望したのが本年三月の國會に於て通過議決せられたるもので、これを實際實施化し實施するかの重大なる問題丈けに熱心な意見の討議があり、縣に依つて消防團員一名につき一年町村費に於て百圓、縣費に於て百圓可決し其實行の全面方針準備を理事會に一任することに決しました。

研究中に屬するので先づ暫くは各縣に於て考究實施し將來は統一することに決定します。

7 消防團長の權限を更に強化することについて
是は政府、議會、其他關係方面に明日陳情することに決定。

8 事務所及會館の增築について
是は御存知の通り事務室も協會室も狹隘だから東側に略階上階下三間擴張すること、尚宿泊部の方も同樣なる見地を以て應接間外宿泊室六室、炊事室、浴室、便所等を擴築することに滿場決定。

9 消防讀本の讀讃解について
是はGHQ消防行政官アンクロム氏を聘入して頂き度いとの一種の要請的願望であります。

10 超小型ポンプ噴筒及び腕用噴筒の効力化について
是は超小型ポンプ噴筒及腕用噴筒より重量輕く價格廉勢能良なるを以て協會として幹旋すること、腕用噴筒の効力化については盡の休憩時間を利用して消防講習所技師富塚博士發明による腕用噴筒に小型の動力を取付け推奨に結屬、人力の代りに動力を以てする頗る簡便なるものに其費用拜受者縁方兼一郎氏外九團長、國家消防廳長、同局長、課長等本會役員、各都道府縣協會長、計略百餘名着席するや、會を代表し小生立ちて先生の永年に亘る實業界に於ける御業績は私共の既に知悉致して居る處であり、又先生は議員としで國政の上に十分なる御經驗を積まれて居るのであります。今回の御大任は全く吉田内閣の重鎮と仰ぎも過言でないのであります。今や全國民待望の講和條約締結を目睫に迫り海外貿易の復活と共に國の内外を通じ通商産業は一段と活氣を呈することゝ存じますが、この機に際り謹奏定し御苦勞の多いことに存ますが何卒御自愛の上漸く獨立國たらんとする我國の通商産業の爲め、謹んで御厳願い申し上げ、又先生は本會の會長として會務の運營に於て或は外部との連絡に於て或は外部との連絡に於て或は外部との連絡に於て或は外部との連絡に於て或は外部との連絡に於て多大の御盡力を願う居るのであります。

「會長殿」が今回内閣の權機に參畫せられる樣になりましたことは偏令其の御所信は異つて居るのであります。

四、國費建造物に對する防災の完備を期する件
五、消防講習所の大學昇格を期する件
六、本連盟當面の課題として左の事項を研究調査する件
第一　消防に關する放火失火に關する捜査權附與の問題
第二　火災保險と消防との關係を緊密化する問題

の會議賛成等を要望するを以て理事より委員を挙げ關係方面に陳情することに決定云う意味の十五分に亘る挨拶を述べ、之に對し高橋議長より謝辞ありて愛に移り盛大裡に午後八時散會した次第であります。

第二日目二十一日午前十時開會、小生議長となり昨日會議にて理事會に委任せられたる會館增築は具体的に促進することとして設計の出來次第取懸ることに決定。

金國消防團長大會開催に關しては準備要領として
一、時期　講和會議調印後適當なる日時
二、場所　皇居前廣場兩陛下の御出御要請
三、參加人員　團長副團長市長縣町村長會長、郡町村長會長、消防團長等

分列行進部隊、同自動車部隊
四、順序　午前十時整列、十一時代表部隊分列式、自動車分列、式辞（會長）、親閣内閣總理大臣、所管大臣、國會消防議員連盟會長其他、宣言、決議
五、設營及費用約百萬圓是は各府縣協會略二萬圓つゝの醵出金に依ることゝ各縣等過當支出の方法を講ずること決し午後一時より前記六陳情書に加えて強化する法的改正について、を特參し
一、樂議院地方行政委員長
前尾繁三郎
二、參議院
西郷吉之助
三、樂議院地方行政消防小委員長　川本末治
四、國會消防議員連盟會長　林譲治
五、大藏大臣　池田勇人
六、地方自治廳長官　岡野清豪
七、地方財政委員會委員長　野村秀雄
八、國家消防廳長官　新井茂司

の八陳情先を歴訪、陳情委員の熱意を披瀝して陳情し協力を約して午後四時會館に帰り午後六時頃の花火コンクールを見物に至り業華版を見物して午後九時散會したのであります。

以上會議の狀況をほんの骨格のみを記して御報告と致します。

日本消防協會長　高橋龍太郎氏　通商産業大臣に就任

日本消防協會長參議院議員高橋龍太郎氏は今回の内閣改造に當り通商産業大臣に就任され全國二百萬消防團員の熱望であります。本夕は全國消防團長を代表する各都道府縣消防協會長各位の會同を獲た氏の歓情を披瀝して我等の會長の御入閣を祝し併せて盛授賛成の會長、吾れ等の大臣をかんだ喜悦満々たる懇談會を開催された。

氏は愛媛縣出身で當年七十五才、京都三高卒業後ドイツに留學、ミュンヘン大學でビール醸造法研究、現在大日本ビール會社の會長、二十二年參議院議員當選、日本商工會議所、東京商工會議所會長。

副會長に小泉秋田消防團長　縣協會臨時理事會

縣消防協會では去る八月二十八日秋田市千秋公園松下において臨時理事會を開催した。松野會長外二十名出席のもとに會長の挨拶あつて、會長が議長席に着き議案の審議、協議、報告等各理事の熱心なる發言、質問等あつてその狀況次のとおりで極めて盛會裡に閉會した。

一、議案の審議
(一)第一號議案　副會長の推薦について
（秋田消防團長）今回退任したので缺員補充のため後任者を推薦せられたいと説明あり、二、三の賛同意見等あつて滿場一致を以て秋田消防團長小泉四郎氏が推薦され、會長より副會長を委嘱し直ちに就任挨拶あつた。同氏の卓越なる識見と過去の体驗とは今後本協會の發展のため大いに嘱望される。

二、協議
(一)腕用ポンプの動力化について
事務當局より　農村において動力ポンプの購入を企劃されても町村財政の不如意からして容易に計劃を立てし得ない町村に腕用ポンプにPG型動力を装置し腕用の動力化を圖るため縣協會において

その代理店を引受けたらどうかとの説明あつた。

これに對し二、三の意見あつたが事業の一端として代理店を引受け差當りPG型エンジンを取寄せ農村の實狀に即應した普及をすることに決定した。

同エンジンは國家消防廳消防研究所技術課妻富塚清工學博士權威者の考案したもので、各地で好評を博し各都道府縣消防協會が代理店を引受けることになつている。

(二)消防團長の任期制について
前回の理事會において論議された「縣より各市町村宛通牒せられたい旨の通牒に準拠して通牒したもので縣の立場も考慮し及をすることに決定した。

三、懇談
(一)消防の强化について
藤井理事（上町）消防運營の強化は消防ポンプのスピード、道路、水利等、この三點の整備充實を圖ることを力説して熱心を奥した。

(二)その他消防訓練の實施消防講習、防火宣傳等意義ある意見を交換されてあつた。

消防關係者の政界進出　地方選擧七七%の當選率

本年四月行われた地方選擧において、消防團員以下消防團員の町村長或は議會議員に當選した狀況次の表のとおりで、立候補したものは五五四名、當選したもの四二九名、七七%の好成績を收め、二三%は當選のわゆいところで惜敗したのは實に遺憾であつたが、他府縣に比しその席を有する者の多いことは本縣消防界のため誠に力强い事である。

	立候補者數	當選者數
一、縣會議員（市町村別並に選挙區別）	八名	四名
二、市長村長		
町村長	一四	一一
團長	一一	一一
團員	一二	一六
三、市町村會議員		
市長	一三	一一
町村長	八三	三四
團長	七一	四九
團員	九一	六二
村長	三六	三六
團長	二	三

多く消防關係者の政界進出は今後の消防發展の爲期待する所が大きいものである。

＼品質・共價格／
業界に輝く授産場製品
甲種消防服調製
乙種絆天・股引
御一報次第係員參上致します
秋田縣社會福祉事業連合會
秋田授産場
秋田市西根小屋上丁　電 3.516 3.714

松野式高級消防ポンプ（新設計强力タービン完成）
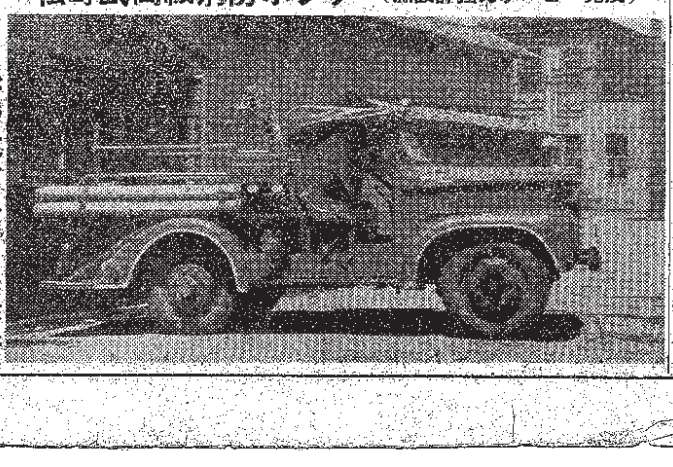
松野式ポンプ製作所
工場　秋田市魚ノ丁虎ノ口
營業所　秋田市魚ノ丁虎ノ口三三番地
電話四七一六番

カツオ號ポンプ　特 196099　許 179776
最新型カツオ號ガソリンポンプ　大型80馬力　中型50馬力　小型20馬力
ガソリンポンプ即納　在庫有ります
◎何日にても設水して御高覧に入れます。是非御來淸下さい。
◎布ホース　吸管　サイレン　ヒルメット　刺子他各種在庫有ります。
有限會社　須藤式ポンプ製作所
須藤昭雄
青森市長島115　電話2774番

各地でポンプ操法競技會

明年度開催縣大會前哨戰

消防團員の士氣昂揚と消防技術の向上を目指す消防ポンプ操法競技大會は、明年度開催豫定の全縣ポンプ操法競技大會の前哨戰として盛擧をもめげず、各地で熱戰を繰り展げているが、その入賞成績は次の通りである。

◎北秋大館分會　大館、花岡
〃中央分會　扇田、東館、長中、十二所、早口、桂、坊瀬
◎本庄南部分會　鵜川、鹿渡、濱口
○平鹿西部分會　館合、淨見、醍合
○〃大森分會　角間川、阿氣、大森八瀬目
○由利鳥海分會　下濱、鮎田、松ケ崎
◎仙北角館分會　雲沢、生保内、中川
○大館北秋火會　大館、東館、十二所、早口

（寶医は盛會を極めた大館北秋支部大會）

火の用心

手賀義雄

『自墜落や、若躍人の虚を以て出る』

それ、家業藤、さて火は、これは今から百五、六十年も昔の江戸時代に、或る人が火の用心について詠んだ歌である。

火の用心という言葉はいつ頃から出たか解らないが、火を大切にして用心しろ、ということであって云い盡して妙とは思うが、さて一体どんな風に用心するかという點が缺けている。由來日本人は大雜把な物の考えで大体の處で結論を出している『火の用心』も解ったようで解らないが、兎に角火を大切にして用心すれば火事にならないと一般的に考えて具体的な反省が缺けているような氣がするが、前掲の歌などは面白い表現だと思う。

第一に『自墜落』とあるが、これはいうまでもなく、人の不注意から火事を出すことは間違いなく、家中足の踏み所がない亂雜ぶりで、一寸出ても無駄話に時間を過しているという風な家庭で火遊び？をすることは代表的であると考えている。火事を出すのは無くつて七くせ、家業によって異ることは勿論である火人の責任も反省されなければならないと思う。昔の人も火の用心の第一の狙いを掃除整頓であると教えたことは實に至當であり、掃除整頓がよく行き届く處では又必ず火を大切にして用心をするものである。

次は『若躍』であるが、これは字の通り若いやからである。こんなこと云うと若人におこられるかも知れないが、兎角若い者は年寄や目上のものの云うことは聞いているよう見えるが實にうわの空であり、火の元注意など、徹底を缺くものである。アブレ派とかという傾向が物語っている。火事が多く出ることは實例が物語っている。火事は代表的であると考えている。次は『火の用心』であるが、これは『家業』であるが、これはそれ〴〵家業が異つている自分の家業が火とどんな關係があるかということを良く研究注意すべきである。毎日の火の取扱場所や火の取扱の量とか、ガチ〳〵山の音嘶では、ぬきが樂を背負っているところを後から兎に火をつけられて火やけどをしたり、我は水と紙で造った家に住んでいる現在はぬきが樂を背負っているようなもので、一刻の油斷もできない、人間が物になれるということは恐ろしいもので、それが當り前になって特別な注意を拂はなくなるものである。

空氣が無ければ人間は生きては居られないことは知つていても、空氣に對する感謝の氣持はあまり持っていない。火も人間が始めて火を使ア[illegible]を知った當時は崇拜敬して『火の用心』なる言葉も出たその頃は充分に大切にして敬って心を用いてこれを遇したものと思うが、我儘な人間が自由に使えるようになったものだから使いたいときに使い、使つてしまえばその恩を忘れている。火の祟りが怒って人命も財産も瞬時に奪い去る。感謝と尊敬の氣持、そして人間は忘つぽいから具体的な點を相互に指摘し、お互に反省し、そして實行に移す心掘が必要である。

耐火構造住宅に優先貸付

縣において融資斡旋

建設省では耐火構造住宅の產業資金を住宅金庫より優先的に貸付し、災害による住宅被害の減少を計畫しているが、今度縣においても特に全國的にみて火災の多い本縣の實情に鑑み金國に先駆けてこれがモデル住宅建築を斡旋することとなり希望者をつのっている。その融資斡旋條件は概略次の通りである。

一、耐火構造住宅とは壁、柱、はり、屋根及び階段等主要構造部を鐵筋コンクリート、コンクリートブロック、石等の耐火構造建築にしたものをいう。

二、認準建築費は設計監査費を含んで坪當り五一〇〇〇圓可能限度とする。

三、貸付利率は償還額の年五分五厘の利率である。

四、償還期間は三十五年で月賦で償還する。

以上が耐火構造住宅に對する建設融資の原則であるが、これを具体的にいうと二〇坪の住宅を建てる場合建築費百二萬圓の八割五分八十六萬七千圓が融資され殘り十五萬三千圓の手持資金を必要とする。融資される八十六萬七千圓は月二〇〇〇から三〇〇〇圓前後の償還額となり年々漸減してゆくのである。

原稿募集

縣協會では消防秋田に本年度より新たに地方版を設け消防團の活動状況を掲載する計畫であります。左記により振るって御投稿願います。

一、調査等（各市町村消防協會の活動、成績可賞區の活動）
一、字數は四百字詰原稿二枚位
一、締切　毎月十日
一、掲載分には記念品贈呈

昭和二十六年七月火災調

日	出火時	鎮火	元屋	因	焼數	損害額
二	後七時十分	北秋田郡長木村	煙草吸殻		四〇	六、五〇〇、〇〇〇円
三	後三時十五分	〃	澤口村	子供弄火	二	一、一〇〇〇
三	後三時三十分	南秋田郡上川大内村	鳳凰場		三	四〇、一〇〇〇
三	後九時	河邊郡船岡村	發火用のランプ		五	六、六〇〇、〇〇〇円
四	後一時四五分	鹿角郡小坂町	畑突飛火		一	二〇〇円
四	後一時四十分	北秋田郡下大野村	子供弄火		一	一、〇〇〇、〇〇〇円
四	後五時十五分	秋田市龜ノ丁	煙突飛火		一	一〇〇〇円
四	後七時四十分	由利郡上川大内村	鳳凰場		三	三〇、二〇〇円
五	前十一時三十五分	秋田市新屋町	煙草		二	一〇〇〇円
七	後二時十分	仙北郡神代村	子供弄火		二	六〇、六〇〇円
九	後二時三分	〃	金澤西根村	煙草吸殻	一	一〇〇〇円
九	後三時五五分	河邊郡雄勝村	子供弄火		一	一〇〇〇円
十	後三時五五分	由利郡本荘町	電燈過熱		一	一〇〇〇円
一一	前七時二十分	北秋田郡阿仁村	鳳凰	電	六	一〇〇、〇〇〇円
一三	後九時五七分	秋田市長沼町	自然發火			一〇〇、〇〇〇円
十五	後三時十分	由利郡下濱村	青軍飛火		三	一〇〇、〇〇〇円
十六	前一時四五分	大館市通町	殘火		四	六〇、〇〇〇円
十六	後十一時五七分	北秋田郡十二所町	煙突	火	三	一〇〇、〇〇〇円
十九	前二時三十分	雄勝郡湯澤町	調査中		六	三〇、〇〇〇円
二一	前一時五六分	秋田市新屋町	〃			一〇〇円
二二	前十時	〃土崎港町	ガソリン引火			一〇〇円
二三	前十二時三十分	仙北郡檜木内村	過熱		一八	一〇〇、〇〇〇円
二五	後三時	平鹿郡山内村	子供弄火		四	一〇〇〇円
二八	前一時二十分	〃三重村	放火		三	一〇〇、〇〇〇円
三一	前十二時十分	仙北郡神宮寺町	自然發火			一〇〇、〇〇〇円
計					二五件	三〇、五六〇、二〇〇円

林野火災損害調

日						
一日	後一時一五分	山本郡藤内村	煙草吸殻	松一町歩		一〇〇〇円
四日	後六時〇三分	横手市前郷	焚火	杉二反	雑木	八〇〇〇円
計						二一件

紹・介

南秋支部の團長會議

國家消防廳主催の第十期消防講習は去る四月二十五日から三ヶ月間東京都三鷹の消防講習所において開催されが本縣から秋田市消防本部消防司令長大信田倉治、能代市消防署消防司令工藤直太郎両氏入所し、消防新知識を修得し講習終了して七月二十一日夫々任地へ歸つた。

地方だより

消防協會南秋支部では八月十二日午前十時より秋田市内手形公會堂において各町村の消防團長會議を開催し大年出席のもとに主なる案件

一、南秋支部各種消防ポンプ操法競技大會開催について
二、各種消防ポンプ操法講習會開催について

等で何れも真剣に討議され八月二十四日より五日間の講習を各分會において開催しその後講習を行い九月八日午前九時より南秋會館鹿角高等學校において各種消防ポンプ操法競技大會を開催することに決定した。

消息

秋田消防廳長澤良吉八月三日退職
同團副團長小泉四郎
同日秋田消防廳長就任

危險物の解説

一、價格　一部　金壹百圓
一、グロース表紙一九五頁
一、著者　東消防廳警防部機械課
一、本書は危險物に對する性能及取扱等の化學的說明に併せて從來行はれた取扱主任者試驗問題集を附し危險物に關する常識的化學知識を總合的に集録して之が最も平易且常識的に解明したものである。

秋から冬の服地
大廉賣！

消防被服

甲種幹部服　法令各種制服製作　寸法自立縫製
甲種團服　サージ調本仕立　裏及地染
乙種天絣　黒サージに依るスタイル　黒純綿厚手サージ合服　厚手生地堅牢
正帽　日本一流メーカー製　日紡絹地無色帽　スタイルなし
略

改裝・陽圓・共多少に不拘御用命下さい
近藤商店
秋田市茶町梅ノ丁（セントラル劇場向）

御新調は今！
誠實本位の當店で

初期防火には
せひ
大廉價
修繕不
力絡効
効價率
の
手榴彈消火器
をお勧めします
官廳に、學校に、工場に、倉庫に、家庭にぜひ本器を！
一箱入　壹箱　¥750

驚異的最高性能ポンプ出現！
大日本消防協會推薦
國家消防廳
國家消防廳消防研究所
工學博士富塚清先生考案による
驚異的高性能
至便超小型
ルビン消防ポンプ

特殊ロータリー式 SV2型 1.0HP
性能
水冷式2氣筒10馬力
ガソリン機關
放水量 600ガロン
放水高 25尺
放水距離 45度80尺
重量 約6貫

特殊タービン式 T1型 1.2HP
性能
水冷式2氣筒12馬力
ガソリン機關
放水量 1200ガロン
放水高 25尺
放水距離 45度90尺
重量 約9貫

旭友官納商事株式會社
秋田市練ノ丁本新町27・電話5045番
……乞御照會・實物供覽……

被害推計26億圓

水魔縣北一帶を襲ふ

七月廿一日未明より降り出した豪雨は縣北一帯を襲い鹿角郡大湯町、小坂町、北秋田郡矢立村、大館市、山本郡荷上場村等附近一帯の町村を水浸にし、その被害は甚大を極め被害總額二十六億七千百七十九萬餘圓の巨額に達した。その重なるものは次の通りである。

△死傷者　十一名
△罹災人員　八、八八三名
△家屋流失崩壊　二二一戸
△床下浸水　二、四八〇戸
△床上浸水　一、七三二戸

橋梁の流失　二七六

損害額　拾貳億壹千万圓

道路、橋梁等土木關係の被害は十一億一千萬圓にも達し、その内譯は縣工事△道路一三二ケ所　四、六八一萬圓△橋梁六八ケ所　一、三一三萬圓△河川二八九ケ所　六五七萬圓△港四六、六八一ケ所　五、六〇萬圓△河川三一六ケ所　三三、四九三萬圓の計一二、五八八圓である。

田畑の冠水埋沒一万二千餘町歩

稻作は作付面積の三割に被害

農作物の被害は水稻、畑作物等併せて五億一千一百二八萬圓にも及び特に稻作の被害は甚大で總作付面積の三割もの被害を受けた。

△水稻被害　一〇、五四三町歩　四五一四七萬圓
△畑作物被害　一、一六二三〇萬圓
△蚕繭被害　一六町歩　五、五六四萬圓
△桑園被害　一六町歩　五、八八四萬圓

農地、林業關係等被害九億六千万圓

水禍は農業用施設、林野、林道等にも甚大なる被害をもたらしその内譯は次の通りである。

△農地被害　七六四町歩　一六、三四八萬圓
△農業用施設被害　三五三ケ所　五六、七〇七萬圓
△開拓地被害　四〇八町歩　二、二七二萬圓
△林道被害　三八、八六一米　八、六四二萬圓
△林野崩壊　二六四町歩　一〇、五六〇萬圓
△素材流失　六、五二二石　五一一萬圓
△製材流失　九八二石　四三〇萬圓

死傷17名家屋流失崩壊58戸

山津浪を伴つた

縣南地方水害

八月六日午前二時頃よりの豪雨は縣南中央部一帯を襲い特に由利郡下川大内村、河邊郡大正寺村、仙北郡大澤郷村の山間部は被害甚大で短時間に急激に降つた豪雨は山津浪を惹起し、死傷十七名、家屋流失崩壊五八戸にも及び、その被害總額十一億二千六百餘萬圓もの巨額に達した。その重なるものは次の通りである。

△死傷者　十七名
△罹災人員　二、七〇〇名
△家屋流失崩壊　四二戸
△家屋半壊　一六戸
△床上浸水　四〇八戸
△床下浸水　七一三戸

土木關係被害

貳億九千萬圓

△道路破壊　一、三七町歩
縣道十八ヶ所　三萬圓
町村道四九ヶ所　二、三二八萬圓
△橋梁流失　四、二八
縣橋二九ヶ所　九萬圓
町村橋六六ヶ所　二、五九一萬圓
△堤防護岸破壊　一三、五二八萬圓
縣工事八七ヶ所　町村工事二〇ヶ所　五、一五七萬圓

農地林野關係被害四億壹千貳百万圓

△農業用施設　二九、七二一萬圓
△林野崩壊　一三二、五町歩
△林道被害　一四、五六七米　五、三〇〇萬圓
△素材流失　二、四九八萬圓
△素材流失五、七四六石　八六二萬圓
△その他製材製炭施設等被害　二三六萬圓

農作物の被害二億七千參百万圓

△水稻被害　六、八八六町歩　二五、九二二萬圓
△畑作物被害　四三四町歩　一、〇九〇萬圓
△その他農業關係被害　二八八萬圓
△農地流失冠水　三、四八九町歩　一、五六一萬圓

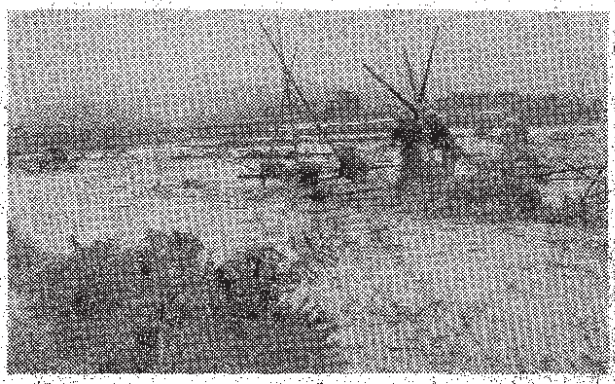

大館驛附近現狀

昭和廿六年水害降雨量

秋田縣

(一) 七月廿一日　水害降雨量

流域名	流支流	觀測所位置 郡	町村	既往最大日雨量 年月日	昭和二十三年七月の降雨	七月二十日～二十二日の災害
米代川	本流	鹿角	花輪	二〇八、〇	明三三、八、一三	一三五、九
〃	米代川	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	北秋田	大館	二三八、五	大六、八、一六	一六四、八
〃	〃	〃	鷹巣	一六四、五	大二、一、一〇	一四八、三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	能代	鑿若	一五七、三	昭一、一二、八	一三三、八
〃	大湯川	鹿角	大湯	一三〇、〇	昭一二、三〇	一三〇、〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	小坂川	〃	小坂	二二五、七	大八、八	一三八、〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	阿仁川	北秋田	阿仁合	一四七、九	大七、一五	五、四二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
藤琴川	山本	鹿角	毛馬内	一七一、五	昭二二、七	一七一、五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

毎月15日発行 月刊

消防秋田

定価 1部 8圓
秋田市土手長町
発行所 秋田縣消防協會
編輯兼発行人 伊藤忠太郎

文化の日

消防功労者表彰

三三團体・百四名に表彰状

縣では十月三日午前十一時から縣會議事堂に於て褒賞條例による各種功労者の表彰式を行つたが、この日消防功労者の表彰も並せ行はれ、施設改善強化、功労者無火災消防團、火災豫防運動功労者等次の三團体百四名の代表者にそれぞれ表彰状が授與され、終つて來賓各位の祝詞あつて正午散會した。

▽消防施設改善強化功労者（團員）

川添村消防團　團長　伊藤藤治
大館市　〃　分團長　越前孫吉
〃　消防署　消防司令　越前儀六郎
小坂町消防團　團長　佐藤幸太郎
東館村　〃　渡邊浦男
矢立村　〃　遠藤徳一
〃　〃　佐藤長蔵
〃　〃　副團長　關喜三郎
上大野村　〃　副團長　後藤要
二ツ井町　〃　分團長　佐藤善一郎
荷上場村　〃　團長　竜地勝
〃　〃　副團長　幸池久太郎
〃　〃　分團長　原田鐵一郎
五城目町　〃　副團長　糸井作之助
船越町　〃　副團長　川内村
一日市町　〃　分團長　伊藤善之助
下新城村　〃　分團長　安田正雄
森岳村　〃　副團長　菊水清
濱口村　〃　副團長　工藤金之助
五城目町　〃　副團長　三浦吉雄
船越町　〃　副團長　鈴木留五郎
一日市町　〃　分團長　小野惣太郎
下新城村　〃　分團長　三浦幸次郎
〃　〃　分團長　金浦町
〃　〃　副團長　大曲町
〃　〃　副團長　小野光
〃　〃　分團長　大友
〃　〃　副團長　二長野町
〃　〃　副團長　小野
〃　〃　分團長　小野
〃　〃　分團長　池田一郎
〃　〃　分團長　小野三郎
〃　〃　分團長　細谷一男
〃　〃　副團長　佐藤義林
〃　〃　副團長　佐藤元
〃　〃　副團長　齊藤富蔵
〃　〃　副團長　宮崎正三郎
〃　〃　副團長　佐々木金治
〃　〃　副團長　齊藤浮舞郎
〃　〃　副團長　長島不二三

▽消防施設改善強化功労者（一般の部・個人）

南内越村川口字柴野一二一
〃　〃　〃　

―災害補償の國庫補助や
―消防起債の大巾増額等要望

北海道東北地區消防協會連絡協議會

青森市に於いて開催

第三回北海道東北地區消防協會連絡協議會は九月二十八日午前十時から青森市の青森縣消防會館において開催され、當日來賓國會消防議員連盟副會長（前參議院議員）岡本愛祐氏、地方行政委員長）岡本愛祐氏、國家消防廳管理局長瀧野好輝氏、松野日本消防協會理事長、千葉青森縣副知事、藤森青森縣民生部長、その他多數の臨席、協會出席者北海道消防協會長深見松太郎氏外三二名出席のもとに開會し、神山青森縣消防協會長の挨拶、來賓岡本連盟副會長並びに古川理事長、瀧野局長、その他の祝辭あつた後神山青森縣協會長議長に推され、秋田縣協會から第二回連絡協議會の決議事項として協議會の名において各縣へ陳情した。

滿場賛成のもとに各縣へ陳情することに決定した。

三、消防關係法制定功勞者の顯彰について（北海道）

消防關係法制定について多大の功勞あつた岡本愛祐氏、坂東幸太郎氏等の顯彰を日本消防協會に要望したい。

四、火災保險料率の低減について（北海道、山形）

火災保險料率は無論で世界一高率である火災保險料率の引下げは消防施設の充實を受けた場合の災害補償を同一にして欲しい。

【岡本連盟副會長】消防の要請を受け出動中災害を受けた場合の補償を法文化するとのことであるから消防から一般市民が協力方の要請を受け出動中災害を受けた場合の補償を法文化するとのことであるから消防から一般市民に國庫補助額の増額について（秋田、岩手、青森）

消防施設の充實强化は資金の裏付金等増額して欲しい。又平衡交付金の算定方法は不合理であるから是正して欲しい。

【岡本連盟副會長】今後獨立國となつた後の義勇消防の職責は重大である。萬一の場合の民間防衛は相當考えられることである。消防施設强化についての起債補助金、平衡交付金等については充分檢討したい。

【瀧野局長】寒冷地々帶の問題も今後併せて研究したい。

一〇、消防費削減に對する陳情

一、消防費削減について（秋田）

政府は行政機構改革のもとに消防費三割節減ということを說取されているが、天引三割減を實現することになれば常設消防の解体化は免れず現在の災害防止の急務からして絶對納得できぬと方設して各關係當局へ消防費削減阻止の陳情をした。

滿場拍手を以て賛成し、各關係方面に陳情することに決議した。

二、消防用麻布ホースの品質向上について

【瀧野局長】檢査濟の消防用品と雖も品質は頗る低下しているから今後向上せしむるようとの要望であるが今後充分メーカに注意し品質の向上を図りたい。

三、全國消防協會長會議における決議事項の實現方重ねて陳情について（秋田北海道）

本年六月開催された全國消防協會長會議において決議された次の事項を日本消防協會を通じて關係方面へ實現方重ねて陳情し、その實現を期したい。

(一)消防施設の補助について

(二)消防費の起債について

以上十數件について自治消防の向上發展のため盛なる議と仁の如くに提案し討議の結果、決議事項はそれぞれ陳情或は連絡することにして午後四時盛會裡に終了した。

(三)國費の火災豫防について

(四)講習所の大學昇格について

(五)消防關係公共事業費の増額について

滿場拍手で原案賛成

一、次期開催地について

次回開催地を北海道と決定した。

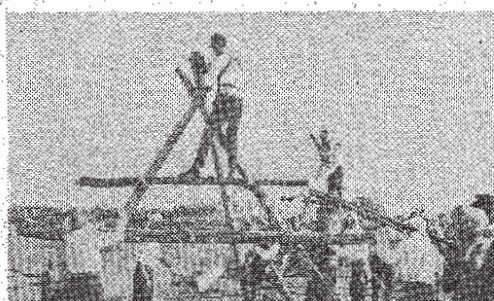

出水期に備い水防訓練

→能代・横手に於いて實施←

縣では秋の出水期に備え縣内水防管理團体の水防体勢の萬全を期すべく九月廿七廿九の兩日能代・横手の兩市に於て米代川水系、雄物川水系の水防訓練を實施した。秋晴れの好天氣に惠まれたこの日、縣建設省出張所その他市町村關係者多數の參集を得午前中は土木部佐々木技師指導の下に積土俵、竹尖ぐ、蛇籠等の水防工法を熱心に習得、午後よりこれを實地に應用した訓練を災害時と變らぬ真剣な態度で實施、終つて阿部盛觀官の講評、來賓の祝詞あつて盛會裡に幕を閉じた。（寫眞は水防訓練の狀況）

各地區でポンプ操法競技會

地=方=だ=より=

◎消防協會南秋支部

九月八日南秋田郡金足村縣立金足農業高等學校々庭において消防ポンプ操法大會を開催し、出場團は各分會選出の代表隊で何れも數十日間の猛訓練を積んだ精鋭揃いで終始敢斗され、嚴正公平なる審査の結果次の成績が發表され、午前の驟雨も何處やら去つて秋晴の大空の會場において夫々歡喜の賞狀を授與され盛會を極めて閉會した。

一、腕用ポンプ甲號の部

二等　一日市町消防團

三等　船越町

二、腕用ポンプ乙號の部

一等　昭和町消防團

二等　大川村

三等　五城目町

三、手繰ガソリン喞筒の部

一等　船越町消防團

二等　五城目町

三等　金足村

四、自動車ポンプ隊の部

一等　一日市町消防團

二等　日鐵特設隊

三等　脇本村消防團

五、自動車ポンプの部の部

一等　昭和町常備消防部

二等　五城目町消防署

三等　船川港町

◎由利支部

九月十二日午前九時より縣立本荘高等學校グランドにおいて手繰ガソリン並びに腕用ポンプ操法競技大會を開催し、郡内から出場された各團はおのが特技何れもこのときと終始敢斗し嚴正公平なる審査の結果、次の成績表を見てそれぞれ授與あつた。更に當食時に雲澤村第三分團の模範訓練の實施あつてその訓練たるや最も優秀で高場拍手を以て賞讃される等大會は盛況で終表された成績は次のとおりであつた。

一、腕用ポンプの部

一等　醍醐村第三分團

二等　三重村第五分團

三等　醍醐村第九分團

四等　角間川町第二分團

五等　鵜ノ巣村第一分團

二、手繰ガソリンポンプの部

一等　阿氣村消防團

二等　淺舞町

三等　三重村

四等　○○郷村

五等　横手市

一等　醍醐村第三分團

二等　三重村第五分團

三等　醍醐村第九分團

四等　角間川町第二分團

五等　鵜ノ巣村第一分團

二、腕傳競走の部

一等　阿氣村消防團

二等　淺舞町

三等　三重村

四等　○○郷村

五等　横手市

◎仙北支部

九月十三日大曲小學校グランドにおいて郡内の腕用並びに動力ポンプの操法大會を開催され、降らず照らずの競技日和會場本部に飾られた二旗の優勝旗獲得を目指しての敢斗振り全く壓巻であつた。更に當食時に雲澤村第三分團の模範訓練の實施あつてその訓練たるや最も優秀で高場拍手を以て賞讃される等大會は盛況で終表された成績は次のとおりであつた。

一、腕用ポンプの部

一等　峰吉川村第一分團

二等　峰吉川村第一分團

三等　雲澤村第三分團

四等　荒川村第三分團

五等　高梨村第一分團

二、動力ポンプの部

一等　神宮寺町第八分團

二等　峰吉川村第二分團

三等　荒川村第三分團

四等　荒川村第三分團

五等　豊岡村第一分團

◎平鹿支部

九月十二日午前九時より横手市記念グランドにおいて一市一郡の腕用ポンプ操法大會並びにまとい振傳競走を催され稍に見る好天に惠れ、選手は何れも腕を鳴らし、の飛切り振り、黒川村消防團第三分團先頭に外二十ケ團の操法競技を實施し終つて引續き各團のまとい振傳競走を開始しコース八キロ、第一位所要時間三七分三十秒全く涙ぐましい敢斗振り猛火と斗う意氣の表われそのものであつた。

一、腕用ポンプ操法並びにまとい振傳競走の成績次のとおりでそれぞれ表彰され、盛會を極めて終了した。

一、腕用ポンプ操法の部

一等　湯内村消防團

二等　能代市機織分團

三等　塙川村消防團

四等　能代市第七分團

五等　能代市第六分團

二、手繰ガソリンポンプ

一等　能代市第七分團

二等　二ツ井町消防團

三等　自動車ポンプ

一等　能代市第四分團

二等　能代市第二分團

三等　鹿渡町消防團

仔細に審査された結果次のとおり成績の發表され、次に審査長の講評賞状並びに優勝旗の授與、來賓安部縣消防災害課長並びに善郡縣消防協會副會長の祝辭、參加代表の答辭、萬歳三唱等あつて盛況裡に終り午後三時散會した。

一、腕用ポンプ

カツオ號ポンプ

特196099
許179776

最新型カツオ號ガソリンポンプ　大型80馬力　中型50馬力　小型20馬力
ガソリンポンプ即納　在庫有ります
◎何日にても放水して御高覽に入れます。是非御来青下さい。
◎布ホース　吸管　サイレン　ヒルメット　刺子類各種在庫有ります。

有限會社 須藤式ポンプ製作所
須藤昭雄
青森市長島1,15　電話2774番

特長
1 輕便
2 始動容易
3 完全安全却
4 吸水の高さ25尺
5 故障皆無

國家消防廳推奨
國家消防廳檢定試驗合格（第三號）
手曳臺車附
消防團御用

トーハツ式
小型動力
消防ポンプ

代理店
高義商會
雄勝郡川連町
電話川連一六

月刊 毎月15日發行

消防秋田

定價 1部 8圓
秋田市土手長町
發行所 秋田縣消防協會
編輯發行人 伊藤忠太郎

内容、程度に"基準"

市町村の要望に應えて制定

危險物取扱主任者試驗施行要領

危險物取扱主任者試驗については、從來その試驗の內容及び程度について一定の基準がないため、各市町村區々にわたり種々支障を來している向があるとともに、本制度が災害防止の重要責務を有する危險物取扱主任者の資格考査である點並びに特に各市町村からの要望もあった點に鑑み國消では今回別項の通り試驗の基準を定め、昭和二十五年九月三十日付危險物取締條例準則の制定について（國消警發第二四〇號消研警發第一〇號）の通牒中特に「二、運用上の注意事項⑤」並びに左記事項參照の上、これが實施上遺憾のないよう管下市町村を指導されたき旨各都道府縣知事へ通牒あった

◇試驗の程度

㊀甲種及び乙種危險物取扱主任者試驗の程度が同じであるのは、危險物取扱主任者として必要最低限の知識については兩者の差異がなく又前者が危險物全類にわたる廣範な知識を必要としているのに反し、後者が或る類に限定的な差異があるのためにほぼ同程度である。

㊁危險物取扱上必要な知識

例えば危險物の燃燒性、危險性及び消火方法等について高等學校卒業程度以上の知識を必要としているのは、高等學校以上の專門的知識を必要とする場合があるからである（第三第二號）

㊂危險物の全類についての概論とは、危險物を一括して他の物質との比較又は性質並びに各類に屬するものの名稱各類の總括的性質及びこれとの關連をいう（第四第一號㊁の④）

㊃各類についての必要な概論とは、各類別にその特性からくる豫防方法消火裝置及び消火方法その他注意すべき事項をいう（第四第一號㊁の㊂）

◇試驗の方法

①試驗の方法は、筆記試驗とする（第五第一號）

②採點の器十分の一まで公平に差がつけうるようにすることは、十題未滿の場合であっても全体として十項目に分れているように出題すること（第五第一號）

◇この施行要領を告示で行う場合は、附則の公布施行月日は必要ない

（目的）

第一 この施行要領は、○○市（町村）における危險物取扱主任者の試驗の施行要領を定めることを以て目的とする。

（內容）

第二 試驗は、危險物取扱主任者として危險物の製造、貯藏、運搬その他の取扱並びにこれらの管理に關する必要な知識について行う

（範圍及び程度）

第三 甲種危險物取扱主任者試驗の受驗者に對しては危險物の全類について乙種危險物取扱主任者試驗の受驗者に對しては特定の類について試驗を行う

㊀危險物の性質並びに燃燒及び消火方法

㊁危險物の全類についての概論（範圍及び性質の概要）

㊂各類についての必要な概論（特殊並びに豫防及び消火方法）

㊃各類の危險物中各品目についての一般的性質及び危險性並びに豫防及び消火方法

㊄法規

④消防法（危險物及火災豫防に關する事項）

㊅危險物取扱に必要な法令

二、種危險物取扱主任者甲種危險物取扱主任者に同じ、但し、第四第一號㊁の㊂及び㊃の事項については特定の類についてのみ行う

三、甲種危險物取扱主任者試驗の受驗者に對しては特定の類についての基礎的知識

㊀危險物の性質並びに燃燒及び消火方法

㊁各類についての必要な概論（特殊並びに豫防及び消火方法）

㊂各類の危險物中各品目についての一般的性質及び危險性並びに豫防及び消火方法

㊃法規

④消防法（危險物及火災豫防に關する事項）

㊅危險物取締條例その他危險物取扱に必要な法令

四、問題の內容は、實際的且つ必要なものを重點としなければならない

（採點）

第六 採點の配分は、左の通りとする

種別	科目	點數
甲種	一般基礎物理、化學（危險物の性質並びに豫防及び消火方法）	二〇〇
	概論（各類）	二〇〇
	法規	三〇〇
乙種	一般基礎物理、化學（危險物の性質並びに豫防及び消火方法）	二〇〇
	概論	二〇〇
	特定の類	四〇〇
	法規	一〇〇
合計		

（方法）

第五 試驗の方法は、左の通りとする

一、筆記試驗を原則とし特に實技の必要のある場合は科目の一部について口頭試驗を行うことができる

二、各科目とも出題數は、十以上とし、又は採點の際十分の一まで公平に差がつけうるように問題を構成しなければならない

三、甲種危險物取扱主任者試驗のうち、第四第一號㊁の㊂については各類について必ず二問以上出題しなければならない

四、問題の內容は、實際的且つ必要なものを重點としなければならない

打合事項

一、消防協會の事業について

二、支部が行う弔慰救濟について

三、消防關係功勞並びに永年勤續者の表彰について

四、分擔金の徵收について

五、地方事務所よりの連絡事項について

六、水防について

七、その他消防上の研究事項

主張

特殊建築物の災害防止と關係法令の整備

最近全國的に映畫館、學校、病院等の特殊建築物に火災が續發し莫大な物的被害を蒙っているばかりでなく、貴重な人命までが失われているということは、吾々消防關係者として誠に憂慮に堪えないことである。

これら特殊建築物の災害原因を探ると、何れも管理側の火災に對する事前防止計畫の不徹底等消防認識不徹底等消防認識の不足、又は當局の取締の不徹底、底等が挙げられるのであって、より一層の防止對策が急劍に考慮されねばならないのである。

特に本縣の如くこれから冬季に入り、殆んどが雪に閉ざされてしまう所では事前に當該建築物の工作、消火、避難、設備等について具体的事項を徹底的に管理者側に勧告し、これを至急措置せしめると共に常時整備されて居るや否や確認し、管轄消防關係者は常に警戒を怠らず、一日もおかせに出來ぬ職である。

即ち市町村消防關係者は當該建築物の工作、消火、避難、設備等について具体的事項を徹底的に管理者側に勧告し、これを至急措置せしめると共に常時整備されて居るや否や確認し、管轄消防關係者は常に警戒を怠らず、一日もおかせに出來ぬ職である。

而し縣內市町村の中には未だ火災豫防條例さえ未設定のところがあるとやら、甚だ寒心に堪えないことである。これら町村にあっては、速急關係法令の整備を急ぐと共に、これからの冬期の火災期に當って、今まで一時使用を停止させる等、積極的取締に努めることである。又消防機關責任者は當該建築物の管理者と協議し、火災の際における具体的な防止計畫を樹て萬全の消防体勢を確立しておくことである。

而し縣內市町村の中には未だ火災豫防條例さえ未設定のところがあるとやら、甚だ寒心に堪えないことである。これら町村にあっては、速急關係法令の整備を急ぐと共に、これからの冬期の火災期に當って、今までより以上災害豫防のための積極的指導を望むものである。（進藤）

教習科並械關講習終る

縣では去る九月十七日より二カ月間消防署初任者の基礎的知識習得と縣內消防團の機械操當者の技術向上を目的として教習科並に機關科講習を實施したが本月十七日無事終了し、次の者に

消防組織法第十五條の四により各市町村におっては消防團員が公務によって負傷又は死亡した場合において遺族に對し損害を保償せねばならぬこととなったので村に於いて負擔する場合その額は尨大なものになり町村財政ヒッ迫の折から容易ならぬことと、全國的問題となっていたのであるが最近本縣に於いてもこれが負擔の輕減と保償の萬全を期するため全縣單一の互助組織を作るべく縣町村會、縣消防協會等消防關係者によって事務組合結成の氣運が昂っている。

災害補償の全縣事務組合結成氣運昂る

地＝方＝だ＝よ＝り

消防協會南秋支部

十九日秋田市千秋公園松下において各町村消防事務擔任者の事務打合會を開催し、本賓安部縣消防災害課長、その他列席し、出席者は各町村消防部長、出席者は各町村消防事務擔任者二二名、午後一時安田支部長の開會の挨拶藤の余地なく參集し、民謡安部縣消防災害課長並びに小林秋田地方事務所民生課長の挨拶あって事務打合會に移り、引續き打合事項は次の通りで出席者の熱心な質疑應答あって意義深い打合會を終了し引續き懇談會に移り午後四時散會した

消防協會では十一月十日より鹿角郡花輪町に於いて開催の全縣農村祭を含む消防火展示會を開催、縣內有志の提供せる消防古文書、德川時代の消防機械及最近に於ける火災統計書等を展示、縣民の防火思想啓蒙の一助とした。

農村祭を含む消防火展示會開催

秋田消防團員の互助會結成準備會

秋田市消防長坂本秀雄氏等十七日午前十時から市內記念館前において第四回秋田消防團の市長盃、知事賜杯等の縦横特驛傳走大會を開催し午前十時三十分スタートを切った各選手は襷を肩に、よっさ、よっさと眞剣に駆付け委はさながら猛火を目撃現場へ駆付ける實戦活動そのままであった。コースは六、七粁最高速一九分、第一着祖南分團、第二着蒸川分團、第三着廣山田分團で知事並びに市長からそれぞれ授賞された。又正午から記念館において消防團員及び家族の慰安會を催し、會場は立錐の余地なく參集し、民謡舞踊、團員のど自慢等數十回に亘って演じ觀客者は大歡迎喜悦滿々拍手喝采大賑わい會場大盛況を極めて慰安喜びの一日を終了した

常備消防職員の互助會結成準備會

秋田市消防長坂本秀雄氏等職員の相互扶助、老後厚生等のため互助會結成の氣運が昂り、過日これが準備會を開き會則等の審議をなしたが會費、年數計算等に於いて意議の多く意見の一致をみぬので更に後日研究の上會合を持ちべく申合せ散會した。

徽章の佩用位置について

消防團員の功勞、功績を表象する徽章の佩用位置が區々であっては消防の威容上問題であるとして

日本消防協會は國家消防廳と連絡協議の上、差當り次によって佩用することになったから團員各位は御留意ありたい。

一、徽章の佩用は左肩とする

胴服、袷服に併佩する場合は第二釦の線に横に併佩し、袷服等の場合は概ね之に準じて佩用する

二、徽章は功勞章、功績章、勤功章等の順位に依り、縦に重ねに從って佩用する

三、併佩する場合は自己より見て右側に第二列以下は多數の徽章を併佩するときは第一列の個數なるべく多くするとすれば第二列以下の個數は第一列の個數を超えないようにする

四、他の記章、徽章、記章、徽章、徽章の順位は、國家消防廳、消防團、消防協會、消防團、消防協會、消防團、消防協會

角館の劇場火災跡を見て

保坂吉之助

三日ばかり続いた晴天が今でも降りそうな空に変った十一月二十三日頃である。「あゝ、今朝角館の劇場がぬけたそうだな」これは田沢湖村役場前における同役場消防係H氏の朝の挨拶である。私は小用あって同村へお邪魔していたのであるが、職業柄何をさておいてもその現場へ飛んで行きたいような気持ちで一パイだったところが未だ肝心の用件が済んでないばかりか、その日一パイでできる豫定の仕事が翌二十四日の午後に及び角館へ辿りついたのは、その日の日が暮れてからである。聞く所消防署を訪れたが、その日は丁度角館地區署で被疑者の逃走事件があり、消防は前日の火事の疲れも見せず被疑者の捜索に総力をあげて協力中であり、消防署には佐々木副長さんや渡辺署長さんその他幹部や署の幹部連あとは繁忙で頑張っておられた。先は急ぐので火事見舞もそこそこ、その程度や消防活動の模様を聞き現場を案内して貰いたいとのことである。

場所は駅前通りで火元は百四、五十坪もある木造二階建の映画劇場で、この劇場は同じ棟続きに長屋式になった住家が二世帯あり、火元が劇場内に居住しているので、結局罹災したのは劇場兼住家一棟、罹災世帯は三世帯である。劇場の西に約三間ばかり離れた住家一棟あり、その一部が副射熱にやられているが幸焼の程度に至らないから焼けたのは劇場一棟だけといえるよう幸い出火時刻は観客のない午前三時頃であったので、二階から飛び降りて怪我したもの一人とその他一人で負傷者は二人しか出なかったが、若しこれが満員中の出来事であったらと寒気を催すうである。

この火事は望楼見というから建物の構造や水利の状況からして一棟全焼は已むを得ないと思う。消防の作業も敏捷から火元は到底駄目だが、幸い延焼は絶対許さぬと出動と同時に大曲、長野の隣町に應援要請をしている。それにつけても殆んど無風状態であったというから不幸中の幸いえよう。

この災害を見たいというから出火原因？第一線に駆けた大和田司令は現場へ着いた時は無意義が燃えておりまだ無意の方には火が廻っていなかったといっていたから、火点は舞台裏に位する火元の居室であること、消防は前日の火事の疲れも見せず被疑者捜索は然らば「何から出た」ということである。火元の木園長さんや渡辺署長さんは申立に「天井からだ」と漏電説を唱えておった。

さて消防活動であるが現場附近は建物が比較的込み入っているこの水利状態では富然大火に發展したと思う。

3 少なくものような特殊建物には避難方法を指導し訓練を重ねておかねばならないこと等である。人命の救助は消防に課せられた極めて重要な任務であるが、最近他の府縣では不慮の災禍により貴い人命を失っている事例は決して少なくない。先に櫻木町の國電火災あり、近くは北海道の劇場火災、或は彦根市の工場火災、愛媛県のバス火災等、所謂特殊火災が相次いで起っている。これは人命救助に關する一般人の認識と關心の缺如と關係者のこの種災害に對する計畫に缺けるところがあるためではないでしょうか。角館の劇場火災が若し興業中の出来事であったらと今更ながら寒気を感ずる。我々は他府縣の特殊火災を用向うの火事として見ていられない。

最後に御多忙中案内を戴いた佐々木副長さん並びに渡辺署長さんに紙上を通じて厚くお礼を申上げる。

1 應援の要請は機を失してはならないこと。

2 水利施設等思い付いたことは萬難を排して急がせねばならない。若しこの火事が强風時であったらこの水の状態では富然大火に發展したと思う。

現場略図

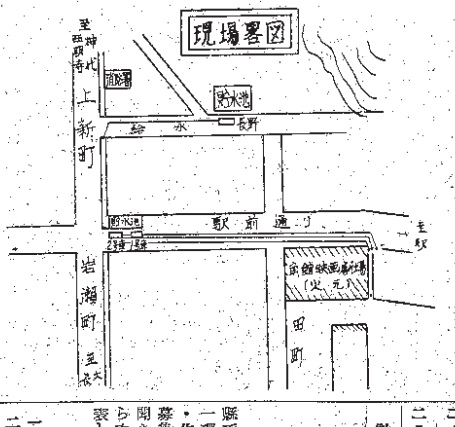

昭和二十六年十月火災調

出火日	時刻	火元	原因	死傷	損害額
一		秋田市	放火		一、〇〇〇円
一	前十一時五五分	山本郡藤目村	子供の弄火		八〇〇円
一〇	後六時三〇分	山本郡森岳村	調査中	二〇	三〇〇、〇〇〇円
二	前三時二分	秋田市	殘火	二	一、〇〇〇円
五	後二時三分	秋田市土崎	殘火	六	三〇、〇〇〇円
八	後一時〇分	由利郡象潟町	殘火	六	三、六〇〇円
九	後零時十二分	秋田市	電氣アイロン	一	一、〇〇〇円
九	前三時四〇分	山本郡八森村	調査中	四三	七、四〇〇、〇〇〇円
九	前零時五分	仙北郡角館町	煙突の飛火	二	一、八〇〇円
一一	前八時十分	平鹿郡田根森村	クローソ	一〇	一、三四、六〇〇円
一一	前十時五分	北秋田郡上川沿村	殘火	一三	三、五五〇、〇〇〇円
一二	前十一時四十分	仙北郡生保内	調査中	四	三、〇〇〇円
一二	後零時五分	横手市	煙突の飛火		一〇〇円
一七	後五時五分	仙北郡强首村	調査中	六	二、五〇〇、〇〇〇円
一八	前二時十分	横手市	自然發火		一〇〇円
二〇	後三時四三分	能代市	子供弄火	二	八〇〇円
二〇	後五時五〇分	横手市	調査中	六	二、三〇〇、〇〇〇円
二〇	後十時三〇分	山本郡森岳村	電氣	一	三〇〇円
二三	後四時五分	能代市	七輪	一〇	一三、六〇〇円
二三	後三時三五分	鹿角郡大湯町	消毒	五	一〇〇、〇〇〇円
二三	後一時二五分	鹿角郡小坂町	電氣コンロ		三〇〇円
二六	後五時二分	由利郡西滝澤村	放火	四〇	四三、〇〇〇円
二八	前八時	河邊郡上北手村	クローソ	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇円
計	三三件				一、〇一七、六六六、六〇〇円

懸賞募集

防火作品入選者決る

縣では秋季防火週間行事の一環としてポスター・標語・作文等の防火作品を懸賞募集したが、今度審査会を開き多数の應募者数の中から次のものを入選と決定發表した。

ポスター

一等賞　仙北郡大曲町土屋敷一四〇　柴田義之助
二等賞　秋田市手形市營住宅四〇　阿部正久

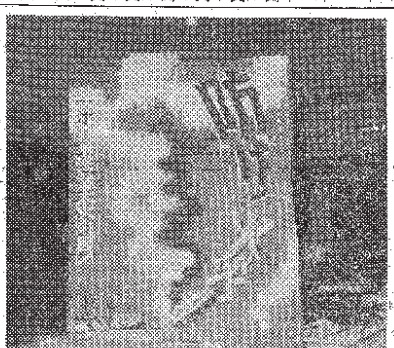

尚、ポスター・標語は十一月十日から鹿角郡花輪町に於て開催の防火展示會に展示され一般の審査思想啓蒙に一役買うことになっている（賞品は応募入選ポスター）

標語

一等　仙北郡千屋村　小田澤夫
・火の用心みんな知ってて忘れてる

二等　能代市第二小學校三年　戸澤節朗
・船川中學校二年

三等　船川中學校二年　渡邊優子
・氣のつく家に火はつかぬ

三等　北秋田郡上小阿仁村　山田岩藏
・朝寝廻火の用心

佳作　仙北郡千屋村　高橋喜代治
・防火三百六十五日

佳作　山本郡荷上場中學校三年　高畑陽子
・母さん第一僕らが第二父さん最後に火の用心

佳作　大館市横町　木立研二
・火氣なしと思うところをもう一度

二等賞　平鹿郡醍地中學校三年　福岡敏廣
三等賞　秋田市下中城町四　大野誠
三等賞　平鹿郡醍地中學校三年　柴田吉治
三等賞　鹿角郡花輪小學校五ノ一　高杉早苗
佳作　秋田市大町一丁目一八　君田里子
佳作　秋田郡昭和町大久保元木　濱松保三
佳作由利郡矢島小學校六年　東海りつ子
佳作　秋田市土崎中學校二年　加賀谷紀美子
秋田市土崎中學校二年　近藤俊一
〃　〃　〃　

月刊　毎月15日發行

消防秋田

定價　1部　8圓
秋田市土崎港町
發行所　秋田縣消防協會
編輯發行人　伊藤忠太郎

團員の災害補償事務は縣協會で
國家消防廳で準則制定

消防組織法第十五條の四に基く消防團員の公務災害補償については全國的に財政的運營的面より色々論議されていたのであるが、今度國家消防廳において次の如き市町村を會員とせる消防團法人組織の消防團員公務災害補償會を設け補償の萬全を期するよう各都道府縣知事宛通達した。記

一、この會は市町村の補償事務を容易確實にするための組織である。この會により直接には市町村財政が確保され、間接には消防團員が確實に保護される。

二、事務所は財團法人都道府縣消防協會内におき、これに事務を代行せしめることが適當である。但し都道府縣の事情等により消防課においてこれを行うことは差支えない。

三、補償會の事務費は最小限度に切りつめるよう考慮すること。

四、會長は都道府縣知事又はその他適當なものとする。

五、副會長は市町村長の代表者、消防協會の代表者等二人程度が適當である。

六、理事は都道府縣の規模その他の事情により異るが、概ね二十人内外が適當である。

七、會員は町村のみでなく市をも含むことが適當である。

八、都道府縣消防協會は賛助會員又は名譽會員となることが望ましい。

九、會費は當該市町村消防團員の條例定員（常勤のものを除く）につき年額一人宛五千圓内外が適當と思われる。

十、會費は特別の必要がある場合、臨時評議員會を開き、增減等の臨時必要な措置をとられたい。

十一、この會は消防組織法第十五條の四に基く、市町村の消防團員災害補償の事務を代行するものではないから市町村は同法に基く消防團員災害補償條例を定め、その條例に基き補償を行わなければならない。從つて加入市町村はその消防團員公務災害補償條例によつて行う補償が、この補償會の寄附行爲による給付と内容を一致せしめるよう考慮することが適當である。

臨時理事會
消防團員の災害補償會設立促進へ
規約改正で副會長に高橋湯澤消防團長

縣協會で去十二月十四日午後一時より秋田市土崎港池鯉亭において臨時理事會を開催した。松野會長外理事二十餘名出席の下に會議は進められ、先ず會長より先般東京都において開催された全國消防協會長會議の經過報告（詳細別文）がなされ次いで臨席の小島縣民生部長の挨拶があつて事務局提案の議案審議に入つた

◎第一號議案　本案は會則第七條中の副會長二名を三名とするの改正案で事務局伊藤主事より提案說明があり原案を可決

◎第二號議案　本案は日本消防協會に代議員を推薦するの件で松野會長より提案說明あり、これが人選は第一號議案と共に選擧委員をあげ決定したらどうかとの大野理事の發言にこの動議を採擇し委員會一任と決定

○次いで阿部理事長より今回提案議定であつた昭和二十六年度更正豫算の提出理由の說明があり これに對する質疑應答が交された。即ち今縣議會に消防協會に對する縣費補助五十萬圓が追加要求されているのでこれが決定をみた上改めて審議提案致したく、尙これが更正豫算の審議は常任理事會に一任もてもらいたいとの說明に對し海水理事より豫算案の内容が不明なものは一任致しかねる、又二十六年度更正豫算の提出理由の說明があり これに對する質疑應答が交された。即ち今縣議會に消防協會に對する縣費補助五十萬圓が追加要求されているのでこれが決定をみた上改めて審議提案致したく、尙これが更正豫算の審議は常任理事會に一任もてもらいたいとの說明に對し海水理事より豫算案の内容が不明なものは一任致しかねる、又

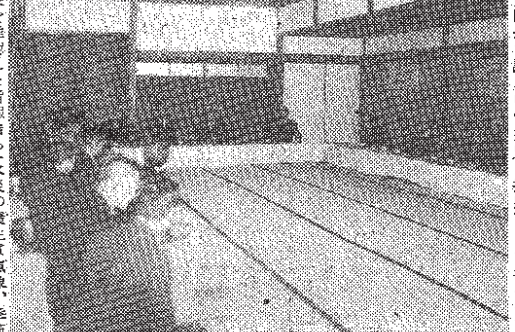

各郡消防團においては各期間におけるポンプの手入の講習等是非實施してもらいたいと數多くの要望事項があるからそれらのものを取り入れた豫算にしてもらいたい旨の發言があつたので阿部理事長より豫算案の内容說明及び出來得る限り現地の要望に應じたい旨答辯があつて結局常任理事會に一任はするけれども決定することにし同問題を終了

◎選擧委員會委員長渡邊理事より副會長に高橋湯澤消防團長代議員に小泉部

理事會で推薦したものを會長が委嘱するようにしたらどうかという改正案を提示されたが、これが趣旨に沿水土井等各理事多數賛成し結局一歩進めて部會長は會長が兼務する事に副部長は會員中より部會の總會において推選することにそれぞれ原案修正の上可決、尙申合事項として會員中の團長十名は各地區より一名宛ということに決定

次いで協議事項に移りその概要次の通りである

①昭和二十七年の火災豫防計畫について（坂本理事提出）

縣協會で毎月發行しているが後の現在行はれているものの中間を取りいれたものが明春四月頃までに出來上る見通しであるとの說明あつて全員了承

④消防會館建設について（小林、渡部、柴田、坂本各理事提出）

趣旨には全員賛成具体的事項は常任理事會に一任、職員は常任理事會に一任、職員は各縣の狀況及び國家方に建設を推進することに決定

⑤消防道路の整備方を當局に要望の件（大野、坂本理事提出）

⑥鐘楼に赤電氣を設置する件（永井理事提出）

⑦講和成立に即應する消防設立のための準備會を持つべく決議、これが方法は常任理事會に一任した

⑧非常動消防團員の災害補償問題について（事務局提出）

本件については、松野會長より全國協會長會議に出席して得た各縣の狀況及び國家總理事長より現在までの各市町村並に町村會等に於る動きにつき報告があり理事會としては團員の災害補償問題は重大關心事であり、これが同情なる運營を圖るために近く協會、縣、市町村會、縣議會等と災害補償會議に入り午後五時散會裡に會議を閉じた。

⑨講和及び操法の準則制定について（柴田理事提出）

この件については先般東京都において開かれた操法講習打合會に出席した縣保安課主事より新操法は日下國家消防廳において計畫立案中で大体戰時中の警防團と戰後の現在行はれているものの中間を取りいれたものが明春四月頃までに出來上る見通しであるとの說明あつて全員了承

⑧非常動消防團員の災害補償問題について（事務局提出）

本件については、松野會長より全國協會長會議に出席して得た各縣の狀況及び國家總理事長より現在までの各市町村並に町村會等に於る動きにつき報告があり理事會としては團員の災害補償問題は重大關心事であり、これが同情なる運營を圖るために近く協會、縣、市町村會、縣議會等と災害補償會議に入り午後五時散會裡に會議を閉じた。

豐岩村婦人會の火の元檢査

婦人からなる豐岩村火災豫防組合では十一月八日班長一行十五名は組合長大泉實太郎氏の引率のもとに消防の先進地由利郡平澤町の火災豫防組合を視察し色々な參考となることを得て更に同町記念館裏上において地元消防團長、縣消防協會長松野盛吉先生の「火災豫防と女性の犯罪」と題する講演を二時間にわたつて聽講し一同海々感銘し同村した。

その後十一月二十八日の冬季防火對策協議會を開催して冬季を迎えての實施事項を次のように決定し十二月二日から八日まで一週間にわたつて實施し歲末警戒の萬全を期したので村民からはいたく感謝されている

實施事項

一、婦人による各家庭の火の元檢査

二、雪國えの非常避難口の檢査

三、子供の弄火防止に關するチラシの配付

四、電熱器と炬燵の使用注意（こたつ綿の使用は特に）

五、煙突の掃除やワラ灰の取扱いの注意

地＝方＝だ＝より

組に上るポンポ操法

消防の訓練に關するものは消防組織法第十五條及び第十五條の二により國家消防のものに再檢討を加えることになつた。先づその前提として國家消防廳が地方の具体的意見を聞き、これを立案の參考にすべく去る十二月四、五の兩日東京文部省縣縣代表、消防本部代表消防團代表を集めて打合會議を開き意見の交換を行つた。この會議に本縣からは消防災害課の保坂主事が出席したが、ポンプ操法の準則も規律訓練教範の準則も國會から正式に準則として出るのは明春二月頃といつている。

消防組織法第十五條の四に基く消防團員公務災害補償會設立の件について、新時代に則したポンプ操法と規律訓練教範の準則を出すべく現行のものに再檢討を加えることになつた。先づその前提として國家消防廳が地方の具体的意見を聞き、これを立案の參考にすべく去る十二月四、五の兩日東京文部省縣縣代表、消防本部代表消防團代表を集めて打合會議を開き意見の交換を行つた。この會議に本縣からは消防災害課の保坂主事が出席したが、ポンプ操法の準則も規律訓練教範の準則も國會から正式に準則として出るのは明春二月頃といつている。

六郷地區分會幹部講習會開催

六郷地區分會では、本年度事業として、六郷外六ケ國の副團長以上の幹部講習會を去る十一、十二の兩日六郷小學校で開催した受講者は各團の幹部六十餘名で講師として來郷の縣消防災害課佐々木主事、藤井土崎消防團長より消防關係法規規律訓練、消防戒術等消防全般にわたり熱心に指導を受け終て挽野新分會長より全員に修了證書が授與された盛會裡に講習會を閉じた

河邊支部で消防組織擔當者の連絡會議

消防協會河邊支部では十二月十五日午後一時から秋田市千秋公園松下において各町村消防事務擔任者の連絡會議を開催し町村長、消防團長、事務擔任者等三二名の出席のもとに伊藤支部長の挨拶あつて協議に移り熱心な質問意見や町村事務擔任者の講習會の開催方の希望等あつて有意義に午後四時終了したが、協議事項は次のとおりである

一、消防協會の事業に就て

二、支部の事業及び永年勤續者の表彰について

三、現場功勞者の表彰について

四、水防について

五、その他消防上の諸問題について

絶對安心して頂ける　責任保証付
高性能　中型ポンプ完成
製作中の工場設備を御高覽願ひます

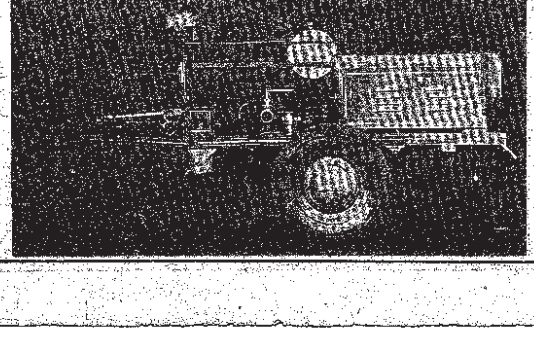

能代市畠町追分（市消防署裏）
株式會社　協立製作所
電話能代四一八番

協立式强力
大型　八五馬力
中〃　四五〃
小〃　二五〃
六〇〇〇ガロン
四〇〇〇〃
二〇〇〇〃

—消防界に放つ水素爆彈—
トーハツ消防ポンプ
新型10馬力／5馬力／二種出現／

性能	機關馬力	10馬力水冷式	機關馬力	5馬力　空冷式
	放水壓力	80ポンド	放水壓力	75ポンド
	ノズル徑	19/16〃　6分	ノズル徑	13/16〃　5分
	放水量	150ガロン	放水量	100ガロン
	吸水高	28尺	吸水高	28尺

御照會乞ふカタログ送呈す
手曳臺車附消防團御用

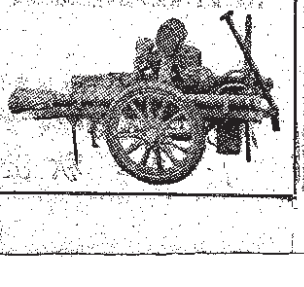

代理店　高義商會
雄勝郡川連町
電話(川連)16番

小田原の大火跡を見て

消防災害課　保坂吉之助

一年の瀬迫る十一月二十八日から導入した流水が市街地南部を貫通し、その末端は被災地を通っている。

日歴史に名高い相州小田原に大火のあつたことは御承知のとおりと思うが、この大火は四月二十四日隣県山形の湯の町温海を灰燼に帰せしめた大火と共に本年中の二大火災であつて、新聞の視聴を集めたことは勿論であるが、この大火は我々消防人にも数々の教訓を與えている。

この大火の直後東京に会議があり、その序に時間を割いて現地に臨み種々當時の模様を見聞して來たから報告する。

御承知のように小田原は神奈川縣の最南端に位し、箱根山を背に東海道に沿つた地で、北條時代以降発展したといわれ、昭和十五年に市制が布かれ、現在では人口約八萬、西湘における中心都市である。

殘失區域は同市の南端に位し、南は海に北は國道に面し、海と國道の中に挟まれ、細長く發展した漁部町であり、長屋式の木造トタン葺平屋建が建んだ地で人家が極度に密集し、道路も消防車が辛うじて通行し得る程度で、加うに曲折甚しい、又同地域は強夫、日雇人夫等の零細家庭が大部を占めている地域で、三十三年前（大正八年五月十日）にも三三戸殘失した大火歴史のある所であるから參考まで記しておく。

消防態勢はどうなつているかといわいに、消防本部の下に消防署、出張所各一職員五五、消防車六臺（内一臺は故障）を有し、消防團一ケ團、十九分團、團員一五五八、手輸ポンプ二十九臺とで市内の消防警備にあつている。水は五〇立方米の貯水槽あるが被災地附近にはない消火栓は二八〇個あり、その水壓は八〇封度乃至六〇封度というから相當優秀である。その外芦の湖から落ちる早

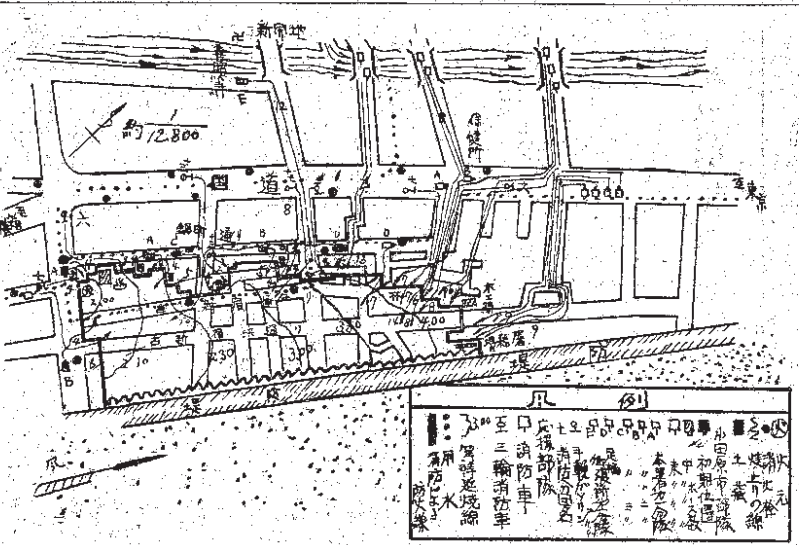

しかしてこの火事の出火は午前一時四十分頃と推定せられ、火元は小田原市馬年一ノ二五六家具製造業鈴木孫一方の工場であり、幾ケた建物は住家二九〇棟、非住家二棟、計二九一棟であつて午前四時四十分頃まで約三時間の間に三八六世帯を焼いている。火災原因については現地の警察と消防

の方面の調査に眞剣だつたこの火事は消防署の望樓より絶えず見張りをしていたが、それまでは誰も知らずにいたから全然初期防火がなされていない、火元工場は木造のトタン葺平屋建であり、加うるに風速も七米に近い風であつたから殘線陣地は支え切れず完全に敗北し、その大半が轟戦の鉄塊作戦に出で、それに地元消防團が協力して必死の防禦作戦に努めたが、第一線陣地は支え切れず完全に敗北し、その大半が轟戦の已むにきに至つたのである。

轟戦又寧藏と防禦に動員を來たしたと思うが、その中火勢は益々猛威を奮い奔走を逞うするのみとなつた。

午前四時頃となり隣接町村及び鎌倉、藤澤、茅ケ崎、平塚、熱海等から相衛後して應援部隊到着しその協力を得、神社の空地と屋場を結ぶ線地帯に防禦の堅陣を張り各隊相協力し必死の活動が効を奏し漸くその線で喰止めることができたという。

殘け跡から觀察するに延燒の殘大と共に上昇氣流が

は何水に水利を求め、それ人ホースは三本、或は四本延長して全部二口放水に切り換り通りに主力を注ぎ風下方面を出動した部隊と鉄塊作戦に出で、それに地元消防團が協力して必死の防禦作戦に努めたが、第一線陣地は支え切れず完全に敗北し、その大半が轟戦の已むにきに至つたのである。

轟戦又寧藏と防禦に動員を來たしたと思うが、その中火勢は益々猛威を奮い奔走を逞うするのみとなつた。

午前四時頃となり隣接町村及び鎌倉、藤澤、茅ケ崎、平塚、熱海等から相衛後して應援部隊到着しその協力を得、神社の空地と屋場を結ぶ線地帯に防禦の堅陣を張り各隊相協力し必死の活動が効を奏し漸くその線で喰止めることができたという。

殘け跡から觀察するに延燒の殘大と共に上昇氣流が

時五十八分となつており殘見と同時に消防署から三臺と、出張所から二臺の自動ポンプが第一線部隊として出動し、一分三十秒後に現場へ到着しているが、現場へ到着した頃は既に隣接建物に延燒し南々西の風で盛んに銅町通りに延びようとしていたという。

先着の各部隊は消火栓又

猛烈を極め防禦部隊の轟戦の陣に付け込まれたものと思う、殘跡を見て特に感じたことは飛火により第二次或は第三次の火點を作つて風下方面を焼き尽くしたことである。この火元消防團が協力して必死の防禦作戦に努めたが、第一線陣地は支え切れず完全に敗北し、その大半が轟戦の已むにきに至つたのである。

轟戦又寧藏と防禦に動員を來たしたと思うが、その中火勢は益々猛威を奮い奔走を逞うするのみとなつた。

午前四時頃となり隣接町村及び鎌倉、藤澤、茅ケ崎、平塚、熱海等から相衛後して應援部隊到着しその協力を得、神社の空地と屋場を結ぶ線地帯に防禦の堅陣を張り各隊相協力し必死の活動が効を奏し漸くその線で喰止めることができたという。

殘け跡から觀察するに延燒の殘大と共に上昇氣流が

冬期間に於ける消防ポンプの手入について

冬期間になつて大氣の温度が低下して來ると第一に始動困難となり、氷結下以下になると冷却水が凍り、ポンプ内部に水分が附着しているとポンプのインペラーや真空ポンプのプレートが凍に凍りついてしまつたりする結果となり、ひどいのになると吸口から放口までぎつしり氷となつているのも見受られる、しかるにこれを防止するに一番良い方法はポンプを格納してある置場を一定の温度に保たしておくことが一番望ましいのである。だがこれは消防署とか常備消防部以外のところには望めない、しからばそれ以外のところでは冬の仕度としてどうしたらよいか

1夏期用オイル（三〇番）を冬期用（二〇番）に取替える

2エンジン本体内の水と放熱器の水を完全に排除して一應排水コック管中に針金を通してよく水が出るようにしておく

3次に水を排除したら水しの札を必ず表示しておく

4タービンポンプにあつては真空ポンプに用いるモビール油を粘度の弱いマシン油又はマシン油とモビール油を半々にした程度のものに入れ替えておくことが望ましい

一、始動に際して

1始動するときは出來得るならば温湯を入れてやること

2オイルパンを出來得るならば温める

3チョークボタンを引いて吸込みの準備をする

4自動車ポンプのときはクラッチペダルを充分踏み込んでクラッチを切つて支い棒をしておく

5クランクハンドルで充分にクランクすること

6水なしのエンジンには始動後徐々にエンジンが過熱しない間に水を入れる準備をし排水コックを閉める、過熱して

昭和二六年十一月火災調

出火日	時刻	場所	原因	坪数	損害見積額
四日	前十時	雄勝郡小野村	消毒	八	一〇〇、〇〇〇
〃	後五時三十分	山本郡岩館村	焚火	〇	三〇〇
五日	前一時	北秋田郡荒村	燈火	一〇	三、一〇〇
〃	〃	〃	〃	一〇	一〇〇、〇〇〇
六日	前十二時三十分	南秋田郡男鹿中村	焚火	一〇	一〇〇、〇〇〇
〃	前十二時三十分	北秋田郡上小阿仁村	焚火	一〇	三、一〇〇
〃	後七時十分	山本郡荷上場村	燈火	一〇	四四、一〇〇
〃	前九時三十分	由利郡上川大内村	焚火	一〇	一〇、〇〇〇
十日	前十時十分	仙北郡大曲町	油引火	三〇	六三、〇〇〇
十四	前五分	横手市鍛冶町	過熱煙突	一	一四〇
十五	前七時二分	横手市鍛冶町	過熱煙突	一	一四〇
十六	後五時五十分	南秋田郡船川港町	焼機の過熱	四〇	四〇、〇〇〇
十七	前十一時四十分	北秋田郡西館村	焚火	一六	三〇、〇〇〇
二一	後六時	由利郡平鹿町	油引火	三	八、〇〇〇
二二	前九時十分	南秋田郡下新城村	子供焚火	〇	八〇〇
二三	前三時	仙北郡角館町	漏電	一九	九、八〇〇、八〇〇
〃	前十二時二十分	秋田市土崎港町	油引火	〇	八〇〇
二六	後四時二十分	秋田郡飯塚村	焚火	一〇	六、〇〇〇
〃	〃	南秋田郡太平村	〃	〃	〃
二七	前十一時十分	〃	〃	〃	一〇〇、〇〇〇
二八	前九時三十分	船川港町	ストーブ殘火	八	一四〇、〇〇〇
三十日	後三時五分	〃 五城目町	焚火	一〇	四四、一〇〇、〇〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃
十九件				四八〇	一、四四一、一〇〇

消防研究部會の新發足

縣消防協會では去四日の臨時理事會において本縣消防の專門的技術向上を圖るため縣内消防署員並に常備消防部長を以て研究者會を作りこれが目的達成につとめることに決定、次の會則を決議した

秋田縣消防協會專門研究部會々則（抜萃）

第一條　本會は縣消防協會の一部門として消防上必要な知識と專門的技術の向上並びに研究を目的とする

第二條　本會は前條の目的達成のため次の事業を行う

(一)消防上の研究並びに体驗發表

(二)消防先進地の視察

(三)消防に關する他の情報の交換

(四)其他必要な事項

第三條　本會は秋田縣消防協會の會員たる左の者を以て組織する

(一)消防長及び消防署長

(二)理事會に於て推薦せる消防團員千名以内

(三)消防事務主管課員

第四條　本會に次の役員を置く

(一)會長　一名

(二)副會長　二名

(三)幹事　若干名

第五條　幹部會員は消防協會總長の委嘱と副部會長は幹部會員から推薦する

第六條　幹部會長は本會を代表し會務を統轄する

第七條　幹部會員は會長の諮問に應じ會長を補佐し幹部會員は會長に會議を招集し議長となる

第八條　本會は前條の事業を行うに當つては消防上必要な知識を得ることに努めるとともに會員の相互連絡に努めるものとする

第九條　本會は會員の中から幹事若干名を選出し會務を處理する

第十條　本會の會計は會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十一條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十二條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十三條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十四條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十五條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十六條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十七條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十八條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第十九條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十一條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十二條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十三條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十四條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十五條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十六條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十七條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十八條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第二十九條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

第三十條　本會の會計は毎年一回會員の會費及び其他の收入を以て之を支出する

ラピット號 消防裝置

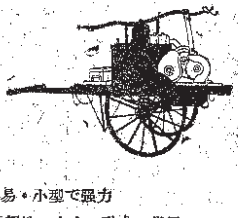

本裝置は從來の手押消防ポンプに簡單に裝着出來、その性能は小型ガソリンポンプに勝る驚異的能力を發揮します！

【特　徴】裝着簡易・始動頗る容易・取扱容易・小型で强力

絶對の信頼性・人力・動力の併用

日本消防協會御推薦
國家消防廳消防研究所
工學博士　富塚清先生御指導

特約店　秋田縣消防協會

月刊 毎月15日発行

消防秋田

定價 1部 8圓
秋田市土手長町
発行所 秋田縣消防協會
編輯兼発行人 伊藤忠太郎

年頭の辭

秋田縣消防協會長 松野盛吉

謹んで新年を御祝い申上げます。

顧みますに民主自治の理念にもとづく消防組織法が施行されまして警察令下より分離独立してよりここに三年十ケ月、なりましたこの間よく消防関係者の皆様は新消防制度の趣旨を解せられ、従来の古い慣習を一掃して民主憲法下のふさわしい生れ変った自治消防として活躍されて居りますことは誠に喜ばしいことであり、私の最も感銘する点であります。

特に戦後における地方財政の困窮、物資の不足、消防に対する一般の認識不足の中ですべてが消防をここまで押し進めて来た市町村関係者の努力に対し満腔の敬意を表するものであります。

申すまでもなく消防は火災を警防、鎮圧し、国民の生命、財産を火災から保護する重大使命を帯びている機関であります。一身一家を忘れ難に赴き勇猛果敢なものであります。

解せられ、従来の古い慣習を一掃して民主憲法下のふさわしい生れ変った自治消防として活躍されて居りますことは誠に喜ばしいことであり、私の最も感銘する点であります。

特に戦後における地方財政の困窮、物資の不足、消防に対する一般の認識不足の中ですべてが消防をここまで押し進めて来た市町村関係者の努力に対し満腔の敬意を表するものであります。

申すまでもなく消防は火災を警防、鎮圧し、国民の生命、財産を火災から保護する重大使命を帯びている機関であります。一身一家を忘れ難に赴き勇猛果敢なものであります。

家を忘れ難に赴き勇猛果敢なものであります。

社会活動に献身するものは独り消防人あるのみで吾々の最も誇りとするところであります。

本縣における、昨二十六年度の火災の状況をみるに総件数については二千五百年度の三八四件と大差なく損害額は四億圓未満で二十五年度の十五億二千万圓に比べて十一億余万圓の減少を見たことは消防に対する縣民の總力結集の賜ものであります。

何と申しても百三十万縣民の消防思想が保証の責任を強力に遂行することは可能なるとし

年頭の辭

秋田縣民生部長　小島政見

新年お目出度う御座います。

縣下三萬二千の消防團員各位に對し謹んで心からお祝い申し上げます。

顧みれば消防組織法施行により自治消防として發足以來四年、過渡期に於ける幾多の困難を克服致しまして、よく郷土防護の重大使命を果し縣民の深い信頼と期待を得て居りますことは一重に皆様の固い團結と眞摯なる努力によるものと深く敬意を表する次第であります。

縣に於きましては一昨年六月消防災害課を設置し消防行政の側面なる運營と災害防止による縣民の福祉増進に努力して參つたのでありますがその仕事は漸くにより自治消防として發足して以來四年、過渡期に於ける幾多の困難を克服致しまして當面せる數多くの問題が山積して居るのでありますが、三萬三千の縣下消防團員諸君の一致協力して解決に邁進致したいと存じます。

即ち非常勤の團員の公務災害保償問題、市町村消防施設の充實、消防團員の教育訓練、強防指導の徹底化等一日も緩に出來ぬことでありまして今後尚一層當縣らく七十年間吾々の先輩が御協力を得ましてこれが達成に努力し、本縣消防の副期的發展を期し度いと念願して居る次第であります。

識和條約も締結され新生日本の第一歩を踏み出すこの年火災絶滅を期することこそ吾々消防關係者に果された大なる責務であり祖國再建の課題であると思うのであります。

團員の皆様におかれましては想いをこゝになされ自重幾倍一層の御奮斗を祈つて止まないのであります。

一言申上げて年頭の御挨拶と致します。

新年の所感

消防災害課長　安部熊吉

多難だつた昭和二十六年を、三萬三千の縣下消防關係者が元氣溌剌として希望に満つた昭和二十七年を迎え得たことはまことに喜びに堪えない。

自治消防がスタートしてから第四回目の新春を迎えたのであるが一昨年は醜鬼一昨年は能代、米内澤と毎年全國的大火の連發であつたが昨年は縣下の消防關係者は一様に口にこそ出さぬがそのような徹は絶對踏まぬと防火思想の普及に、消防施設の強化に、教養訓練に、或は強防消防に、又消防技術の研究に、その附託に應ずべき實力の涵養に懸身の努力を捧げた一年であつたと思う。

然らば我々の仕事の對象である火災の昨年中における成績はどうなつているかというに、十一月末までの統計に現れた數字は、出火件數は三五六件で、昨年同期と著しい増減はないが焼失坪數は一七七九三坪で、昨年の六割減、損害見積額は三億五千五百萬圓で昨年の四分の一とそれ〳〵激減を示している。

この成績は勿論理解ある市町村の下に昼夜を分たぬ消防關係者の努力の結果に外ならないのであるが、各新聞社、放送局、その他關係方面の理解ある協力をも決して忘れてはならない。

本縣の現段階に於ける消防活動の内容取り上げて考えるに消防戦術も良側に研究され消防施設も昔日の比でない程進捗を示しているが、それは事實であるが、それは一部だけであつて普遍的の域に到達するよう精進飛躍ではない。もつと消防

昭和二十七年々頭感

秋田市消防長　坂本秀雄

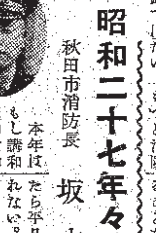

本年はもし講和條約發効たら平凡な年であるかもしれない。この問題をひかへている〳〵の事を考える時、第一年でに、私共には一生に何編もないとも多大なる感銘が有る年である。人生の半を消防で送つた私にはこの年を迎へ、本年も続けるが命この外つて様々の事が考えられる。に強防對策を研究して効果のある強防を徹底したい。いるものの一つである。おそ云はゞ科學に徹した強防を求めてやまなかつたものが消防は戦後改革された大きな事である。現在の組織やその作用がこれである、從つて吾々には限くまでも確な地日本の第一歩を踏み出すこの年火災絶滅を期することを育成しなければ日本は災害から救われるものでない。

私は或る議會で質問をうけた、一体市には消防署が必要か一方又けでは駄目かと云う意味の事である。

そこで私は現段階の消防組織では、消防團なくして一日も奮備はなり立たない又消防署がなければ更に成り立たない、丁度車の両輪の如きものであつて、その特質を生かして同一の目的に向う事が生命である。世の中には兎角自己の我儘の甚だ遺憾である。即ち消防法が主眼としている火災の豫防危險物の取締、建築行政等果して全町村が効果的にその運營を謳られているかどうか甚だ疑問である。我々は一日も早くその方面の知識を身につけ完璧の進歩を整え、指導助言等にも充分なる効果を擧げるよう努力を拂わねばならない。

昭和二十七年は、縣民から愛され、親しまれ、且つ感謝される消防になるよう心掛け市民の理解ある協力により消防態勢の強化のためるものは僅かに二、三に止るあ、あとは全部黒星で或る火災の如きは獨り思わず赤面する様な下手な防禦であつた。火災防禦は良省が必要である、更に云うなら反省と研究を重ねていかに火災を押えるかの自信を得るまでやる事である。

從つて第二は強き反省と研究を忘らない事である。

ものはやる氣なる或程度まで出來る、私は一昨年秋田に來た時火災は減らせない損害額は減らせると考えた。やつてみるとやはり減つた（昨年は一昨年の十一分の一にあたる）この行事は本年も続けるが命この外斗う事こそ本年の課題であつて、かくてこそ消防人として國日本の再建に寄す所以であると念う。

年頭所感

能代消防長　小林佐一郎

新しい昭和二十七年は、昇天に雲を得、瑞氣に満ちた輝かしい年である。

新平和條約、新平和日本として自主堂々國際間に互し、内、自立自衛の理想を整う等、大きく躍動する年である。

自治体消防も三歳、漸くその基礎も強固に發展しつゝあることは御同慶に堪えないところである、講和とゝ報じている。

こんな年こそ警戒を要し消防人は心もと緩い有難迷惑とならなければ幸である。

最近類々と大火を報じられこれを裏付けられているような氣がする、又ラヂオ等でも必らず火災に關することども多が多いのであるこうした事實を如實に示すものと解される。

◎新春の殉頭消防界のトピックスを飾るものは六大都市消防に特別司法權附與の問題であろう。

◎縣地方部、支部は急迅中樞々議會でも本腰を据え檢討しているが他面反動も決して見逃せない事實であり各地で論戦頻りと報じている。

反對の意見として消防は本來の火消役の仕事で澤山である司法權を與へたとて一長一短は期待できないというのが最大の理由らしい京都ジャーナリストも消防にまで司法權を與えて權限の擴大することを諷刺する向も數見されるがまことに奇異に思われ廣義な消防本來の領域は獲物警察權復活

新春付言

大館消防長　小林定義

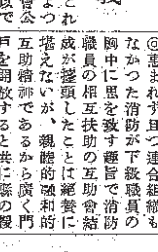

暖冬異變の今年は三冬は三十年以來のこと

て科學的原因を探査とされ異を裏付ける強制捜査によつて究極の目的を遂げ社會公の福祉に寄與する所以でもあり、又地方自治の本旨に則り非は相改め是らざるは補つて分權されなければやがては苦時代に逆行する感が深い完全なる名實共に獨立行政體の形体を希求して止まない。

◎地方團体がその行政運營に於いてなさんとする起債に遭つたときは何倍かの共助金を受ける、殘額は施設費になるとしたら、災害の未然防止により以上眞剣に頑張ることでしよう。そこに支拂いが少くなる、施設費が増强される、こゝに火災のない理想の消防縣秋田が建設され、縣民の幸福と繁榮を永遠に齎らすことゝなる。

百想？　夢想？　理想？

不可能事として見送るにはあまりにもおしいことである。（卿百論）

一定の掛金をする、災害に遭つたときは何倍かの共助金を受ける、殘額は施設費になるとしたら、災害の未然防止により以上眞剣に頑張ることでしよう。そこに支拂いが少くなる、施設費が増强される、こゝに火災のない理想の消防縣秋田が建設され、縣民の幸福と繁榮を永遠に齎らすことゝなる。

結果論として大火を引起さなければ積極的策かも全面的に援助の効果ができないことも首肯できない一事である。

◎中堅幹部教習所設置の要望も隨分長きに亘り論議されて來たが一向その曙光さえ見えないこれなども團練機關を持たない市町村では是非實現を期したいものである。

◎惠まれず且つ連合組織もなかつた消防が下級職員の國中に思を致す趣旨で消防職員の相互扶助の互助會結成が達成したことは絶賛に堪えないが、親睦的融和的互助精神であるから廣く門戸を開放すると共に縣の援助も期待する立場から消防課協會職員等にも提言致したい。

謹賀新年

秋田縣知事　池田德治
秋田縣副知事　渡邊瑞美
秋田縣出納長　荻原麟次郎

謹賀新年

民生部長　小島政見
消防災害課長　安部熊吉
課長補佐　伊藤顯二郎
消防係長　保坂吉之助
產角地方事務所長　手賀義雄
民生課長　和田石藏
北秋田地方事務所長　花輪昌幸
民生課長　横山一成
山本地方事務所長　土田要吉
民生課長　丸井德治
秋田地方事務所長　島貫隆之助
民生課長　小林武治
由利地方事務所長　進藤久太郎
民生課長　高貝一郎
仙北地方事務所長　古屋正幸
民生課長　鎌田貞
平鹿地方事務所長　荻原秀三
民生課長　齋藤悦
雄勝地方事務所長　佐藤英男
民生課長　富樫清

謹賀新年

縣秋田市消防團長　小泉四郎
縣能代市消防副團長　宮腰庄太郎
縣議會議員　山本三郎
横手市消防團長　安田惣太郎
縣議會議員　加賀谷直治
船越町消防團長　湯瀬安人
五城目消防團長
縣議會議員　佐藤育秀
小坂町特設消防團長
縣議會議員　大野忠右工門
稲庭町消防團長
縣議會議員　谷藤征得
長野町消防團長
縣議會議員　小松武文
增田町消防副團長
縣議會議員　畠澤恭一
京都ジャーナリスト　高橋喜一郎
長信田村消防團長
縣議會議員
花岡町特設消防團長
民生部勞働委員長

◇災害用並一般用寢具調達
何卒御利用の程を御願ひいたします
秋田市中通町　廣島蒲團店
電話三、〇五七番

石田博英氏

國會消防議員連盟加入

本縣選出の石田博英代議士は先般國會消防議員連盟に加入、中央に於ける今後の活動が大いに期待されているが、今度當協會に次の所感を寄せ全縣消防人各位その年頭の挨拶があつた。

丸山薩摩の罪であつて現在では絶滅とまで行かないでも減少乃至緩和したと思つて來ている。

その多くは中世封建の暗黒治安警察の不備や、權力者の横暴による所謂人爲の災害は勿論だが、天災もまた不充分であつても救濟の要なる金は保險で賄ふべきだと云ふのである。

保險の普及は勿論望ましいが、この個人乃至自治体の責任に屬する注意と豫防と防正の中核体が消防であつて、何處の國でも消防制度は中央から押しつけられたものでなく、自治的な相互扶助の精神を基調に發展して來た。最も民主的な姿、市民の公共心の顕現でもある。そして常に消防隊員諸君の近隣に對する犠牲心が働くところに尊さがある。

私は新しい民主日本の底辺に期待する所以はここにある。火事は秋田縣の名物と云ふ、あまり感心しないものだ。

新しい年の一生に受ける可能性のある災厄を拾いた物を見たことがある地震、暴風、火災、盜難、殺人、戦火等々凄惨を極めたものであつた。然し災害は勿論だが、天災もまた不充分であつても救濟の文明と政治の恩澤と云つて

新春のよき日

—永年勤續消防團員表彰—

縣に於いては永年に亘り消防團員として郷土防護の重大使命をよく果した次の永年勤續消防團員に對し表彰狀並に賞碑を授與しその功をたゝえた。

三十年以上勤續

氏名	名
關	秋田消防團
秋田市	廣治
能代市	阿部
平塚	隆吉
黒澤	市藏
花輪町	花輪
尾去澤町	尾去澤
大湯町	大湯
山瀬村	長野町
鹿渡町	井岡 忠一
藤一村	佐々木良二
船越町	醍醐村
川添村	佐藤 多一
大正寺村	兒玉惣太郎
本荘町	黒川村
象潟町	田中 慶吉
矢島町	貝塚金之助
〃	伊藤喜一郎
〃	岡部久兵衛
〃	蟹野村
〃	東成瀬村
〃	佐藤 菊松
〃	佐藤 東吉
〃	佐藤勝次郎
〃	佐藤繁松
〃	秋ノ宮村
〃	須川村
〃	高橋耕太郎
〃	佐藤忠夫
〃	佐藤喜平治
〃	横堀村
〃	伊藤三郎
〃	佐藤末五郎
〃	篠田 久一
〃	横根村
〃	笹子村
〃	小沼彌惣左衛門
〃	佐藤忠治
〃	佐藤喜平治
〃	横堀村
〃	伊藤三郎
北内越村	佐藤末五郎
〃	篠田 久一
〃	横手市
〃	佐藤
〃	佐藤
〃	佐藤

謹賀新年

秋田市消防長(兼署長) 坂本秀雄
土崎消防署長 伊藤千代吉
能代市消防長(兼署長) 小林佐一郎
横手市消防長 佐々木一郎
横手市消防署長 田武治
大館市消防長(兼署長) 小林定義
船川港町消防長(兼署長) 佐々木徹
五城目町消防長(兼署長) 石川兼吉
本荘町消防署長 湯田卯一郎
大曲町消防長 佐藤直治郎
藤田應次郎
角館町消防長(兼署長) 渡邊敬里
六郷町消防長 高橋誠一郎
六郷町消防署長 鷹觜庸造
湯澤町消防長事務取扱 舟田清一郎
湯澤町消防署長 高橋文太郎

秋田市(秋田)消防團長 小泉四郎
(土崎) 〃 藤井雄治郎
(新屋) 〃 穂積孝悌
能代市 消防團長 畠山兵治
横手市 〃 上野口鹿渡町
(横手) 消防團長 二ツ井町
(旭) 〃 檜山町
(鷹巣) 〃 池田豊司郎
(大館) 消防團長 渡邊網次郎
(釋迦内) 〃 泉隆三郎
鹿角郡 花輪町消防團長 淺利寛藏

本郡

毛馬内町 小坂町 大湯町 土崎港 尾去澤町 宮川村 高西佐藤幸太郎 卯吉 五城目町 船越町 船川港町 昭和町 北浦町 旭川村 外旭川村 飯島村 下新城村 上新城村 飯田川町 石井亮太郎 長谷川眞一郎 乳頭村 鷹巣町 扇田町 七二所町 米内澤町 花岡町 阿仁合町 大館市 北秋田郡 錦木村 柴平村 曙村 七瀧村 安兎戸村 谷保澤館村 田部亮寛一 于代治 安太郎 藤助 船川港町 南秋田郡 岩館村 八森村 目川村 澤橋村 常盤村 種梅村 粕毛村

下小阿仁村 上小阿仁村 落合村 成高橋長治 關長岐 富花桂 澤口村 七日市村 上大野村 下大野村 前田村 阿仁村 大澤直得治 御所野菊太郎 川添平村 戸米川村 種村 仁井田村 四ツ小屋村 豊岩村 濱田村 河辺郡 五十嵐竹松 藤治右衛門 喜兵衛 吉治 高梨村 南橋岡村 外小友村 内小友村 生保内村 神代村 四ツ屋村 藤木村 大川西根村 檜木内村 田澤村 西明寺村 中川村 雲澤村 清水村 白岩村 豊岡村 豊畑村 横屋村 堀田村 長信田村 横澤村 飯詰村 金澤西根村 平鹿郡

山庄司直治 大澤得治 御所野菊太郎 藤田直樹 鈴木 成工藤 小池林内 工藤澤 小山崎 三濱浦 保水坂 菊池 田口 見玉 鈴木 政治 龍三 重太 亦貞見 金之助 拓茂 民太郎 上岩川村 千代吉 勝幸一郎 長太郎 專太郎 齋藤琴村 富根村 鶴形村 金岡森 岳下岩川村 檜山町 鹿渡町 二ツ井町 上場村 荷内村 淺川村 濱田村 金澤隆 泉次郎 釋迦内 〃 鹿角郡 花輪町消防團長 淺利寛藏

本郡

上小阿仁村 下小阿仁村 落合村 成高橋長治 關長岐 富花桂 澤口村 七日市村 上大野村 下大野村 前田村 阿仁村 大澤直得治 御所野菊太郎 川添平村 戸米川村 種村 仁井田村 四ツ小屋村 豊岩村 濱田村 河辺郡 五十嵐竹松 藤治右衛門 喜兵衛 吉治 高梨村 南橋岡村 外小友村 内小友村 生保内村 神代村 四ツ屋村 藤木村 大川西根村 檜木内村 田澤村 西明寺村 中川村 雲澤村 清水村 白岩村 豊岡村 豊畑村 横屋村 堀田村 長信田村 横澤村 飯詰村 金澤西根村 平鹿

月刊　毎月15日發行

消防秋田

定価　1部8円
秋田市土手長町
發行所秋田縣消防協会
編輯發行人伊藤忠太郎

各地で志氣旺な出初式

永年勤續消防團員の表彰式も擧行

恒例の消防出初式は一月四日秋田市新屋地区を皮切りに全縣一斉に華々しく展開された。この日永年勤續消防團員の表彰式も並せ挙行され義勇消防團員日頃の労苦にむくいた。

秋田市

恒例による秋田市消防本部消防出初式は一月四日新屋地区を皮切りに一月五日土崎地区、一月六日秋田地区の三日間に亘り坂本本部勇壮なる消防隊の分列行進を終つて屋内に於て観閲官長外消防職員一六〇名、小泉、藤井、穂積、各消防團長、消防團員八一九名、ポンプ自動車一三台、各消防協會長から永年勤続者並び小学校、第二會場を役所前に火災現場功労者、火災早大通りとして消防團員三七十年以上の優秀消防員として平塚隆吉に二十年以上は真の照檢を受け長松町大通りに自動車ポンプを加へ愛の消防小唄さては各分團の自慢まで飛出して洵に盛況裏に各署所え駆付けそれ〴〵の式場に於て池田秋田縣知事、小嶋秋田縣民生部長、安部消防災害課長、田口秋田市議會議長外來賓多数をむかえ盛場秋田市長、坂本秋田市武場秋田市長、坂本秋田市土崎地區長を検閲官として区の三日間に亘り坂本本部勇壮なる消防隊の分列行進を終つて屋内に於て観閲官

消防専門研究部會設立總會

積雪寒冷地帯の消防施設
消防活動等を研究討議

秋田縣消防協会研究部會設立總會は二月六日午后一時より縣廳正庁に於て松野會長外部員三十余名出席の下に開催された。

松野會長の挨拶に引き續き協會事務局伊藤主事より設立経過報告あつて全員これを諒承議事に入つた。

○議事

一、役員の改選。部會長は規約第七條に依り松野會長に副部會長は中央より一名縣南縣北より各一名(内一名は國長)を選出することの動議が提案されこれが人選は會長の指名による七名の選衝委員により坂本秋田消防長、小林能代消防長、佐々木角館國長が夫々決定された

二、研究。議題として積雪寒冷地帯に於ける消防施設並びに消防活動の研究が採り上げられ各支部員より体験を通じての研究発表がなされ特に冬期間に於ける動力ポンプの始動、消火栓の整備策について熱心なる研究討議が行われこの問題は全般的にも研究されているこれが人選は會員の指名による七名の選衝委員により坂本秋田消防長、小林能代消防長、佐々木角館國長が夫々決定された

二、研究。議題として積雪寒冷地帯に於ける消防施設並びに消防活動の研究が採り上げられ各支部員より体験を通じての研究発表がなされ特に冬期間に於ける動力ポンプの始動、消火栓の整備策について熱心なる研究討議が行われこの問題は全般的にも研究されている

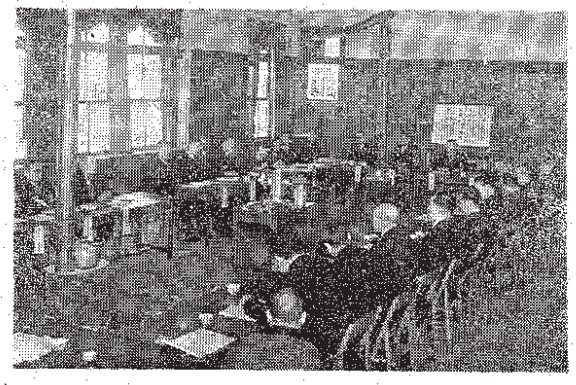

で本縣に於いてはその具体的面までは未だ研究されていないので廣く知識更に堀下げた研究討議を求むる意味に於いて秋すべく申合せ懇談会に移り田縣で二、三縣連合の研究会を開くとか他府縣に於ける研究會に出席するとか色々な方法により資料を集めて欲しい

旨要望あつて議事を閉じた

尚本研究議題については年度内にもう一度會を持ちたい

近代的な消防施設と出初式

東京横濱消防視察記

縣消防協会では本縣における、消防の改善、消防力の充実強化を図り知識を廣め防幹部一行と合流して京濱めるため六大都市中最指の線で一路横濱に向つたその消防先進地東京、横濱の消防見たり聞いたりした横濱の防視察を実施した視察員は消防実態をこゝに紹介する

小泉秋田、高橋雄勝、伊藤河辺、淺利鹿角、各支部長及び安部理事長外事務職員

等五名一月十三日出發し翌日朝上野に到着した、この時同一目的で上京した坂本秋田市消防長引率の秋田消防局員一行と合流して京濱の都市消防の雄姿を採つている向であつた、消防局は消防視察を実施した横濱の横から出来ている、消防署は九署それに三出張所から組織され出張所の多いことは日本一と誇つていた、消防吏員は定員一、四五三名、局並びに消防署、配置に対し感謝し寒さ冬季積雪の消防域法は未解決のまゝにあるので東北地方の冬季間に亦つている消防域法を教えて貰いたいと云う研究談話まで出てあつた。

当局の消防実態については阿部総務課長から懇切丁寧に説明あり、横濱の人口は現在一百一萬余で純然たる市消防の雄姿を採つている向であつた、消防局は総務課外六課及び、消防學校から出来ている、消防署は九署それに三出張所から組織され出張所の多いことは日本一と誇つていた、消防吏員は定員一、四五三名、局並びに消防署、配置

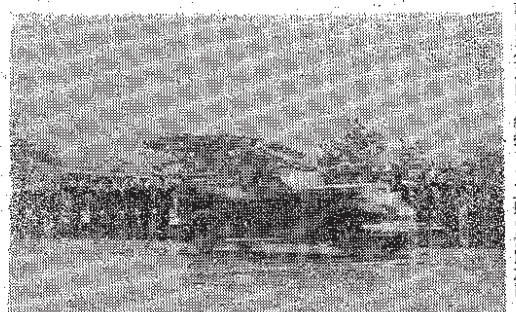

(関検員は隊員寫)

占めているが消防と云うことは市会議長や市會議員と一行は市会議長や市會議員と國と署の関係であるが國

であつた。

一、出初式

去に翌十五日の疲労をも忘れ一行早朝東京都消防出初式の見学に出発した、東京

(一面へつゞく)

の喇筒自動車は九〇台、それに救急車、送明放照車、作業車、乗用車合計一一五台と申されていた、一面義勇消防とする消防團は一三ケ國分團は九二分團、團員は現在七、八〇九名これに所属する喇筒自動車、ポンプ車一一八台外に自動ポンプ等一一八台外に自衛消防隊約一〇、〇〇〇人あつた、それに團長、副團長、分團長及び副分團長の六名と云つた態勢で海上は任期は四ケ年と市條例で規定されてあつた。

火に主なる施設としては

一、火災報知機の設置

二、消防一斉指令通信施設

三、消防無電通信施設

四、理化學研究所

五、分光分析所(燃焼物件の分施設)

等で全く一行は驚嘆せざる得ない状態であつた。

勿論本縣人口一三〇萬人の教育訓練を受けて銀え揚げたものが採用されている消防吏員であるからこれを鎮圧するには夫れ以上の力を整えることで、出動は五分以内で繰掛りので

縣の消防施設も刻々と近接

とについては消防署長に従属してやつているから當方は非常にスムスに行つているという話であつた。

勇消防とする手當は市の予算では支給していないが現在七、八〇九名これに消防協會から操作して一ケ年に一人三百円位は出ている

所属する喇筒自動車、ポンプ車の任務は飛火警戒と殺火の後任務が主で

尚本研究議題については年度内にもう一度會を持ちたい

旨要望あつて議事を閉じた

昭和二十七年一月中火災調

日	鎮火時刻	場所	原因	焼失物	住家	非住家	棟	死傷	損害額
一日	後七時二十分	鹿角郡毛馬内町	炬燵	住家	一棟				一、〇〇〇、〇〇〇(円)
二日	前二時四十分	山本郡藤目村	焜火	住家	二六	三			一、〇七三、三四〇、〇一〇
〃	後五時	大館市小館遍内村	放火	非住家	一			六	一、〇〇〇
四日	前二時	秋田市楢山	焜火	住家	二			六三	一、八〇一、〇〇〇
〃	前八時四分	北秋田郡綴子村	ストーブ	〃	一			二六	一、七八〇、〇〇〇
〃	後一時一〇分	平鹿郡山内村	弄火	非住家	一			五	三、八〇〇
〃	前十一時三十分	秋田市上中城町	焜火					四	三〇、〇〇〇
〃	後十一時三二分	秋田市仙北郡大曲	〃	住家	一			四	三〇、〇〇〇
五日	前十時四十五分	山本郡二ツ井町	調査中	〃				四	六、九〇、六〇〇
〃	六時三十分	北秋田郡十二所町	〃	住家	一棟	不詳			八〇〇、〇〇〇
六日	前七時三十分	山本郡藤村	殺虫飛火	住家	二			四	六六、六〇〇
〃	前〇時二十分	北秋田郡十二所町	焜火	住家	三			二	四、〇〇〇
〃	後十一時二七分	秋田市上中城町	〃						五、〇〇〇
〃	前十時四十五分	山本郡二ツ井町	調査中	〃				四	五、九〇、六〇〇
〃	前七時三十分	河辺郡豊島村	ローソク	住家	四			二	三六、〇〇〇
〃	後七時五五分	仙北郡花館村	焜火	非住家	二			三	三、〇〇〇
八日	前五時三十分	秋田市茶町	消壺	〃	一			二	四、〇〇〇
〃	前十時五十分	河辺郡大正寺村	ランプ	住家	一			五	二、三〇、四〇〇
〃	後五時四十分	山本郡金岡	調査中	非住家	一			四	一、〇〇〇
九日	前十一時三十分	北秋田郡山瀬村	焜火	住家	一			六一	一、一四〇、〇〇〇
〃	後二時三十分	北秋田郡花岡町	電熱機の過熱	非住家	一			三	一、三五、〇〇〇
十一日	後五時四十分	秋田市楢山	汽車飛火						
十二日	前五時三十分	秋田市亀ノ丁	取灰	非住家	一		一		一〇、〇〇〇
〃	前九時五五分	北秋田郡七座村	焜火	住家	一			二八	四〇、〇〇〇
〃	後八時三五分	仙北郡土川村	ストーブ	〃	一			一〇	一〇〇、〇〇〇
十四日	前二時四十五分	鹿角郡小坂町	調査中	非住家	一			一〇	四五〇、〇〇〇
〃	前五時三十分	平鹿郡十文字町	焜火	住家	一			三	二、三〇、〇〇〇
〃	後三時〇五分	雄勝郡廚形村	焚火	非住家	一	不詳			三〇、〇〇〇
十七日	前四時十三分	山本郡馬喰村	焚火	住家	一			二六	二、七〇、〇〇〇
十八日	後二時四十分	南秋田郡豊川村	消壺	〃	一			二〇	三六、〇〇〇
〃	後十一時三十分	南秋田郡昭和町	焜火	〃	一			一八	三〇、〇〇〇
二十三日	前十一時四十分	秋田市土崎港町	油引火	非住家	一			一〇	四〇、〇〇〇
二十三日	後十時五十分	秋田市土崎港町	機械過熱	〃	一			一	一、〇〇〇
二十四日	後九時三十分	由利郡東滝沢村	マッチ	住家	一				三、〇〇〇
二十七日	前十一時三十分	鹿角郡小坂町	焚火	〃	一			一〇	一〇〇、〇〇〇
三十日	後〇時十分	平鹿郡睦合村	焜火	〃	一			六	一〇〇、〇〇〇
三十一日	後三時五七分	横手市大町	焚火	〃	一				一、〇〇〇
即計	消	三十四件			二六五	三三	一	二六	一、〇四五、六七〇、〇一〇

春の服地大廉賣！

消防被服

甲種幹部服 黒サージ製各自寸法に依り調製美麗優々スタイル本位立襟製
甲種團服 黒純綿原手サージ及小倉地
乙種絆天股引 純綿厚手坐染鮮明堅牢
正帽 日本一流メーカー製 羅紗地・スタイル其他に遜色なし
略帽
改襟・附属品・共多少に不拘御用命下さい

近藤商店
秋田市茶町梅ノ丁(セントラル劇場向)

＼品質・共價格／
業界に輝く授産場製品
甲種消防服 調製
乙種絆天・股引
御一報次第係員参上致します
秋田縣社會福祉事業連合會
秋田授産場
秋田市西根小屋町上丁 電 3.516 3.714

營業種目
其の他事務用各種
防火ポスター
チラシ
レッテル
ポスター
株式
債券
出資券
賞状
秋田市田中町25
(松竹座隣り)
大木印刷株式會社
電 2.961

月刊　毎月15日發行

消防秋田

定価　1部8円
秋田市土手長町
發行所秋田県消防協会
編輯發行人伊藤忠太郎

會事常理通常

昭和二十七年度予算
總額參百貳萬八千圓
會則改正で特設消防隊員も會員に

昭和二十七年度秋田縣消防協会通常理事会は三月四日午後一時より秋田市志田屋に於いて松野会長外理事三十余名、来賓小島民生部長各地方事務所長等多数出席の下に開催された、松野会長の挨拶、事務局伊藤主事の昭和二十六年度事業の概況報告に引続き議事に入り一、会則改正　二、監事の推薦　三、昭和二十六年度歳入歳出追加更正予算　四、映写機の購入　五、昭和二十七年度歳入歳出決算　六、昭和二十七年度歳入歳出予算等重要案件を熱心に審議今後の本縣消防の画企的発展に努力すべく申合せ議事を終えたがその決定をみた諸事項は次の通りである。

明年度予算は支部活動助成に重點

昭和二十七年度消防協会補助壹百萬円を得たことで努力によるもので本縣消防予算に於いて特記されべきことは縣財政逼迫の折発展のため誠に喜ばしいことは歳入に於いて縣費から當局の消防に對する認識の深さを物語ると共に消防関係者のたゆまぬ熱意と聽なりが如何すべきか。

今日遠かに一貫した体系のもとに於いて消防の確立が必要であると論ぜられている所以のものも、関係者自身において強い意識を抱くとともに、この一日をして如何に有意義に、見舞三〇、〇〇〇水火災罹災園員の見舞三〇、〇〇〇災害防止協力者弔慰見舞金三〇、〇〇〇「防火思想普及費」

講習費　五六、五〇〇、〇〇〇
消防大會費　四〇、九九七、〇〇〇
研究會費　二〇、〇〇〇、〇〇〇

は事業費として六、〇六六助成にあることで從來とも千円が計上され特に表彰費すれば末端に滲透を缺く俱、防火思想普及費、消防講習費、消防大会費、消防研究部によって活潑に行われる習費、消防研究部会費等に重點が置かれるもので今後大いに期待されその内容が支部活動の育成するところである。

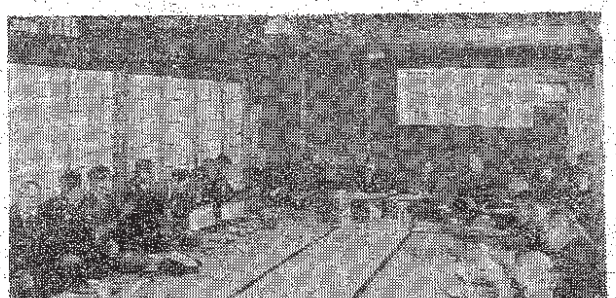

主張　消防記念日を迎えて

三月七日は消防記念日で來たことは、市町村消防関係者の努力であると自負し自治消防として市町村の生活安定を基礎とするものであることは申すまでもなく、実に四年の歳月を經るに至った。その間、消防組織法並びに消防法の改正によって、たゆまないことであって、消防単に、消防だけの狭域消防態勢の充実如何は直接損害から火災予防、危險物取締に影響するとも自明の理その他を含む廣域消防えとなる。自治消防の責任者一員としてかゝる重要問題である市町村においてその運動展開について決し○△防火予防組合結成奨勵は理論的まで知識、経験の欠乏に基因しまかしておられる管のものの運の強い推進力等があるいはいのであって、消防とは云え、よく地方財政の困窮、物資の不足、消防に對する一般の認識不足等をして極度に不要な狀態のまで放置し、消防体勢の完備はおろか、その後退の危

備えを抱かせるものなきを防の儀礼的祭日ではなく、欲しないものがあるとすれば、由々しいことであり、また經験であるとは云い切れないことである。斯る事極めしめ、認識を深めよう、また消防関係者のみの反省の日でもない、國民全般を して大きく消防の実体を見る一大國民運動の日で部又は分會の連合大會表彰聽なりが如何すべきか。

今日遠かに一貫した体系のもとに於いて消防の確立が必要であると論ぜられている所以のものも、関係者自身において強い意識を抱くとともに、この一日をして如何に有意義に、見舞三〇、〇〇〇水火災罹災園員の見舞三〇、〇〇〇災害防止協力者弔慰見舞金三〇、〇〇〇「防火思想普及費」

講習費　五六、五〇〇、〇〇〇
消防大會費　四〇、九九七、〇〇〇
研究會費　二〇、〇〇〇、〇〇〇

消防記念日は、ひとり消防が警察から分離され、所謂自治消防として市町村の生活安定を基礎とするものであることは申すまでもなく、実に四年の歳月を經るに至った。その間、消防組織法並びに消防法の改正によって、たゆまないことであって、消防単に、消防だけの狭域消防態勢の充実如何は直接損害から火災予防、危險物取締に影響するとも自明の理その他を含む廣域消防えとなる。自治消防の責任者一員としてかゝる重要問題である市町村においてその運動展開について決し○△防火予防組合結成奨勵は理論的まで知識、経験の欠乏に基因しまかしておられる管のものの運の強い推進力等があるいはいのであって、消防とは云え、よく地方財政の困窮、物資の不足、消防に對する一般の認識不足等をして極度に不要な狀態のまで放置し、消防体勢の完備はおろか、その後退の危

消防記念日は、ひとり消防関係者のみの反省の日でもない、國民全般を して大きく消防の実体を見る一大國民運動の日で部又は分會の連合大會表彰聽なりが如何すべきか。

今日遠かに一貫した体系のもとに於いて消防の確立が必要であると論ぜられている所以のものも、関係者自身において強い意識を抱くとともに、この一日をして如何に有意義に、見舞三〇、〇〇〇水火災罹災園員の見舞三〇、〇〇〇災害防止協力者弔慰見舞金三〇、〇〇〇「防火思想普及費」

講習費　五六、五〇〇、〇〇〇
消防大會費　四〇、九九七、〇〇〇
研究會費　二〇、〇〇〇、〇〇〇

事業費の主なる内容

「表彰費」　△永年勤続及功勞者表彰一三九、〇〇〇△火災予防功勞園表彰△支部又は分會の連合大會表彰聽なりが如何すべきか。

「弔慰載済費」　△公務災害の弔慰見舞六〇、〇〇〇△在職中の弔慰見舞三〇、〇〇〇△水火災罹災園員の見舞三〇、〇〇〇災害防止協力者弔慰見舞金三〇、〇〇〇「防火思想普及費」

△防火講演開催五〇、〇〇〇△防火予防組合結成奨勵七一七、二七四六一歳歳出高一、一三五、七五七四参拾錢決算度繰越五八一、二〇〇、〇〇〇△七〇四三一錢で次々理事会

「消防講習費」　△短期講「歳入之部」　財産收入　七、五二三、四〇〇

○「消防大會費」　△全縣消防大會開催七〇、〇〇〇△全國消防團長大會費七〇、〇〇〇△ポンプ操法大會費一二〇、〇〇〇「慰霊祭費」四三、五〇〇「消防新聞發行費」三二〇、八〇〇「消防研究部會費」△部會費四二、〇〇〇△研究調査費六一、〇〇〇「消防ポンプ性能検査費」一四〇、〇〇〇「災害補償協会結成促進費」二〇、〇〇〇「特殊消防指導訓練費」三〇〇、〇〇〇「機械器具斡旋費」五〇、〇〇〇

防火宣傳用弘報活動に映寫機購入

昭和二十六年度追加更正予算は追加更正額三五五、八四〇で歳出の主なるものは三月七日の消防記念日行事費として一九六、〇〇〇防火宣傳用映寫機及附屬品購入費として二九〇、〇〇〇が夫々議決をみた。尚消防記念日行事費中一五〇、〇〇〇は各支部活動助成費で又映寫機購入は消防新聞の發行と共に協會弘報活動に一段の拍車をかけるものとして大いに期待される。

昭和二十五年度消防協會歳入歳出決算

昭和二十五年度消防協會歳入歳出決算は歳入高一、一三五、七五七四六一歳歳出高一、一三五、七五七四参拾錢決算度繰越五八一、二〇〇、〇〇〇△七〇四三一錢で次々理事会の承認を得た。

「消防講習費」　△國消縣講習等受講助成四五、〇〇〇

昭和廿七年度消防協会予算

「歳入之部」

財産收入	入金	5,000
分擔金	分擔金	1,323,500
補助金	補助金	1,000,000
繰越金	繰越金	100,000
雜收入	雜收入	50,000
	計	600,000
		3,028,500

「歳出之部」

會議費	會議費	140,000
事務費	事務費	561,730
事業費	事業費	2,006,300
會計費	會計費	179,000
予備費	予備費	60,000
	計	21,470
		3,028,500

分擔金　一、二八一、六七六、〇〇〇
補助金　三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
繰越金　二、二一、一七〇、二一七
雜收入　六、六五八、〇〇〇
計　一、七一七、〇二七、六一一

「歳出之部」

事務費　一、八八、四七一、三〇〇
分擔金　一、六二二、三九〇、〇〇〇
會議費　八四、六三四、〇〇〇
事業費　五五七、一二二、〇〇〇
表彰費　二、二三、七九五、〇〇〇
弔慰載済費　一一、八〇〇、〇〇〇
防火思想普及費　四七、三七〇、〇〇〇
講習費　五六、五〇〇、〇〇〇
消防大會費　四〇、九九七、〇〇〇
研究會費　二〇、〇〇〇、〇〇〇

△第七條の役員に會計監査二名を置くことを規定したこと。

△第五條第一項の正會員中に支部長の推薦に依り常任理事會の承認を得た特設消防隊(隊)員を加えたこと。

△第六條の役員に會計監査

今回の会則改正は字句が適常を缺いているものの並に

協會運営上に於いて必要とせる役員選任等を規定せるもので主なる改正事項は次の通りである。

△第五條第一項の正會員中に支部長の推薦に依り常任理事會の承認を得た特設消防隊(隊)員を加えたこと。

△第六條の役員に會計監査二名を置くことを規定したこと。

(豊岡)武藤理事提出

この問題は自治体である町村自体の問題であるが、各町村議會議長相當額とする町村議會議長相當額とすること。

(豊岡)武藤理事提出

会則改正により特設消防隊員と同一に会員として取扱うことになるため小坂、花岡鑛山特設消防隊長である鹿角郡消防隊長が会員となる。

二、昭和二十八年度歳入予算の財源について

(事務局提出)

歳入の大部を示める各支部分擔金の納付狀況が悪く協会活動に重大なる支障を来たし居ることが明かにされ町村議會議長相當額とする力が望まれた。

三、各町村團長の交際費を食つてみるが如き等で飯を食うようなわけにはいかない。日本に生れて、日本村自治体の問題であるが、我々にはやっぱりそれに國民に於いて個々折衝することゝ同じ協会事は依頼書面を出すことに決定。

△第十一條の常任理事は各支部長の外常任理事会に於いて推薦したるものとその選任の範圍を擴げたこと。

△第十二條に會計監査は理事会に於いて互選し會務の執行状況及び會計を監査する意見の開陳があった。

△第三十三條に協会内に消防專門研究部會を置き消防上必要な知識と研究を行うことを規定したこと

協議事項

一、特設消防隊の入会承認について(事務局提出)

会則改正により特設消防隊員は市町村の財政的困難に鑑み一般市町村消防團員と同一に会員として取扱うことになるため小坂、花岡鑛山特設消防隊長である鹿角郡消防隊長が会員となる。

二、昭和二十八年度歳入予算の財源について

(事務局提出)

消防私語

△三月七日は消防記念日である消防組織法が施行され消防の責任と權限が市町村自治体に移つてから丁度滿五年になったという譯である。この間消防施設は市町村の財政的困難にもめげず着々整備擴充され市内のどんな僻村遠地にいつても赤い衣袋で景氣よく走つている自動ポンプをみることができる。これで火事がなければ消防記念日も萬々才であるが現実は仲々そう簡単に問屋を下ろしそうもない最も意義ある記念日の當日でさえも縣内で四件おも記録している。

△近頃生煙氣に洋食などを食つてみるが如きも等で飯を食うようなわけにはいかない。日本に生れて、日本村自治体である町村の問題であるが、我々にはやっぱりそれに國民に於いて個々折衝することゝ同じ協会事は依頼書面を出すことに決定。

△第十一條の常任理事は各支部長の外常任理事会に於いて推薦したるものとその選任の範圍を擴げたこと。

△第十二條に會計監査は理事会に於いて互選し會務の執行状況及び會計を監査する意見の開陳があった。

△第三十三條に協会内に消防專門研究部會を置き消防上必要な知識と研究を行うことを規定したこと

消防施設強化需用額貳億參千萬圓
起債を望むもの壹億八千万圓

昭和二十七年度に於ける各市町村の消防施設強化に要する経費及起債需用額調を取纏中であったがこの度集計出來たのでこれを國家消防庁に送付起債の枠増額獲得のため猛運動することゝなった。

倘起債の許可は車庫と自動車ポンプの購入を重點的市將軍野の消防講習所に於いて実施することゝなったがその要綱は次の通りである。

一、期間　自四月一日　至四月三十日
二、場所　縣では消防技術向上を目途として四月一日から一ケ月間消防機械科講習を秋田実地、千秋公園二の丸及び運転免許試験場学科、秋田縣消防講習所の購入を考える。それが自町村の道路や水利、更のそに財政等が悪来の維持に萬全を期するよう申合せがあった。

資格　法規と機械工学を充分に理解出來るものに行き届いた研究はない、ので市町村消防吏員から新しい内乗ポンプ購入を希望する向が多くなつてから冒下垂が多くなつてヨロ〜〜の日本人が出來上ったと或医学博士が発表していた。消防機械の設備と云えば先ず自動車喞筒の購入を考える。それが自町村の道路や水利、更のそに財政等が悪来の維持に萬全を期するよう申合せがあった。

△尺棒をキュウとゞめていた頃は頭に力が這入つて

△尺棒をキュウとゞめていた頃は頭に力が這入つて

(つゞく)

春季防火運動

「四月十日から十六日まで一週間」

昭和二十七年度春季防火運動の実施に関して、このし風も強い日が多くなるのほど秋田縣民生部長から各市長、地方事務所長宛別項のような通知が發せられたので入山者の焚火、煙草の取扱の處置等火災の原因と懸念される各市町村における消防の充実強化を期待に再検討を加え、大火災の発生を防止に努めるとともになお一層防火思想の普及徹底に努力致されたいと強く要望している。

一、今回は、大火の絶滅に八、実施計画は三月末日重點をおき、大火は、現在で消防災害調査表宛送付のこの市町村消防力の実情からして、一度惹起件下に出火すると大火となる公算極めて大きいが、その初期は、小火であることから一般には、特に火災予防の徹底を期するよう指導すること。

二、大火は深夜に多く発生するから一般には小鐘時、勤務時における火の仕末及び消火用水の準備等をなすことを主眼とし、併せて消防態勢を強化し火災による損害の縮減を図ると共に社会不安を除去し、もつて平和秋田建設の一助たらしめにあつては特にこれが対策ようとするにある。

一、実施期間、昭和二十七年四月十日（木）より十六日迄

四、これからは、子供の火遊びによる火災が多くなる

二、実施地域　秋田縣一円

三、実施事項

A 鄙において行う事項

1 新聞袋表

2 ラヂオ放送

3 慶報車及びその他の車輌による街頭宣傳

4 座談会

5 ポスター、ビラの配布

6 チラシの散布

7 立看板、横断幕による宣傳

8 ポスター、標語、作文の懸賞募集

9 火災消防統計の頒布

10 市町村の行う防火運動の展示

B 市町村において行うもの

1 地の実情に適するものを考究選擇して実施せられたい

（イ）運動実施計画の策定必要資料の作成

（ロ）消防力に再検討を加え悪條件下における火災に対處し得るようその整備充実を図る。

（ハ）幹部による消防計画の検討会を開き、特に消防上危険区域に対する計画を再検討するとともに、その区域内の住民に対しては、特に火災の予防の徹底を期せしめる。

2 宣傳

（イ）座談会、講習会、映画会、演劇等による宣傳

（ロ）消防機関の日常生活及び消防訓練を公開して一般に消防を認識させる。

（ハ）少年消防クラブの集いの日少年消防隊の編成

少年消防研究会の開催

（ニ）婦人防火座談会、一日婦人消防隊の編成その他

（イ）火災予防組合の民主的結成促進

（ロ）少年夜警団の民主的結成促進

（ハ）少年消防クラブの民主的結成促進

（ホ）ポスター、ビラ等印刷物及び立看板、横断幕、懸垂幕、アドバルン等による宣傳

（ヘ）火の見櫓、望楼等を利用する宣傳

（チ）紙芝居、幻灯等による宣傳

（リ）興業場、映画館、百貨店等による宣傳、特に興業場に於ける幕間利用講演

（ヌ）鉄道の協力（擦摩機利用）による宣傳

（ル）学校と連絡して消防に関する自由画、作文、書方等の展示会を開いて父兄に覆覧させる。

（ル）消防隊（職）員による街頭宣傳

3 教育

（イ）出火通報の要領、初期防火要領、消火器の取扱

最大放水量を釣上げて製作宣傳されているために使用する側の消防には此点にも大きな憾みがあつたのである。

農村消防は道路の悪條件からエンジンの走行力より起伏に対する丈夫なエンジンと車体がほしいものである。

消防は一度水が出たら待つたなしの勝負であり、ナシト一つでも脆んだら大変なことになる空中の飛行機と同じ活動ある消防エンジンは、ポンプに比較して格段に高つと正しい堅実な頑強なものが製作してほしいものである。

一度勝入せば先ず二十年位は安心して使える消防が欲しいものである。

本来は名実共に「我が日社會の福祉、民生の不安除去に默々として日夜を分たず其の任務に精進する崇厳なる姿を見よ。

此の名誉ある国体に居りて、斯く親じ来るとき訓練の賜物として世界に冠たる消防隊は世に謂う「犠牲隊」の異型ではあろうが同時に栄誉輝く、傳統を奉戴する唯一の国体であるが故に、屬する消防人は扱しく其の名誉を誇り得るのみならず金々自信と自負に身の引き締まる思いをする。

つこそ完璧を期せられるのぬ。

「俺は消防である」と云う誇りを持ち前進せよ！と絶叫する所以も茲に存するのである。

（一面より）

のものを市町村長から推薦されたものから選衡して決定する。

四、費用　講習に要する一切の費用は一切徴収しないが主食と副食物は各自弁辺の事。

五、講習科目及び時間

イ、動軍操縦訓練六四時間

ロ、交通関係法令二八時間

ハ、消防機械学六時間

ニ、消防水力学七時間

其の他消防運用、保存取扱法、消防法令、消防物理吸、放水訓練等ついて消防技術員として必要な智識を授けるものである。

そして地域の信頼と住民の信頼と親情を高ち得る消防団は成長し、発展し、任務の完遂が約束せられる。

防火思想の普及、警火精神の培養等多の課せられた任務が用消に従の実を結ばれ常に「消すより出すな」、不幸害災の発生を見たとしても、「消防が来た、もう大丈夫だ」との信頼感は爾後の消防活動には如何に強力な推進力となるものか、現場を踏めば踏む程其の感を深くするものである。我々は此の「すべては訓練に発する」てう教訓を三省し、常に教養に或は職術に之を生かすべく努力することが使命であり、そして義務であると銘

ポンプの豫防

本荘町消防本部　佐藤　直治郎

消防用の内燃機関には高えばエンジンの不調が大きな度の性能にくるいのないよく懐まれる。一流メーカンジンが必要であることは一のポンプ会社の製作ならば二十年位はポンプに多少の能力は低下しても何等支障ないと思う又耐寒耐熱に対するロンや一〇〇ガロンの放水量する保温と冷却装置も消防員が低下しても熱湯実体に関にはあまり知られていない有効な放水をやつていれば宜しく、之も指導が足らないとポンプ圧力にはそれほど心思う。消防團員のポンプは配を感じない、それより熱も起因する消防ポンプに関先ず冬の零下五度程度の氣候実体に対する放水は三分する組立はエンジンとポンプに比較して格段に高

ポンプの性能にくるいのないよく懐まれる。一流メーカンジンが必要であることは一のポンプ会社の製作ならば二十年位はポンプに多少の能力は低下しても何等支障ないと思う又耐寒耐熱に対するロンや一〇〇ガロンの放水量する保温と冷却装置も消防員が低下しても熱湯実体に関にはあまり知られていない有効な放水をやつていれば宜しく、之も指導が足らないとポンプ圧力にはそれほど心思う。消防團員のポンプは配を感じない、それより熱も起因する消防ポンプに関先ず冬の零下五度程度の氣候実体に対する放水は三分する組立はエンジンとポンプに比較して格段に高つと正しい堅実な頑強なものが製作してほしいものである。

一度勝入せば先ず二十年位は安心して使える消防が欲しいものである。

農村消防は道路の悪條件からエンジンの走行力より起伏に対する丈夫なエンジンと車体がほしいものである。

消防は一度水が出たら待つたなしの勝負であり、ナシト一つでも脆んだら大変なことになる空中の飛行機と同じ活動ある消防エンジンは、ポンプに比較して格段に高つと正しい堅実な頑強なものが製作してほしいものである。

錬磨

由利地方事務所　民生課長　高貝一郎

本来は名実共に「我が日社會の福祉、民生の不安除去に默々として日夜を分たず其の任務に精進する崇厳なる姿を見よ。

此の名誉ある国体に居りて、斯く親じ来るとき訓練の賜物として世界に冠たる消防隊は世に謂う「犠牲隊」の異型ではあろうが同時に栄誉輝く、傳統を奉戴する唯一の国体であるが故に、屬する消防人は扱しく其の名誉を誇り得るのみならず金々自信と自負に身の引き締まる思いをする。

つこそ完璧を期せられるのぬ。

「俺は消防である」と云う誇りを持ち前進せよ！と絶叫する所以も茲に存するのである。

（一面より）

のものを市町村長から推薦されたものから選衡して決定する。

四、費用　講習に要する一切の費用は一切徴収しないが主食と副食物は各自弁辺の事。

五、講習科目及び時間

イ、動軍操縦訓練六四時間

ロ、交通関係法令二八時間

ハ、消防機械学六時間

ニ、消防水力学七時間

其の他消防運用、保存取扱法、消防法令、消防物理吸、放水訓練等ついて消防技術員として必要な智識を授けるものである。

協立式強力

大型　約八五馬力　六〇〇ガロン
中型　〃　四五〃　四〇〇〃
小型　〃　二五〃　二〇〇〃

絶對安心して頂ける　責任保証付
高性能　中型ポンプ完成
製作中の工場設備を御覧願います

能代市畠町追分（市消防署裏）
株式会社　協立製作所
電話能代四一八番

——消防界に放つ水素爆弾——

トーハツ消防ポンプ

新型10馬力／5馬力／二種出現！

性能	機関馬力	10馬力水冷式	機関馬力 5馬力 空冷式
	放水圧力	8.0ポンド	放水圧力 7.5ポンド
	ノズル径	3/4″ 6分	ノズル径 5/8″ 5分
	放水量	150ガロン	放水量 100ガロン
	吸水高	28尺	吸水高 28尺

御照會乞ふカタログ送呈す

手曳台車附消防團御用

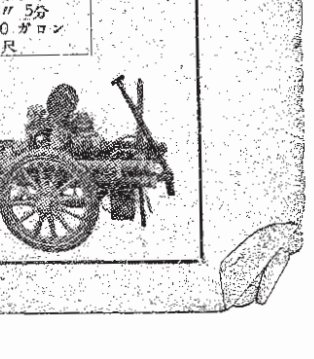

代理店　高義商會

雄勝郡川連町　電話（川連）16番
秋田市川反二丁目　工藤幸吉電話3178
南秋田郡天王町　田伸工業所　電話53

三月七日消防記念日

各地に多彩な行事

消防組織法が施行され企期的な自治消防として発足以来四度目の消防記念日を迎えたこの日講和條約締結も明日にひかえ全縣消防人の心は初春のそれの如く驛動し、天も吾れらが記念日を祝福するが如く陽光燦と輝き寒氣と義勇に満ちあふれた多彩な消防行事が晴天の下に縣内各地で華々しくくり展げられた。

秋田市

秋田市消防本部では消防組織法施行第四回記念の行事は非常時火災の綜合訓練と記念式とに分け華々しく挙行した。

訓練召集のサイレン吹鳴と共に秋田縣庁食堂より田町村住民の生命財産を災害署並びに秋田消防団出場、土崎消防署の應援出動の下双肩にあるをもつて縣都秋田市民の消防として市民の最少限度に防圧す、各分団敏捷と信頼を更に一段と昂揚して警戒にあたつた。

当日演習参加人員約五百市消防本部長の訓示あつて五十名その勇そうなる狀況は秋田放送局の録音班の派遣により收録された。次いで秋田市役所前に於て記念式が挙行され其の席上火災早期発見者及び消防功労者に栄ある表彰狀、感謝狀が授与され武瑞秋田市長、小坂本秋田市消防本部長、泉秋田消防團長より、それぞれ表彰(賞金一萬円)

(小畑助役代理)は消防組織法の根本精神にのつとり市長表彰(賞金一萬円)

◎無火災功労防火地區

◎能代市火災予防功労防火地區

第五防火地區　平澤興三

代表區長　佐藤　榮治

◎火災予防功労防火地區

第一區防火地區

代表區長　長山直治

◎他六區代表六名(以下省略)

消防長表彰(賞金二千円)

◎二年連続無火災組合

第一防火地區上町外

以上代表　長山直治

第二防火地區後町外

十二町

以上代表　安藤彌太郎

第三防火地區雲町外

十五町

以上代表　佐藤喜一郎

第四防火地區柳町外

十一町

以上代表　村井亀太郎

第五防火地區鑑沼町外十二町

以上代表　鎌谷清治

第六防火地區向能代外二十町

以上代表　赤塚新五郎

第七防火地區鉄道官舎外十一町

以上代表　松橋勘助

◎一年無火災

泉吉治外五名

感謝狀贈呈

◎貯水池築造協力

能代市竹生火災予防組合長　佐藤　榮治

須田火災予防組合長　熊谷治太郎

◎消防協力者

三共金物店

金平　儀郎

能代市

能代市では午前九時から市會議室において次の次第により記念式を挙行、席上過去二ケ年にわたり無火災を持続している火災予防組合並びに二十六年中の無火災地區に對して表彰狀と金一封を贈つた。

一、表彰狀授與

一、市長告示

一、小林消防長、畠消防團長、京火災予防連合會長の挨拶

一、來賓土田地方事務所長、彰本市議會副議長堀端保安委員長の祝辞

一、消防警、消防團の萬歳三唱

一、火防連合會萬歳

大館市

第四周年の消防記念日を迎えた大館市消防本部の消防行事は、早朝の夢を破つ以上代表　長山直治

第二防火地區後町外

鳴渡り、午前八時全員消防

本部へ集合して點檢、觀閲説明、消防歌齊唱して式を意義ある消防記念行事を終

(寫眞は盤越町少年夜警團のよい子達)

行い市民を監目せしめた。

午后一時より公民館に於て火宣傳等実施。

船越町

船越町では午前七時半を期してサイレンによる團員の非常呼召を行い各家庭の火の元檢査、消防團長より所屬長への出動訓練、防火宣傳等実施。

鷹巣町

各家庭の火の元檢査、道路の除雪作業、放水試驗、

昭和町

各家庭の火の元檢査、常備消防部の出場訓練、除雪街頭宣傳、用水、機械器具作業、反省座談會等を実施の點檢を実施。

矢島町

予防査察、火の元檢査、

以上勤続し功労顕著なる秋田消防署消防司令補高橋石五郎外一五四〇名に對し勤続章を授與して表彰した。

(四)昭和二十六年十一月三日文化の日において火災予の防功績顕著なりとして縣から表彰された北秋田村火災予防組合外三十八ケ組に對し金一封の副賞を贈つて賞した。

(五)同日鮎川港町二井山農業三浦許吉に對し火災の延焼防止の功労顕著なりとして金一封を贈つてその功労を表彰した。

(六)同日秋田消防團牛島分團長堀井小之助に對し火災の早期発見、初期防火の功労について金一封を贈つてその功労を表彰した。

(七)同年十二月一日八森村消防團第三分團副分團長成田伊助外一名に對し自家の氣燃を顧みないで消防活動に挺身した功労について金一封を贈つて表彰した。

(八)昭和二十七年一月一日縣下消防團員(消防職員を含む)にして十年

(四)國家消防協會開催の消防講習受講生秋田消防署消防司令補高橋石五郎外一五四〇名に對し助成した。

(五)消防視察

(一)昭和二十七年一月十四十五両日東京、横浜の消防施設並びに出初式、安部理事長、伊藤主事等五名視察を行い多大の收獲を得て歸縣した。(その狀況は消防秋田第十一號紙上を以て報告した)

消防大會

(一)昭和二十六年八月二十二日大館市において全縣消防大會を開催し參會者二百二十名全る協議事項次のとおり活潑なる質問意見熱烈なる宣言決議眞剣なる研究發表等をつて、極めて盛會裡に終了した。

イ、消防教育が指導及び消防協會の運營について

ロ、消防團員の災害補償

ハ、制度の活用について

ニ、水防計画について

ホ、器材消防の强化について

ヘ、腕用ポンプの動力化について

(四)昭和二十六年十一月三日文化の日において火災予の防功績顕著なりとして縣から表彰された北秋田村火災予防組合外三十八ケ組に對し金一封の副賞を贈つて賞した。

(四)同年新日歳始に當り防火の新聞紙告、街頭放送並びに各地へ出張して火災の予防警戒に努めた。

(二)防火宣傳用フィルムを購入し新室町村の串田によりこれを貸與して防火の宣傳に努めている。

(三)同年新日歳始に當り防火の新聞紙告、街頭放送並びに各地へ出張して火災の予防警戒に努めた。

輝く表彰

表彰旗　院内村消防團

表彰狀　船川港町消防團

同　毛馬内町消防團

功績章

秋田消防團

團長　小泉　四郎

船越町消防團

團長　安田惣太郎

横手市消防團

團長　山本　三郎

表彰狀

大館市消防團

團長　渡部　柳次

湯澤町消防團

團長　高橋文太郎

西馬音内町消防團

副團長　柴田　榮助

角館町消防團

團長　佐々木賢一

川添村消防團

團長　伊藤　鑑治

土崎消防團

副團長　伊藤鉄五郎

勝本村消防團

團長　澤田　卯吉

秋田消防團

副團長　阿部　廣治

一日市町消防團

團長　小野新次郎

大川村消防團

團長　八柳千代吉

森岳村消防團

副團長　岳田　喜市

金浦町消防團

團長　鳥山榮太郎

瑞川村消防團

團長　佐々木政綱

刈和野町消防團

副團長　小笠原敬治

十文字町消防團

團長　佐藤　俊助

藤木村消防團

團長　高橋茂八郎

雲澤村消防團

團長　石郷岡辰之助

岩見三内村消防團

團長　佐々木太助

下川沿村消防團

團長　柴田　福治

尾去澤消防團

團長　高形　卯吉

下浜村消防團

團長　中津川萬之助

昭和町消防團

團長　菅原直一郎

以上

昭和二十六年度消防協會事業報告

協會事務局

消防組織法の実施による消防制度の未曾有の大改革に伴うて發足した縣消防協會は、縣の消防行政と表裏一体となつて防火思想を普及し消防施設の改善と消防活動の促進强化に努めているが平素縣民各位の絶大なる御援助と御協力を得て事業の実績も漸次擴張しその成果を挙げつゝあるは縣消防界のため御同慶に堪えない次第であります。こゝに昭和二十六年度事務並びに事業の概況を報告して今后一層の御指導と御協力を願いたい。

◎事業の概況

1. 表彰

(一)昭和二十六年三月十三日縣庁會議室において日本消防協會から優良消防團員として藤井土崎消防團長外二十三名に對し表彰された。表彰狀の傳達式と挙行してその功績を賞した。

(二)昭和二十六年五月十二日縣において優良少年夜警團並びに防火作品入選者の表彰式を挙行するに當り受賞者二十四名に對し副賞を贈つてその功績を賞した。

(三)昭和二十六年八月十一日豊岩村農業佐藤齊外一名に對し火災の早期発見初期防火に盡力した功労について金一封を贈つて表彰した。

2. 弔慰救済

(一)昭和二十六年九月六日毛馬内町消防團班長勝田藤次郎の殉職に對し金貳萬の弔慰金を贈つて弔意を表した。

(二)同年庁中荷上場村消防團長菊地藤兵工外八十三名に對し弔慰金或は傷痍罹災見舞金を贈つてそれぞれ弔慰又は感謝の意を表した。

3. 防火思想の普及並びに指導

(一)四月並びに十月の定期防火運動実施に對り縣と共催で防火座談會の開催防火宣傳用のポスターの作成配付、新聞廣告或は実施指導者勵等防火思想の普及宣傳並びに指導に努めた。

(二)同年十一月廣角郡花輪町において開催された農民祭の機會に縣と共催で防火展を開催し消防知識の啓蒙並びに防火思想の普及に努めた。

(三)防火宣傳用フィルムを購入し新室町村の串田によりこれを貸與して防火の宣傳に努めている。

(四)同年新日歳始に當り防火の新聞紙告、街頭放送並びに各地へ出張して火災の予防警戒に努めた。

4. 講習

(一)昭和二十六年度中縣において開催した消防幹部講習の受講生資口村消防團長清水正太郎外七十五名並びに機関科講習受講生能谷一雄外二十四名に對しそれぞれ助成した。

(二)昭和二十七年二月中縣と共催で日本消防協會業原講師を招聘して縣南、縣北、中央の三ケ處において二日間の短期消防幹部講習會を開催し各分團共予想以上の出席あつて大なる成果を收めた。

(三)同年中各支部において開催されたポンプ操法講習に對し助成した。

(四)國家消防協會開催の消防講習受講生秋田消防署消防司令補高橋石五郎外一名に對し助成した。

5. 消防視察

(一)昭和二十七年一月十四十五両日東京、横浜の消防施設並びに出初式、安部理事長、伊藤主事等五名視察を行い多大の收獲を得て歸縣した。(その狀況は消防秋田第十一號紙上を以て報告した)

6. 消防大會

(一)昭和二十六年八月二十二日大館市において全縣消防大會を開催し參會者二百二十名全る協議事項次のとおり活潑なる質問意見熱烈なる研究發表等をつて、極めて盛會裡に終了した。

イ、消防教育が指導及び消防協會の運營について

ロ、消防團員の災害補償

ハ、制度の活用について

ニ、水防計画について

ホ、器材消防の强化について

ヘ、腕用ポンプの動力化について

(四)昭和二十六年十一月三日文化の日において火災予の防功績顕著なりとして縣から表彰された北秋田村火災予防組合外三十八ケ組に對し金一封の副賞を贈つて賞した。

(四)同年新日歳始に當り防火の新聞紙告、街頭放送並びに各地へ出張して火災の予防警戒に努めた。

(四)昭和二十六年十一月三日文化の日において火災予の防功績顕著なりとして縣から表彰された北秋田村火災予防組合外三十八ケ組に對し金一封の副賞を贈つて賞した。

(四)同年新日歳始に當り防火の新聞紙告、街頭放送並びに各地へ出張して火災の予防警戒に努めた。

へ、その他拾数件

7 研究

(一)昭和二十六年十月十八日專門研究會の設立準備を開催し會則審議その他について協議した。

(二)昭和二十七年二月六日縣連會議室において專門研究部會の設立總會を開催し會則並びに役員を決定し特に積雪寒冷並びに石油地帶としての消防施設及び消防活動について研究された。

8 消防新聞の発行

昭和二十六年一月より毎月十五日消防新聞「消防秋田」一千部二十七年一月より參千部を発行し消防團幹部その他へ無償配付し消防知識の啓蒙と防火思想の普及宣傳に努めている。

9 性能検査と実施

消防ポンプの整備充實を図るため機械の性能検査の申出であった町村には臨時嘱託技師を派遣し性能検査を実施し機械力の強化に努めている。

10 其の他

(一)昭和二十六年九月二十八日皆森市において北海道東北七縣消防協會連絡會議開催の際に本會より松野會長、小泉、渡邊副會長出席し提出協議事縣は次のとおりでこれが実現に最善の努力を拂わ

イ、起債並びに國庫補助額の増額について

ロ、消防費創減に對する阻止運動について

ハ、全國消防協會長會議における決議事項の実現方並ねて陳情の件

(二)消防資材強化のため消防用ホース、吸管、サイレン、消火器その他の資材斡旋している。

三、國員の災害補償について

四、ポンプの性能検査実施について

五、その他務件

(それぞれ決定して理事會へ提出することにした)

(六)理事會

昭和二六、一一、一四

秋田市池鯉亭

會長には渡邊副會長、副分團長には片岡山瀬村消防團長並びに系田下川消防團長何れも再選せられ、つづいて一當期間無火災で功績あった大館市消防團その功を賞し佐藤大館市長は分團の無火災表彰を行い

その他來賓の祝辞あって引続き懇親會に移り和氣藹々極めて盛會裡に散会した。

◎庶務に關すること

1 役員の異動

就任年月日	退任年月日	役員名	職	氏名	摘要
昭26.8.28		大館市消防團長		渡部綱次	就任
昭26.8.28		秋田消防團長	副會長	長澤良吉	退任
同		同	同	小泉四郎	就任
昭26.3.14		湯澤町消防團長	同	高橋文太郎	退任
昭26.9.19		縣消防災害課長	理事長	手賀義雄	退任
同		同	同	安部兼吉	就任
昭26.3.31		縣消防災害課長補佐	常任理事	伊藤芳男	退任
昭26.8.28		同	同	伊藤願二郎	就任
昭26.3.10		戸米川村長	理事	皆川進一	同
昭26.3.10		土崎消防團長	同	藤井雄治	同
昭26.4.1		大曲町消防團長	同	柳館民雄	退任
昭26.4.1		刈和野町消防團長	同	土井常吉	就任
昭26.4.10		秋田市消防長	同	熊谷義一	同
昭26.7.1		能代市消防長	同	坂本秀雄	同
昭26.7.2		増田町消防團長	同	小林佐一郎	同
昭26.3.1		鹿角郡消防團長	同	兒玉良太郎	退任
昭26.3.1		同	同	熊谷義一	同

2 會議

(一)福祉厚生事會

昭和二六、三、一八

秋田市松下亭

一、昭和二十四年度歳出決算について

二、会則一部改正について

三、役員の改選について

四、理事の推薦について

五、基本財産の一部處理について

六、昭和二十六年度歳入歳出予算について

夫々可決或は承認を得て處理した

(二)事務擔任者事務打合會

昭和二六、六、九

秋田市松下亭

一、昭和二十六年度事業計画について

二、分擔金の徴收について

三、消防用品の斡旋について

四、報告書類の整理について

五、その他

それぞれ依頼或は督勵して處理した

(三)理事會

昭和二六、六、二四

鹿角郡宮川村

一、動力ポンプ操法大會について

二、消防團大會開催について

三、縣費補助について

四、起債並びに補助金について

五、その他五項について

(決定の上実施に努めた)

(四)理事會

昭和二六、八、二八

會議開催の際に本會より松野會長、小泉、渡邊副會長出席し提出協議事縣は次のとおりでこれが実現に最善の努力を拂わ

四、ポンプの性能検査実施について

五、その他務件

(それぞれ決定して理事會へ提出することにした)

(五)常任理事會

昭和二六、一二、一四

秋田市池鯉亭

一、副會長の推薦について

二、消防團員の災害補償について

三、東北ブロック会議への提出事項について

四、消防會館の建設について

五、会則改正について

六、その他

(それぞれ決定して理事會へ提出することにした)

(六)理事會

昭和二六、一一、一四

秋田市池鯉亭

會長には渡邊副會長、副分團長には片岡山瀬村消防團長並びに系田下川消防團長何れも再選せられ、つづいて一當期間無火災で功績あった大館市消防團その功を賞し佐藤大館市長は分團の無火災表彰を行い

その他來賓の祝辞あって引続き懇親會に移り和氣藹々極めて盛會裡に散会した。

(七)常任理事會

昭和二六、一二、二四

秋田縣連會議室

一、昭和二十六年度追加更正予算について

二、昭和二十七年度事業計画について

三、昭和二十七年度分擔金について

四、その他

(それぞれ決定執行に努めている)

(八)理事擔任者事務打合會

昭和二七、一、二二

縣連會議室

一、分擔金の未納整理について

二、昭和二十七年度歳入歳出決算について

三、昭和二十七年度事業計画について

四、昭和二十七年度歳入歳出予算について

五、会則改正について

六、その他

(それぞれ決定して理事會へ提出することにした)

◎地方だより

◎消防協會大館北秋田支部大館分會評議員會開催

二月十六日大館市公民館において昭和二十七年度評議員會開催され田原會長外六十二名來賓佐藤大館市長、伊藤縣消防協會主事その他多數臨席のもと板本幹事の會務報告あって開會し渡部分會長の挨拶議事に入り議案(一)規約設定の件

(一)役員推薦の件

(二)昭和二十六年度歳入歳出決算、(四)昭和二十七年度歳入歳出予算等それぞれ審議可決或は承認あって閉会した。

◎河邊支部評議員開催會

河辺支部では二月二十七日秋田市縣教育會館において昭和二十七年度評議員會を開催し田原會長伊藤縣消防災害課々長補佐、瀬田川秋田地區警察署長その他の臨席のもと伊藤支部長の挨拶、長門幹事の會務報告あって議事に入り

一、昭和二十六年度歳入歳出加更正予算について

二、昭和二十七年度歳入歳出予算について

三、役員の改選について

等審議決定し議事終了して來賓の祝辞、引続き懇親会に移り席場頗る和氣藹々ともなごやかな雰囲氣裡に散会したが役員の改選は次のとおり推薦せられた。

一、支部長　伊藤川添村消防團長

二、副支部長　佐々木岩見

三、内村消防團長　田村戸米川村消防團長

同　防團長

三、縣協會理事　皆川戸米川村長　武藤豊岩村消防團長

◎東部分會評議員會

消防協會能代市山本郡支部東部分會では三月三日二ツ井町二ツ井営林署公売所において昭和二十七年度評議員會を開催した。

昭和二十七年二月中火災調

日	出火時間	場所	原因	焼失物	坪数	損害額
一	前三時二五分	秋田市土崎港町	炬燵	炬燵障子その他		(内)二,000
二	後四時四五分	仙北郡高梨村	住家一棟全焼	非住家二棟全焼	一五八	一,000
三	前〇時二〇分	由利郡子吉村	電氣コン	非住家一〃	一六	一三七,000
六	後六時四〇分	仙北郡中川村	風呂場	住家一〃	一四	一,080,000
七	前一〇時四〇分	秋田市川尻	ストーブ	床その他	一	一,000
八	〃一二時三〇分	山本郡常盤村	風呂場	住家一棟全焼	四二	四80,000
九	〃一〇時三〇分	仙北郡田澤村	炬燵	火燵端		三,800
〃	後一時四五分	河辺郡上北手村	ストーブ	住家一棟全焼	三五	三80,000
〃	前一時八分	鹿角郡小坂町		非住家一〃	四	一,80,000
一〇	後九時四五分	由利郡小友村	浴室	住家一〃	三	三六,000
一二	前二時四〇分	北秋田郡早口	風呂場	住家二〃	七八	二,080,000
〃	後四時四〇分	北秋田郡町	風呂場	非住家一〃	二八	五二,000
〃	前一〇時二〇分	〃	〃	〃	〃	〃
一二	後一〇時二〇分	由利郡西館村	炬燵	住家一〃	一八	三,000
〃	〃	由利郡笹子村	提灯	〃	〃	〃
一三	前一時三〇分	北秋田郡鷹巣町	炬燵	住家一棟全焼	七六	二,080,000
〃	後八時四五分	平鹿郡川西村	風呂場	非住家一〃半焼	一〇	一80,000
一五	前二時五分	山本郡鹿渡町	〃	住家一〃全焼	三〇	一,000
〃	後九時四五分	仙北郡六郷町	煙突飛火	住家屋根	一〇	五,000
一六	前一〇時四五分	〃	〃	非住家(小火)		五00
〃	後四時三〇分	由利郡石澤村	提灯	住家二棟全焼	一四	二,五六,000
一九	前八時五〇分	南秋田郡船川町	煙突過熱	非住家四〃	四	二,80,000
〃	後四時五〇分	北秋田郡鷹巣町	炬燵	住家三〃	四	二,000,000
二〇	後四時四〇分	山本郡二ツ井町	ストーブ	非住家(小火)	四	四,000
〃	前六時三〇分	〃	〃	〃	〃	〃
二二	前〇時五分	横手市上飛渕	かまど	住家二〃	一	二,000
〃	後二時二〇分	仙北郡花館村	竈	住家一棟全焼	四	九,000
二三	前四時三〇分	平鹿郡黒見村	取	住家一〃	一五	一〇,000
〃	後四時三〇分	横手市旭	灰屋根、羽目板	非住家二〃	一六	八,000
二四	前一時五〇分	由利郡鳥海村	ストーブ	住家一〃	一	一,000
〃	後九時五〇分	南秋田郡船川港町	取	非住家二〃	一六	一,000,000
二五	前一時三〇分	秋田郡船川ローソク	灰	住家一〃	一三	二,000,000
〃	後一〇時三〇分	河辺郡川添村かまど	住家一〃	非住家一〃	一六	三,000
二六	前一〇時三〇分	〃	〃	〃	〃	〃
〃	後九時三〇分	和田町	取	住家(小火)	一〇	三,000
二八	前一時一五分	雄勝郡湯澤町	炬燵	住家二〃及小火	七	一,五三,000
〃	〃	〃	〃	非住家一〃	一	一,000
〃	〃	〃	〃	住家(小火)	二	五,000
計		三〇件			四八二	二,四二一,000

ワタナベ・ポンプ

カタログ進呈

自動車ポンプ
三輪自動車ポンプ
手強ガソリンポンプ

運輸省認定済

株式會社
渡邊喞筒諸機械製作所
本社 新潟柏崎市駅前通
出張所 東京都・長野・弘前・秋田・鶴島

消防被服

甲種 幹部服 {黒サージ製各種寸法 スタイル本位に依り副製美麗仕立縫製

甲種 團服 {黒純綿原手サージ及地 小倉 地

乙種 絆天 {細絹厚手綾 生地 絹明綾 紋織

股引

正帽

略帽

日本一流メーカー製共羅紗地・スタイル他に遜色なし

改襟・附属品・共多少に不拘御用命下さい

近藤商店
秋田市茶町梅ノ丁(セントラル劇場向)

初期防火には
ぜひ {大廉優 / 偉低不 / 力格効 / 効価 / 薬} の
手榴彈消火器
をお勧めします
官廳に、学校に、工場に、倉庫に、家庭にせヒ本品を一
三箇入 壹箱 ¥750
秋田縣代理店 旭友官納商事株式會社
秋田市亀ノ丁本新町27・電話5045番

驚異的最高性能ポンプ出現
大日本消防協会
国家消防廳 推薦
国家消防廳消防研究所
工學博士富塚清先生考案による
驚異的高性能
至便超小型 ルビン消防ポンプ
特殊ロータリー式 BV2型 10HP
性能
水冷式2氣筒10馬力
ガソリン機関
放水量 7.0ガロン尺
吸水高 25尺
放水距離 45度80尺
重量 約28瓩
特殊ターゼン式 T1型 12HP
性能
水冷式2氣筒12馬力
ガソリン機械
放水量 120ガロン
吸水高 25尺
放水距離 45度90尺
重量 約45瓩

……乞御照會・實物供覽……